

The 5th Higashine City Comprehensive Plan Late-Stage Basic Plan



第5次 東根市総合計画 後期基本計画

— 豊かな環境 みんなが選ぶ 住みよいまち —



東根市の位置

東根市は、山形県の中央部、東経140°23'40"、北緯38°25'42"、標高121mに位置し、東は宮城県仙台市、西は西村山郡河北町、南は天童市、北は村山市と尾花沢市に隣接しています。

気候は内陸型で寒暖の差が大きく、年間降水量は1,117mm、平均気温は12.5℃です。

山形空港、山形新幹線が停車するさくらんぼ東根駅、さらには東北中央自動車道インターチェンジを有し、国道48号により仙台圏とのアクセスにも優れている、県内の交通網の要衝となっています。



東根市のここが日本一

■ 東根の大ケヤキ

樹齢1,500年以上、高さ28m、幹回り16mの日本一の大ケヤキは、国の特別天然記念物として指定されており、本市のシンボリックな存在になっています。



■ さくらんぼ

本市は、さくらんぼ生産量日本一のまちです。そして、さくらんぼの最高級品種として名高い「佐藤錦」発祥の地でもあります。平成29年には「東根さくらんぼ」が農林水産省の地理的表示(GI)保護制度に登録されました。

本市では、平成6年に「果樹王国ひがしね」を宣言し、さくらんぼのほかにも、りんご、桃、ラ・フランス、ぶどうなど、果物の生産が盛んです。

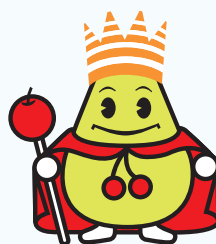


市章



東根市の「ひ」をデザインしたもので、市民の和、青空への広がり、未来へのはばたきも意図しています。

東根市のイメージキャラクター タントくん



さくらんぼ生産量日本一を誇る「果樹王国ひがしね」の国王です。体はラ・フランス、胸にさくらんぼ、りんごの枝を持っています。



東根市民憲章

わたくしたちは
明るく前進する東根市民であることに誇りをもち
愛する郷土のかがやかしい未来をひらくため
この憲章を定めます

- 一 自然を愛し 環境をととのえ
美しいまちをつくります
- 一 奉仕と感謝の輪を広げ
あたたかいまちをつくります
- 一 からだをきたえ 楽しく働き
豊かなまちをつくります
- 一 教養を深め
香り高い文化のまちをつくります
- 一 きまりを守り 進んで力をあわせ
住みよいまちをつくります

「豊かな環境 みんなが選ぶ 住みよいまち」 の実現にむけて



東根市長
鈴木 敬一

本市は、令和3年度に、10年間の長期的視点に立った将来ビジョンを定めた「基本構想」と、前期5年間に必要な施策や事業を体系化した「基本計画」で構成する「第5次東根市総合計画」を策定し、まちづくりの目標や理念を市民と行政が共有しながら、まちづくりを推進してきました。

近年、人口減少と少子高齢化がさらに進み、国・自治体を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えました。この状況は、これまで人口増加を続けてきた本市においても、全国の地方自治体と同様の大きな課題となります。

また、激甚化する自然災害への備えや公共施設の老朽化対策、急速に進むデジタル化への対応など、自治体は大きな時代の変わり目に直面しています。

このような中、前期基本計画における取組を総括したうえで、今後5年間で推進していく施策を掲げた後期基本計画を策定しました。この計画期間において、めざす都市像「豊かな環境 みんなが選ぶ 住みよいまち」を多くの皆様から実感していただけるよう、様々な声に真摯に耳を傾け、持続可能なまちづくりを目指し、各種施策を展開してまいります。市民の皆様をはじめ、関係各位のより一層のご協力とご理解をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました振興審議会、専門家会議、市民会議、市議会の方々に感謝を申し上げますとともに、市民アンケートを通じて貴重な声を届けていただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。

「第5次東根市総合計画 後期基本計画」の 策定にあたって



東根市振興審議会会長
矢口 信哉

目標年度を令和12年度とする第5次東根市総合計画の策定から5年が経過し、この度、今後5年間における基本的な指針となる「後期基本計画」を策定するため、審議をまいりました。計画策定にあたり、ご意見をいただいた振興審議会委員の皆様には深く感謝申し上げます。

本計画は、本市を取り巻く現状と課題を捉えるとともに、将来を見据えた実効性の高い計画として取りまとめられたものと評価しております。

少子高齢化の進行、先行きの見えない物価高騰、労働力不足など、私たちを取り巻く環境は日々変化し、厳しさを増しています。

こうした時代の変化を的確に捉え、前期基本計画に掲げた子育て環境の充実、防災機能の強化と強靱なまちづくりの推進、都市基盤の整備、地域力の向上をはじめとする施策に対する5年間の取り組みを検証し、新たな計画は、これまで以上に誰もが魅力を感じ、訪れたい、住んでみたいと支持されるような「みんなが選ぶまち」、そして市民が住み続ける選択をする「住みよいまち」の方向性を指し示すものとなっています。

本計画が、行政のみならず、市民や企業、地域団体などと一体となって着実に推進され、めざす都市像の実現につながることを期待するとともに、本市のさらなる発展を心より願います。

目次

序章

第1節	後期基本計画策定の趣旨と性格	10
-----	----------------------	----

第2節	基本構想に掲げた 主要な課題に対する取り組み状況	11
-----	-----------------------------------	----

第3節	主要プロジェクトの検証	16
-----	-------------------	----

(1)災害に強いまち推進 プロジェクト	17
(2)ゼロカーボンシティ推進 プロジェクト	18
(3)交通ネットワーク促進 プロジェクト	19
(4)交流のまち推進 プロジェクト	20
(5)教育環境向上 プロジェクト	21
(6)子育て環境向上 プロジェクト	22
(7)ひがしねブランド発信 プロジェクト	23
(8)デジタル戦略推進 プロジェクト	24

第4節	主要指標の現況	26
-----	---------------	----

第5節	土地利用計画の進捗状況	34
-----	-------------------	----



後期基本計画



みんな元気にいきいき暮らす 健やかで住みよいまち

第1節	子育て環境の充実	38
第2節	高齢者福祉の充実	44
第3節	障がい福祉の充実	49
第4節	地域福祉の推進	52
第5節	健康づくりの充実	55
第6節	適正な社会保障の実施	60



自然と環境を未来につなぐ 安全・安心で快適なまち

第1節	防災機能の強化と強靱なまちづくりの推進	63
第2節	消防機能の強化	68
第3節	生活安全の確保	71
第4節	環境保全の推進	74
第5節	都市景観の形成	79
第6節	都市基盤の整備	81
第7節	公共交通の充実	87
第8節	上下水道の整備	90



第3章

力強く魅力いっぱいの 産業と交流のまち

第1節 交流の促進	92
第2節 農林業の振興	96
第3節 商工業の振興	103
第4節 雇用・労働環境の充実	107
第5節 観光の振興	109
第6節 ひがしねブランドの発信	115

第4章

心豊かな人を育てる 教育と文化のまち

第1節 幼児教育・学校教育の充実	118
第2節 生涯学習の充実	124
第3節 芸術・文化の振興	127
第4節 スポーツの振興	129
第5節 文化財・伝統芸能・伝承文化の保護継承	132

第5章

市民みんなの力でつくる 笑顔輝く協働のまち

第1節 協働のまちづくり	134
第2節 地域力の向上	136
第3節 移住・定住の促進	139
第4節 人権の尊重と男女共同参画の推進	142

第6章

計画推進のために

第1節 大げやき行政の推進	145
第2節 広域行政・国県との連携	152





序章



第5次 東根市総合計画の構想概要

まちづくりの課題

東根市を 取り巻く時代の潮流

- 少子高齢化を伴う人口減少社会
- 多様化する社会・共生社会
- 環境問題の深刻化
- 安全・安心意識の高まり
- グローバル化の進展
- 超スマート社会の到来
- 持続可能な開発目標（SDGs）

東根市の主要な課題

- 人口減少と少子高齢化への対応
- 共生社会の実現
- 環境保全と持続可能なまちづくり
- 安全・安心で強靱なまちづくり
- 魅力とにぎわい、活力あるまちづくり
- 国際化の推進
- 産業の振興と後継者の育成
- 教育による人づくり、まちづくり
- それぞれの個性を活かした地域づくり
- 行政デジタル化の促進

新型コロナウイルスにより
引き起こされた社会への対応



めざす将来像

めざす「都市像」「市民像」「行政像」
を次のとおり設定します。

めざす
都市像

豊かな環境
みんなが選ぶ 住みよいまち

めざす
市民像

創造し 支え合う
心豊かな市民

めざす
行政像

大げやき行政

まちづくりの目標

めざす東根市の姿を具現化
するため、次の目標を掲げます。

- ① みんな元気にいきいき暮らす
健やかで住みよいまち
- ② 自然と環境を未来につなぐ
安全・安心で快適なまち
- ③ 力強く魅力いっぱいの 産業と交流のまち
- ④ 心豊かな人を育てる 教育と文化のまち
- ⑤ 市民みんなの力でつくる
笑顔輝く協働のまち

まちづくりの共通理念

協働

安全
安心

交流

共生

調和

+ SDGs の視点

施策の大綱

めざす東根市の姿を具現化するため、次の目標を掲げます。



第1節

みんな元気にいきいき暮らす 健やかで住みよいまち

- (1) 子育て環境の充実 (4) 地域福祉の推進
- (2) 高齢者福祉の充実 (5) 健康づくりの充実
- (3) 障がい福祉の充実 (6) 適正な社会保障の実施



第4節

心豊かな人を育てる 教育と文化のまち

- (1) 幼児教育・学校教育 (4) スポーツの振興の充実
- (5) 文化財・伝統芸能・伝承文化の保護継承
- (2) 生涯学習の充実
- (3) 芸術・文化の振興



第2節

自然と環境を未来につなぐ 安全・安心で快適なまち

- (1) 防災機能の強化と強靱なまちづくりの推進
- (5) 都市景観の形成
- (6) 都市基盤の整備
- (2) 消防機能の強化
- (7) 公共交通の充実
- (8) 上下水道の整備
- (3) 生活安全の確保
- (4) 環境保全の推進



第5節

市民みんなの力でつくる 笑顔輝く協働のまち

- (1) 協働のまちづくり
- (4) 人権の尊重と男女共同参画の推進
- (2) 地域力の向上
- (3) 移住・定住の促進



第3節

力強く魅力いっぱいの 産業と交流のまち

- (1) 交流の促進
- (4) 雇用・労働環境の充実
- (2) 農林業の振興
- (5) 観光の振興
- (3) 商工業の振興
- (6) ひがしねブランドの発信



第6節

計画推進のために

- (1) 大げやき行政の推進
- (2) 広域行政・国県との連携

主要プロジェクト

輝きあふれる東根創生プロジェクト8

- 1 災害に強いまち推進プロジェクト
- 2 ゼロカーボンシティ推進プロジェクト
- 3 交通ネットワーク促進プロジェクト
- 4 交流のまち推進プロジェクト
- 5 教育環境向上プロジェクト
- 6 子育て環境向上プロジェクト
- 7 ひがしねブランド発信プロジェクト
- 8 デジタル戦略推進プロジェクト

序章

第1節

後期基本計画策定の趣旨と性格

第1 計画策定の趣旨

第5次東根市総合計画を策定した令和3年から約5年が経過しました。この間、少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大、気候変動の影響の深刻化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした時代の変化を的確に捉え、新たな行政課題と市民ニーズに対応し、令和12年度を目標年度とする基本構想の実現を図るため、後期基本計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定します。

第2 計画の性格と位置付け

本計画は、基本構想の実現を目指して展開する施策の方向性を明らかにし、今後5年間における市政運営を進めていく上での基本的な指針とするものです。

第3 計画の構成と目標年次

本計画は、基本構想における施策の大綱に沿って、今後5年間で推進を図る施策を掲げたものです。また、向こう3カ年の財政計画も明確にした振興実施計画を毎年策定し、計画の具体化を目指します。

基本構想

これからの社会情勢の動向などを予測し、長期的視点に立って、本市の将来目標とビジョンを定めたもので、市政運営の基本となるものです。

目標年度を令和12年度とし、まちづくりの目標、基本理念、施策の方向性を定めています。

基本計画

本市の将来像実現のために必要な施策を体系化し、中長期的に定めるものであり、行政が取り組む施策や事業を明らかにしていきます。後期基本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までとします。

実施計画

基本計画で示した施策の実現を図るために実施する事業の実施時期、内容、財政計画を明らかにすることによって、各年度の予算編成の基本指針とするものです。計画期間は3カ年とし、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに弾力的に対応するため、ローリング方式により、毎年策定します。

第2節

基本構想に掲げた主要な課題に対する取り組み状況

本市ではこれまで「第5次東根市総合計画」における目指す都市像「豊かな環境 みんなが選ぶ 住みよいまち」の実現を目指し、市民や企業、地域団体等と一体となって、取り組みを進めてきました。

計画最終年度である令和12年度に向け、今後、新たなニーズにも対応した施策のさらなる推進を図るには、これまでの取り組みを検証し課題を明確にすることが不可欠です。

はじめに、これまでの取り組みを振り返ります。

(1) 人口減少と少子高齢化への対応

全国的な人口減少と少子高齢化はさらに進み、増加を続けてきた本市の人口も近年はほぼ横ばいで推移しています。人口減少と少子高齢化は、全国の自治体と同様、本市においても最も大きな課題です。

そのような中「子育てするなら東根市」を標榜し、先駆的な子育て支援策を継続して実施してきた結果、本市の合計特殊出生率は、前期計画期間においても、全国及び県の値を常に上回っています。しかしながら、未だ少子化傾向の改善には至ってはいないことから、今後は、未婚化・晩婚化への対応等の少子化対策と合わせて、令和7年度に策定した「東根市こども計画」のもと、こどもを中心においた施策展開を図るなど、引き続き、こども・子育て支援を推進する必要があります。

また、令和7年の本市の総人口に占める老年人口（65歳以上の人口）の割合は28.3%で、平成27年（10年前）と比べると2.2ポイント上昇しており高齢化の傾向が顕著に表れています。こうした中で、活気あるまちづくりのためには、高齢者の活躍が重要になってきます。高齢者が健康でいきいきと活動し、充実した生活を送れるような環境づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。

(2) 共生社会の実現

令和元年に制定した「東根市障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例」の理念に基づき、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、施策を推進してきました。

令和4年に開園した公設公営の保育施設である「ひがしねこども園」では、障がいのあるこどもに加え、医療的ケア児の保育にも対応しています。あわせて、医療的ケア児の社会参加のために必要な力を培うという視点も含め、小学校においても体制を整備しています。子育て・教育分野におけるこうした取り組みは、こどもの時から、すべての人が平等に尊重され、共に理解し合う意識の醸成にもつながっています。

インクルーシブ※¹やダイバーシティ※²の必要性が叫ばれる中で、人口減少という課題も相まって、共生社会を実現させることの重要性はますます高まっています。市民一人ひとりが、障がいや多様性への理解を深めることにより「心のバリアフリー」を醸成するなど、意識啓発とともに、今後は外国人住民の増加に対応した「多文化共生社会」の推進にも積極的に取り組んでいく必要があります。

(3) 環境保全と持続可能なまちづくり

令和2年の「ゼロカーボンシティ」の表明を契機に、本市の環境保全への機運は一段と高まりました。令和4年度には「東根市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を策定し、この計画のもと市民・事業者・行政の各主体が一体となった具体的な施策を総合的に推進しています。

近年は、市民の活動や意識高揚とともに、企業など事業活動における脱炭素化に向けた新たな取り組みが開始されるなどの展開も見られます。

第5次東根市総合計画が令和12年度の都市像として見据える「豊かな環境」を継承し、「持続可能なまち」として未来に引き継ぐため、市全体としての積極的な取り組みを引き続き展開していく必要があります。

※1 インクルーシブ：年齢、性別、障がいの有無、家庭環境などにかかわらず、誰もが排除されることなく、地域や社会の中で共に暮らし、参加できる考え方。

※2 ダイバーシティ：人々が持つさまざまな違い（価値観、背景、特性など）を認め合い、尊重する考え方。

(4) 安全・安心で強靱なまちづくり

全国的に自然災害が頻発している中、本市においては、令和2年7月に豪雨による災害が発生し、広範囲で浸水が確認されるなど、市民生活に大きな被害をもたらしました。その災害を教訓とし、令和4年に避難所機能や防災備蓄機能などを備えた防災拠点施設として「西部防災センター」を整備しました。常日頃から防災訓練や研修にも活用し、地域防災力の向上につながっています。また、豪雨が発生したとしてもその被害を未然に防ぐため、近年では雨水処理対策に重点を置いた整備をするなど、対策を強化しています。災害のリスクに備えながら、被害は最小限に抑え、被災したとしても速やかに立ち直ることができる「強靱なまちづくり」を継続して進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症は収束しましたが、新たな感染症の拡大などが発生する可能性もあります。さらに近年は、豪雨災害のほかにも、異常気象による猛暑の常態化と農業等への影響、街中へのクマ出没の頻発化など、市民の日常に潜む新たなリスクも発生しています。これらのいかなるリスクが発生したとしても、市民が安全で安心に日々の生活を送れるよう、適切に対策を講じることが求められています。

(5) 魅力とにぎわい、活力あるまちづくり

本市は、県内高速交通網の要衝として国内主要都市とのアクセスに優れており、その優位性は「魅力とにぎわい、活力あるまちづくり」に大いに貢献しています。6月の果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会をはじめとする四季折々のイベント、産直施設や子育て関連施設などは本市の魅力として確立され、交通網を活かした県外からの来客の増加、関係人口の拡大、そしてにぎわいの創出につながっています。また、令和4年10月には東北中央自動車道の東根尾花沢間が全線開通したことで、利便性は一層向上し、地域経済の活性化にも寄与しています。

交通網の要衝としての優位性の維持と新たな魅力とにぎわいを創出するため、交流及び情報発信の拠点となる「道の駅」の整備を進めるほか、引き続き関係機関と連携し、二次交通の構築などさらなる利便性の向上を図る必要があります。

また、交通網の利便性向上と合わせて、地域の活力維持のため、周辺地域におけるデマンド型交通など、公共交通ネットワークの充実を図ることが求められています。

こうしたハード面での整備と併せて、本市の魅力とにぎわいを広く発信することも重要です。SNSやホームページ、広報誌など各媒体の特性を活かした一層効果的な情報発信をしていく必要があります。

(6) 国際化の推進

本市では、平成29年を「国際交流元年」と位置づけて以降、ドイツのインゲルハイム・アム・ライン市との交流をはじめ、様々な分野において国際化を推進しています。新型コロナウイルスの影響で、交流を縮小せざるを得ない時勢もありましたが、その間も国際交流員（CIR）を継続的に任用し、異なる文化に触れる機会を創出しながら、交流の継続とあわせて、国際性豊かな人材の育成にも取り組んできました。

近年は本市に在住、来訪する外国人は年々増加しており、本市における国際化の進展を肌で感じられるようになりました。今後は単なる交流にとどまらず、外国人住民が地域社会の一員として活躍できるよう、デジタル技術の活用や、関係団体との連携を図りながら、外国人住民の生活環境を整備することがより一層求められています。

(7) 産業の振興と後継者の育成

「果樹王国ひがしね」を宣言する本市において、農業の振興を担う後継者不足という課題が深刻さを増しています。全国的な傾向と同様に、少子化の進行のほか、労働や所得の課題、農業を始める際に必要な高額な初期費用などが大きな要因と考えられます。本市では、持続可能で安定した生産環境の構築に向け「果樹産地強化事業」等の継続的な実施と合わせて、「地域おこし協力隊制度」の活用や「新規就農者育成総合支援事業」等の実施による新規就農者の育成と経営基盤強化に注力して取り組んでいます。

今後も、基幹産業である農業を中心に、商工業を含めた持続可能な産業振興と、深刻化する後継者不足への対応を、関係団体との連携を図りながら、重点的に進める必要があります。

また、本市のブランド力の向上も産業の振興には不可欠な要素です。外部人材の受け入れなどを通じて、民間のノウハウを取り入れた事業を展開するなど、「ひがしねブランド」向上に向けた取り組みの裾野を広げています。引き続きGI「東根さくらんぼ」を軸にした「ひがしねブランド」を確立するため、ふるさと納税などの制度を最大限に活用するなど、戦略的な取り組みが求められています。

(8) 教育による人づくり、まちづくり

本市はこれまで、まちづくりは地域を担う人づくりであると考え、人づくりのための教育並びに子育て支援の取り組みを積極的に実施してきました。

制度創設から令和7年度で11年目を迎えた「小規模特認校制度」はその成熟度が増しています。令和7年度までにすべての小中学校で設立された「学校運営協議会」での熟議を通し、こどもたちの学びや育ちを地域全体で支える機運を高め、地域や学校の特性を活かした特色ある学校づくりにつなげていきます。

一方で、増加傾向にある不登校児童生徒に対応するための環境づくりなど、重点的に取り組むべき課題も増えています。

本市では、令和2年度に県内でいち早く児童生徒1人1台端末を整備したことを皮切りに、ＩＣＴ機器の整備やＩＣＴ支援員の配置などＩＣＴ教育の環境整備を積極的に進め、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」を定着させてきました。今では当たり前となった端末の活用を、さらに効果的なものにするため、令和7年度には、端末の更新期に合わせてより高性能な端末を導入しました。今後はＡＩ型学習教材の導入などにより、一層の個別最適な学びの充実を図ることが求められています。

平成28年に「集い、学び、創造する 情報と芸術文化の交流拠点」としてオープンした「まなびあテラス」は、令和8年度にオープン10周年を迎え、これまでの来館者は施設全体でのべ240万人を数えます。文化活動は生活に「ゆとり」や「潤い」をもたらし、今後さらにそのニーズの拡大、多様化は高まることが想定されます。拠点施設の改修など環境整備を進めるとともに、各施設の連携強化を一層図り、市民の生涯学習・文化活動を推進していく必要があります。

(9) それぞれの個性を活かした地域づくり

本市の人口分布は、中央部に偏り、周辺部の多くでは人口の減少が続いています。人口の減少は、コミュニティ活動に支障をきたすほか、地域力低下の要因にもなることから、定住促進事業における周辺部の地区加算の上乗せ補助を増額するなど、周辺部への移住誘導を図っています。人口の減少傾向の中にあっても、それぞれの地域がもつ地域資源や景観など様々な魅力を活かし、住民同士のつながりを希薄化することなく、地域コミュニティの活性化を図ることが求められています。

(10) 行政デジタル化の促進

本市の取り組む基本姿勢を示した「東根市デジタル変革（DX）推進計画」を令和4年度に策定しました。計画内に示した、市のデジタル変革に向けた「市民サービス」・「行政」・「地域」の各施策展開の方向性に基づき、総合的にデジタル変革を推進しています。

行政デジタル化については、行政手続きの簡素化やオンライン化、業務におけるＩＣＴの活用などを進めてきました。しかし、デジタル技術はＡＩ技術の活用など、急速に進化し続けています。市民の利便性の向上に向けて、行政のデジタル化をさらに進めていく必要があります。

第5次東根市総合計画では、基本構想において、まちづくりの目標を達成し、めざす将来像を実現するため、10年間で特に重点的かつ横断的に対応すべき施策を「輝きあふれる東根創生プロジェクト8」と名付け、重点的に取り組んできました。

それぞれの事業ごとに実施状況を検証しました。

輝きあふれる東根創生プロジェクト8

- 1 災害に強いまち推進 プロジェクト
- 2 ゼロカーボンシティ推進 プロジェクト
- 3 交通ネットワーク促進 プロジェクト
- 4 交流のまち推進 プロジェクト
- 5 教育環境向上 プロジェクト
- 6 子育て環境向上 プロジェクト
- 7 ひがしねブランド発信 プロジェクト
- 8 デジタル戦略推進 プロジェクト

1 災害に強いまち推進 プロジェクト

- 西部防災センターの整備
- 情報を迅速、正確に伝えるための有効な手段の導入促進
- 感染症対策の導入促進など、避難所内環境の向上
- 公共下水道の雨水幹線や市道の雨水排水対策など、雨水対策施設の整備促進
- 地域防災力の向上

令和2年7月豪雨を教訓とし、西部地区の防災力向上を目的に整備を進めてきた「西部防災センター」が令和4年9月にオープンしました。避難所機能や防災備蓄機能などを備えた防災拠点施設として、防災訓練などにも幅広く活用され、市民の安全安心が図られています。今後は、有事の際の避難者の生活環境を整えるなど、避難場所の確保や充実が求められます。

また、市LINE公式アカウントによる情報発信など、より有効な情報伝達を行うほか、避難所において積極的に資材を導入し、環境向上に努めています。

集中豪雨による内水被害を防止するため、中央地区内や蟹沢地区などにおいて雨水幹線の整備を進めてきました。また、令和6年には「雨水出水浸水想定区域」を指定し、被害発生時の円滑かつ迅速な避難につなげ、被害の軽減を図るなど、雨水排水対策と被害の軽減に向けた取り組みを強化しています。今後とも、関係機関と連携を図りながら、総合的な治水対策の実施が必要です。

近年激甚災害が頻発しています。明日発生するかもしれない災害の被害を最小限にとどめるには、地域防災力の向上が不可欠です。そのためには、施設の整備だけでは不十分であり、そこに地域住民の高い防災意識が伴って、はじめて向上します。各地区の特性に合わせた地区防災計画及び個別避難計画の策定を推進するとともに、防災訓練の実施などをとおして、常日頃からの防災意識の醸成に努めることが重要です。

2 ゼロカーボンシティ推進 プロジェクト

- 市民・事業者・地域と連携したゼロカーボンシティの実現に向けた事業の推進
- 環境ISO14001事業（地域版・家庭版・学校版環境ISO）の推進
- 環境負荷の少ない移動手段の導入促進
- 再生可能エネルギー設備の導入促進
- 公共空間の緑化推進
- 公共施設等のZEB※1化促進
- みらい環境創造基金の活用によるゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくり

令和4年度に策定した「東根市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」に基づき、省エネ健康住宅の新築・購入、太陽光パネルや蓄電池、電気自動車のバッテリーの電力を住宅等で使用するために必要なV2H充放電設備設置や宅配ボックス設置等への補助を実施し、市民や事業者の環境への意識高揚を図りながら、ゼロカーボンシティの実現に向け、各種事業を推進しています。また、市内企業においては、脱炭素化に向けた大規模な設備導入等が見られるなど、その動きが加速しています。

今後は、市民及び事業活動における脱炭素のさらなる推進を図り、地球温暖化対策や循環型社会の構築に向けた取り組みを促進していく必要があります。

二酸化炭素排出削減のため、公共空間の緑化を進めています。地球温暖化防止施策の推進のために創設した「みらい環境創造基金」を活用し、令和4年に開園したひがしねこども園舎の壁面緑化と植樹、令和6年には大森山公園クロスカントリーコース構内への植樹を行うなど、ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくりを積極的に進めています。また、公共施設等では省エネ化などを進めています。

2050年というゴールに向かい、小さな一歩を積み重ね「豊かな環境のまち」であり続けるため、今後ともさらなる意識醸成と、継続した取り組みが求められています。

※1 ZEB：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で「ゼブ」という。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

3 交通ネットワーク促進 プロジェクト

- 国道48号のバイパス化及び地域高規格道路としての整備促進
- 幹線道路の整備促進
 - ・ 国道287号（国道13号～谷地橋）の4車線化の促進
 - ・ 高速道路に接続する幹線道路の整備促進

仙台圏と山形圏を結ぶ重要な路線である国道48号については、災害が頻発する中、事前通行規制区間解除に向けたバイパス整備の必要性が増しています。また近年、東北では縦軸の道路が整備されたことにより、太平洋側と日本海側を結ぶ横軸としての重要性が高まっています。地域高規格道路としての整備促進とあわせて、国や関係機関への要望を強めています。

東根インターチェンジから東側、県道山形羽入線との交差点までの区間において、山形県による4車線化事業を実施中です。令和4年10月に東北中央自動車道（東根～尾花沢間）が全線供用開始となったことで、東根インターチェンジに接続する国道287号の交通量が増加しており、集落間の連絡機能を保持のため引き続き4車線化の整備促進を図ることとしています。

4 交流のまち推進 プロジェクト

- 大森山周辺の交流拠点機能の強化
 - ・ 交流及び情報発信の拠点となる「道の駅」の整備
 - ・ 「大森山公園クロスカントリーコース」の整備
 - ・ 周辺の施設間の連携強化、市内の魅力ある場所や施設との連携強化
- 国際交流の促進
 - ・ グローバル化に対応した環境づくり、人材育成の促進
 - ・ 国際理解の推進、外国人も暮らしやすいまちづくり
 - ・ ドイツのインゲルハイム アム ライン市との交流促進、海外姉妹都市提携の実現

大森山周辺の交流拠点となる「道の駅」の整備基本計画を令和6年度に策定し、オープンに向けて事業を進めています。今後は、交流拠点機能の強化のため、令和6年度にオープンした「大森山公園クロスカントリーコース」とともに、「ひがしねあそびあランド」や農協産直施設「よってけポポラ」等の周辺施設との連携強化が重要になります。

本市における外国人住民は年々増加傾向にあり、さまざまな分野でグローバル化が進んでいます。国際交流関係団体と連携し、外国人住民との交流機会の拡大を図るほか、小中学校ではイングリッシュキャンプの開催等を通して国際理解の醸成を図るなど、グローバル化に対応した環境づくりを進めています。

ドイツのインゲルハイム アム ライン市との海外姉妹都市提携に向けた交流を進めています。新型コロナウイルス感染症の影響などにより、相互の訪問は一時中断しているものの、オンライン上で継続的に小学生同士の交流や市幹部とのミーティングを重ねるなど、絆を深めています。

5 教育環境向上 プロジェクト

- 神町中学校（増築）の整備による教育環境の向上
- 特別教室など小中学校の全ての学びの空間における空調設備の整備
- ICT環境の整備及び効果的な活用促進
- 確かな学力とともに、変化する社会に対応する力を育む教育の質の向上

生徒数増加に伴い教室が不足し仮設校舎により対応していた、神町中学校の増築工事が完了し、生徒たちが安全・安心、快適に学習できる環境が整いました。今後も、老朽化が進む学校施設の計画的な改修などにより、安全・安心でより良い教育環境を確保していく必要があります。

夏季における児童生徒の体調管理のため、従来普通教室のみに整備していた空調設備を特別教室等にも整備を進めるなど、教育環境の充実に努めています。近年の異常気象による猛暑の影響も踏まえ、より充実した対応が求められています。

令和2年度に国のGIGAスクール構想に基づき児童生徒1人1台端末を導入してから5年が経過し、児童生徒の主体的な学びをさらに促進するため、より高性能な端末を導入しました。また、小中学校のすべての普通教室に電子黒板を整備するなど、ICT環境の整備も進めており、社会の急速なデジタル化に適切に対応できるこどもたちの育成に注力しています。引き続き、ICT環境の整備を進めるとともに、一層の効果的な活用が求められています。

児童生徒の確かな学力を育むには、教職員の対応力や能力を向上させることも重要です。有識者を招いての授業研究会の開催や先進地視察など、教職員の指導力向上はもとより、こどもたちの生きる力と確かな学力向上に向けた取り組みを進めており、今後もより効果的な取り組みを模索しながら、継続して展開していく必要があります。

6 子育て環境向上 プロジェクト

- ひがしねこども園の整備、さくらんぼ保育所の移転改築
- 障がい児保育や医療的ケア児保育など、
多様な保育の希望に対応できる体制づくり
- 地域において気軽に遊び、交流できる身近な場所づくり
- 子ども家庭総合支援拠点の整備検討

令和4年度に公設公営の保育施設として、ひがしねこども園が開園し、民間では難しい医療的ケア児を受け入れるなど、本市における保育の先導的な役割を担っています。また、令和7年度から保育所等に対し、障がい児の保育を担当する保育士等を加配するために必要な経費を補助することで、障がい児の受け入れがしやすい環境づくりを進めるなど、多様化する保育ニーズへ対応できる体制の強化を図っています。また、老朽化したさくらんぼ保育所は、令和8年度の開園を目指し、旧神町小学校の跡地に民設民営方式により移転新築しました。

さくらんぼタントフルセンターのけやきホールやあそびあランドは、地域の子育て支援の拠点として、こどもがのびのび遊べる環境を提供しています。各施設において、各種イベントを展開し、利用者の交流を図るとともに、遊育・共育の実践及び普及を進めています。地域において遊び、交流できる身近な場所として、地区における公園整備を検討しています。

子ども家庭総合支援拠点の機能も持ち合わせた「こども家庭センター」を令和5年に設置し、こどもとその家庭が安心した生活を継続できるよう、妊娠初期から子育て期までそれぞれのステージに応じた支援を切れ目なく行っています。今後も関係機関と連携しながら包括的な支援に努めます。

7 ひがしねブランド発信 プロジェクト

- 果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会のさらなるグレードアップ
- G I「東根さくらんぼ」の発信と活用促進
- 農産物の海外販路の拡大に向けた取り組み強化
- 農業後継者・担い手の確保と育成促進、耕作放棄地の解消

本市の初夏の一大イベントとして全国的にも定着した「果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止やオンライン大会を余儀なくされた年もあったものの、令和5年度には4年ぶりにリアル大会を開催し、以前と変わらない盛り上がりを見せています。引き続き、ひがしねブランド発信のための大きな柱として、魅力ある大会づくりに努めます。

平成29年に登録されたG I「東根さくらんぼ」は、本市のブランド強化に大きく寄与しています。令和3年4月には、日本国内農産物としては初めてタイにおいてG I認証を受けるなど、ひがしねブランドの名を国内のみならず、国外へも発信しています。今後も品評会の開催や大都市圏へのプロモーションを継続するなど、認知度向上に向け取り組みを強化するとともに、生産者や集荷業者にとって、取り組みやすい環境を整え、出荷量の拡大に向けた取り組みを推進していきます。

農産物の販路拡大推進のため、令和4年度に「第2次果樹王国ひがしね輸出推進戦略」を策定し、取り組みを進めています。タイ、シンガポール、香港等にさくらんぼ、桃、ラ・フランス、啓翁桜等を輸出しているほか、輸出対応力を持つ生産者の育成にも取り組んでいます。国内の人口減少が進む中、海外市場に目を向けた取り組みが一層重要となることから、農協や輸出取組事業者との連携をさらに密にし、取り組みを強化していく必要があります。

本市の基幹産業の一つである農業において、後継者・担い手の不足は大きな課題となっています。積極的な取り組みが求められる中、新規就農希望者への支援施策の充実、地域おこし協力隊制度の活用を進めているほか、意欲ある農業者への利用集積促進に向け、農用地利用改善団体との連携強化を図っています。今後は継承にかかる需要と供給をマッチングさせる取り組みを展開するなど、後継者確保に向けた取り組みも進める必要があります。

8 デジタル戦略推進 プロジェクト

- デジタル技術を活用した社会変革を総合的に推進するための戦略策定
- 市民サービスのデジタル変革の推進
 - ・ 行政手続きのオンライン化の促進、マイナンバーカードの普及促進
 - ・ 行政情報の発信におけるデジタル技術の活用
- 行政デジタル変革の推進
 - ・ 書面主義・押印原則・対面主義など、制度・慣行・意識の見直し
 - ・ 研修の充実や民間の専門人材の活用などによる人材の育成
 - ・ 標準仕様に基づく基幹システムの速やかな導入
 - ・ A I や R P A ※2 など、デジタル技術の活用による業務効率化の推進
 - ・ 教育分野における I C T 環境の充実
- 地域デジタル変革の推進
 - ・ 各産業分野における A I 、 R P A など先端技術の導入に向けた支援検討
 - ・ 企業などにおけるテレワークの推進

令和4年度に「東根市デジタル変革（DX）推進計画」を策定しました。計画内に示した、市のデジタル変革に向けた「市民サービス」・「行政」・「地域」の各施策展開の方向性に基づき、総合的にデジタル変革を推進しています。

市民の利便性向上を図るため、各種行政手続きについて、県が運用する「やまがたe申請」や、マイナンバーカードを活用した国の「マイナポータル」を通じた電子申請での受付を進めています。また、オープンデータライブラリや公開型G I Sを導入し、行政情報を広く発信しています。今後は、「書かない・待たない・回らない窓口」の検討を進めるなど、さらなる市民サービスの拡充が求められています。

※2 R P A : Robotics Process Automation。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

業務の生産性向上や人手不足解消に向け、行政事務におけるデジタル変革も進めています。法的に必要となるもの等を除いた押印省略を実施するなど、従来の制度や意識の見直しを図ることと合わせて、AIなどのデジタル技術を積極的に活用し、業務の効率化を進めています。

地域デジタルの変革も進めています。コロナ禍を契機として商工業や農業の支援制度を実施したほか、プレミアム商品券におけるアプリ導入などにもよって、地域経済におけるデジタル環境の整備が進み、市民がデジタル技術に触れる機会も増えています。また、デジタル化のメリットを享受できる地域社会の実現を目指し、人材育成を目的とした「やまがたAI部」への支援や、デジタルデバйд対策としてスマホ講座を開催するなど、地域にデジタルが溶け込むための取り組みを進めています。

デジタル変革は一朝一夕で実現できるものではありません。継続的な取り組みの深化が、一人ひとりの意識改革につながり、デジタル変革を生み出します。

今後も市民が便利に安心して暮らせる住みよいまちに向けた施策の展開が求められています。

(1) 定住人口

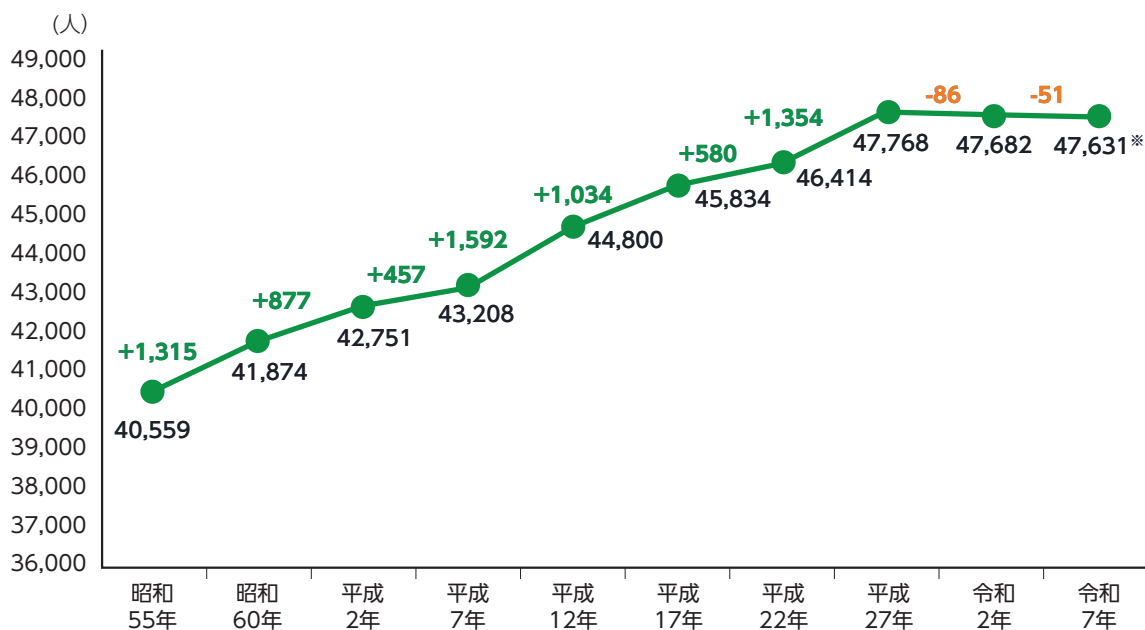
本市の定住人口は、昭和52年（1977年）から増加し続けましたが、令和2年（2020年）の国勢調査では横ばいに転じ47,682人となっています。全国的に人口減少が進む中、これまで人口を維持していることは、農工一体のまちづくりや土地区画整理事業、子育て支援の充実や教育によるまちづくりなど、さまざまな施策を展開した成果です。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の人口は、令和12年（2030年）に46,248人、令和42年（2060年）には38,512人になると予測されています。しかしながら、これまでの本市の歩みが示すとおり、今後も魅力あふれるさまざまな施策を展開していくことで、本計画期間は一定規模の人口を維持し、その後も減少幅を抑制していくことが可能と考えます。

このようなことから、各施策の効果を見込み、令和12年（2030年）の人口を47,200人、長期的には令和42年（2060年）の人口を43,561人と推計します。

なお、総合計画における基本構想は、10年間の構想であることから見直ししないこととしていますが、並行して策定している「東根市人口ビジョン（令和8年改訂版）・第3期東根市総合戦略」において2060年までの人口推計を改めて定めたことから、基本構想における推計値を修正することとします。

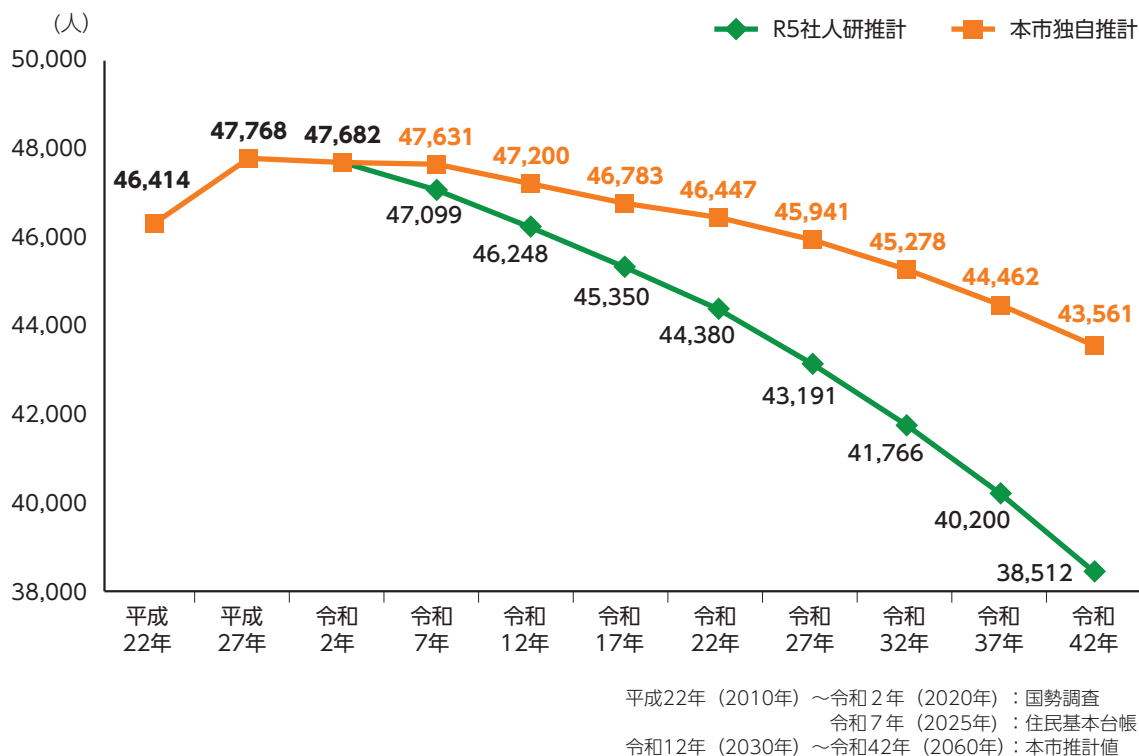
定住人口の推移



昭和55年（1980年）～令和2年（2020年）：国勢調査
令和7年（2025年）：住民基本台帳

※47,631人：国勢調査人口と住民基本台帳人口は調査対象が異なるが、本計画策定時点では令和7年の国勢調査人口が公表されていないことから、令和7年には住民基本台帳人口（1月1日時点）を用いた。

将来人口推計



(2) 年齢別人口

年齢別人口は、令和7年（2025年）の住民基本台帳では、

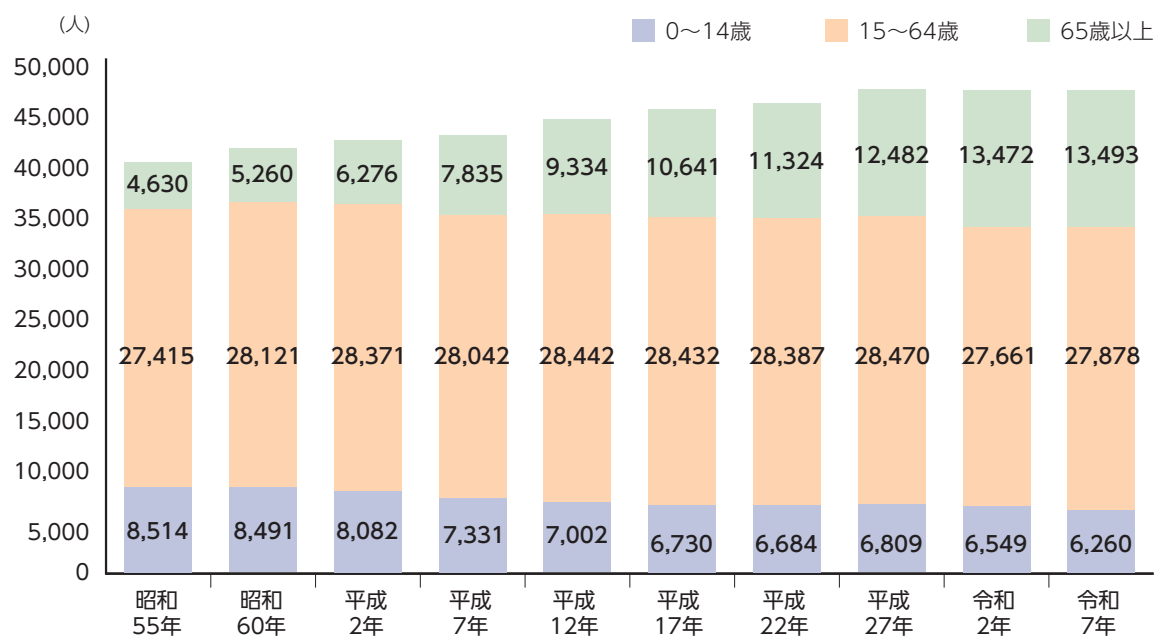
- 年少人口（0歳～14歳）…………… **6,260人（構成比13.2%）**
- 生産年齢人口（15歳～64歳）…………… **27,878人（構成比58.5%）**
- 老年人口（65歳以上）…………… **13,493人（構成比28.3%）**

であり、令和2年（2020年）の国勢調査との比較では、

- 年少人口…………… **289人の減** 構成比 **0.5ポイント減**
- 生産年齢人口…………… **217人の増** 構成比 **0.5ポイント増**
- 老年人口…………… **21人の増** 構成比 **増減なし**

となっています。

年齢別人口※

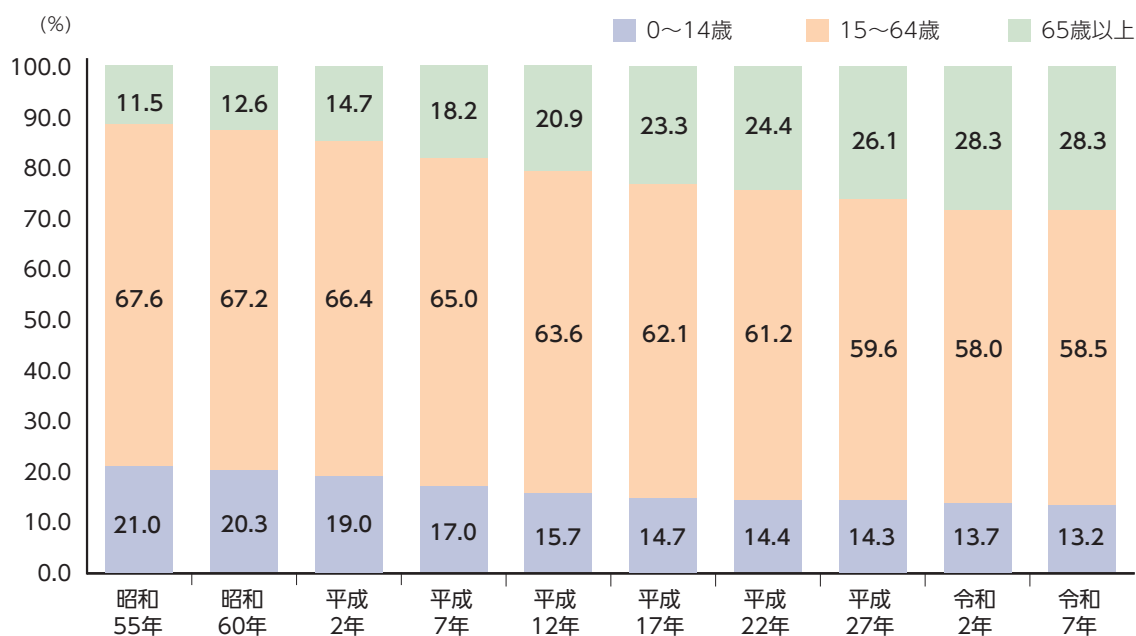


昭和55年（1980年）～令和2年（2020年）：国勢調査

令和7年（2025年）：住民基本台帳

※年齢別人口：国勢調査の人口には年齢不詳も含まれる。そのため、年齢別人口の合計と国勢調査の人口は、一致しない場合がある。

年齢別人口の構成比



昭和55年（1980年）～令和2年（2020年）：国勢調査

令和7年（2025年）：住民基本台帳

(3) 世帯数

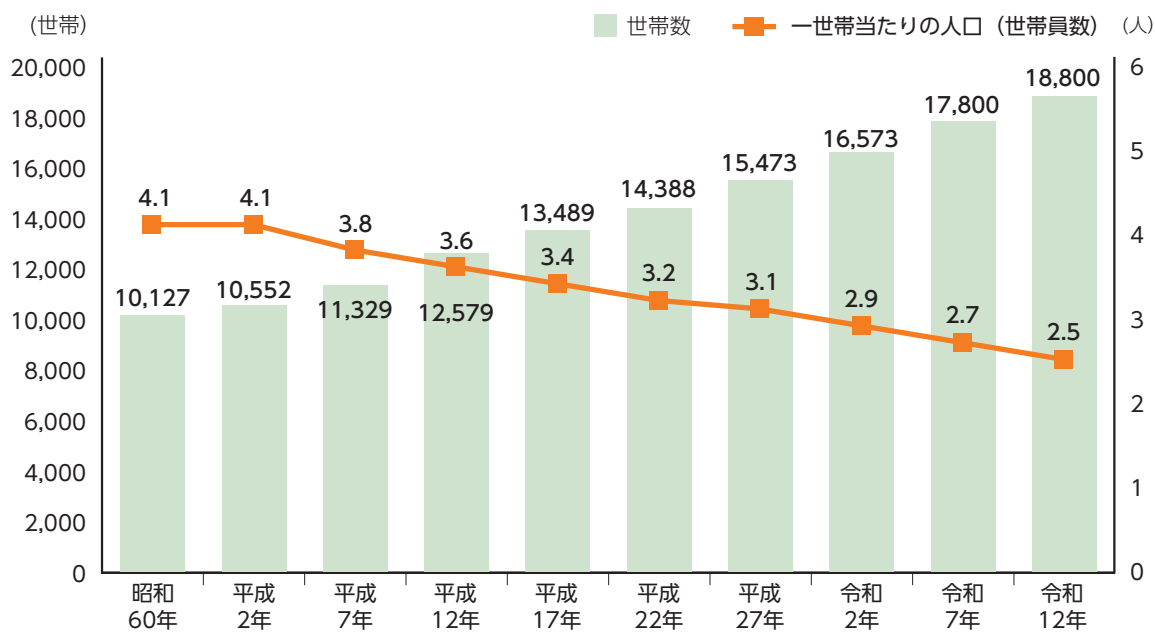
世帯数は、社会増が続いていることに加え、核家族化や単身世帯が増えたことなどの影響により、増加が続いています。

令和2年（2020年）の国勢調査では、世帯数が16,573世帯、1世帯当たりの世帯員数が2.9人となり、平成27年（2015年）との比較で、世帯数は1,100世帯の増、1世帯当たりの世帯員数は0.2人の減となっています。

今後も核家族化の進行や単身世帯の増加が予測されることから、令和12年（2030年）には、世帯数は18,800世帯、1世帯当たりの世帯員数は2.5人になるものと推計します。

なお、並行して策定している「東根市人口ビジョン（令和8年改訂版）・第3期東根市総合戦略」において当該推計値を定めていることから、基本構想における推計値を修正することとします。

世帯数



昭和60年（1985年）～令和2年（2020年）：国勢調査
令和7年（2025年）～令和12年（2030年）：本市推計値

(4) にぎわい指数（関係人口）

本市の令和6年度（2024年度）におけるにぎわい指数（関係人口※1）は1,384,000人となっており、現時点で、基本構想における令和7年度（2025年度）の推計値1,310,000人を上回っています。

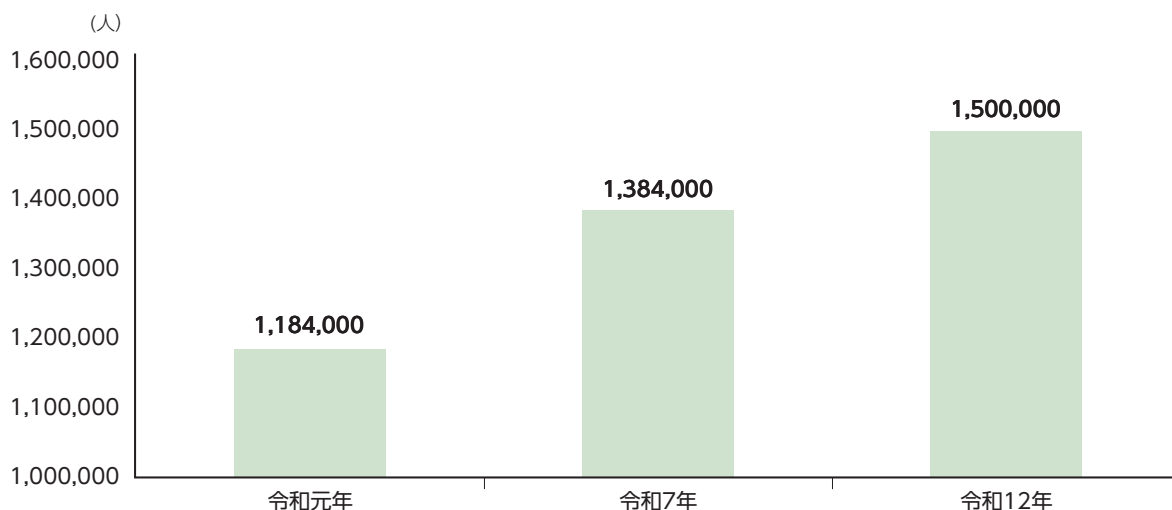
本市が進めてきたまちづくりが市内外の多くの人々に高く評価され、本市を訪れてみたいと思うような関心度の高まりとともに、魅力あるイベントの開催をはじめとするさまざまな取り組みが、本市のにぎわいの創出とひがしねファンの拡大につながっていることが表れています。

今後も後期基本計画に掲げる施策に取り組むことによって、さらなる増加が期待できます。こうしたことから、基本構想における令和12年度（2030年度）の推計値を1,460,000人から1,500,000人に修正します。

にぎわい指数（関係人口）の構成

- ① さくらんぼマラソン大会など「主要イベント」への市外からの参加者数
- ② 観光果樹園や農協産直施設「よってけポポラ」など「観光施設等」への市外からの来場者数
- ③ 子育て支援施設など「本市ならではの施設」への市外からの来場者数
- ④ ふるさと納税寄附者など「来訪者以外の“ひがしねファン”」

にぎわい指数（関係人口）



令和元年（2019年）：延べ人数
令和7年（2025年）～令和12年（2030年）：本市推計値

※1 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。各地域において、どのような人にどのように関わってもらおうのかを考えた結果として、地域の実情に応じて導き出されるものとされている。

(5) 就業人口

就業人口（就業者数）は、令和2年（2020年）の国勢調査では25,069人で、産業別に見ると、

- 第1次産業 **2,832人（構成比11.5%）**
- 第2次産業 **7,785人（構成比31.6%）**
- 第3次産業 **13,995人（構成比56.9%）**

※分類不能：457人

であり、平成27年（2015年）との比較では、

- 第1次産業 **213人の減 構成比 0.8ポイント減**
- 第2次産業 **174人の減 構成比 0.5ポイント減**
- 第3次産業 **198人の増 構成比 1.3ポイント増**

となっています。

	平成27年国勢調査の 実績値	令和2年国勢調査の 実績値	基本構想 (令和2年推計)
総 数	25,281人	25,069人	24,826人
第1次産業	3,045人	2,832人	2,895人
第2次産業	7,959人	7,785人	8,022人
第3次産業	13,797人	13,995人	13,909人
分 類 不 能	480人	457人	

第1次産業及び第2次産業については、農業や製造業などの就業者数が減少しており、基本構想策定時の推計を下回る結果となっています。

一方で、第3次産業については、平成27年（2015年）以降、サービス産業を中心に増加傾向にあり、基本構想策定時の推計を上回る結果となっています。

(6) 市内総生産等

市内の経済活動の成長度や水準を示す市内総生産^{※2}については、令和2年度（2020年度）に3,535億円となるなど、これまで堅調に推移してきましたが、令和3年度（2021年度）以降は減少に転じています。

産業別にみると、第1次産業については、農業就業者数の減少が進む一方で、収益性の高い魅力ある農業の推進に加え、「東根さくらんぼ」の地理的表示（GI）保護制度や、ふるさと納税制度の活用など、各種農業振興策を展開してきたことにより、総生産は維持しています。

第2次産業については、令和3年度（2021年度）以降大きく減少しています。その背景として、新型コロナウイルス感染症の影響による全国的なサプライチェーンの制約に加え、ウクライナ情勢の影響による原材料価格の上昇や、円安による輸入物価の上昇などが挙げられます。

第3次産業については、卸売・小売業や不動産業に加え、医療や福祉分野を含む保健衛生・社会事業などにおける需要が比較的安定して推移していることから、総生産は概ね堅調な動きを示しています。

一人当たり市民所得^{※3}については、これまで雇用者報酬の増加などを背景に、堅調に推移してきたものの、令和3年度（2021年度）以降は、企業所得の減少に伴い、落ち込みが見られます。

製造品出荷額等については、令和元年（2019年）から令和2年（2020年）にかけて一時的な落ち込みが見られたものの、その後は緩やかに持ち直しており、全体としては堅調に推移しています。

※2 市内総生産：1年間に市内の生産活動によって新しく生み出された価値（付加価値）の評価額を示したもので、生産された商品やサービスの額（＝産出額）から原材料や部品代など（＝中間投入）を除いたもの。

※3 一人当たり市民所得：市民所得を市の総人口で割った金額で、市全体の経済水準を表す指標。なお、市民所得とは、生産活動で生み出された付加価値が市民にどのように分配されるかを把握したもの。雇用者報酬、財産所得、企業所得から構成される。

市内総生産、一人当たり市民所得

(億円)

区 分		平成 22年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 7年度	令和 12年度
市内総生産		2,235	2,566	3,021	3,452	3,535	2,775	2,518	2,717	2,961
産業別	第1次	71	82	86	91	88	84	95	104	104
	第2次	1,015	1,190	1,589	2,026	2,123	1,312	986	1,396	1,656
	第3次	1,139	1,283	1,333	1,328	1,315	1,362	1,418	1,206	1,189

※産業別（第1次～第3次）は、輸入品に課される税等を加算または控除する前の額であるため、合計は市内総生産とは一致しない。

(万円)

区 分	平成 22年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 7年度	令和 12年度
一人当たり 市民所得	277.2	297.3	332.9	360.7	346.5	320.1	316.9	324.0	354.8

平成22年度（2010年度）～令和4年度（2022年度）：市町村民経済計算
令和7年度（2025年度）～令和12年度（2030年度）：本市推計値

製造品出荷額等

(億円)

区 分	平成 22年	平成 27年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 7年	令和 12年
製造品 出荷額等	3,632	4,262	4,721	4,300	4,328	4,624	4,957	4,164	5,001

平成22年（2010年）・平成30年（2018年）・令和元年（2019年）：工業統計調査
平成27年（2015年）・令和2年（2020年）：経済センサス活動調査
令和3年（2021年）・令和4年（2022年）：経済構造実態調査 製造業事業所調査
令和7年（2025年）～令和12年（2030年）：本市推計値

第1 土地利用の基本方針

令和3年3月に「第五次東根市国土利用計画」を策定しています。本市の土地利用計画の最上位計画として、第5次東根市総合計画に基づく基本方針を掲げ、土地利用の基本方向を定め、土地利用を図っています。

第2 土地利用の基本方向

1. 地目別

(1) 農用地

気候変動や頻発化する自然災害への対応、農業資材の価格高騰など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。食料の安定供給、農用地が持つ多面的機能に配慮しながら、魅力ある農業を確立し、担い手農家の育成・確保に努めています。また、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の推進や、農業振興地域整備計画の見直し等により、農地の集約化等による生産性の向上などを通して優良農用地を確保するとともに、関係機関と連携しながら、農業従事者の高齢化や後継者不足などに対応するため、樹園地継承支援に取り組むなど増加傾向にある耕作放棄地の拡大防止に、今後も引き続き取り組んでいきます。

(2) 森林

東根市森林整備計画（令和6年度改訂）に基づき、造林、間伐など、適正な森林施業を行い、森林の育成を図っています。

林業の後継者不足や、森林の広域的な荒廃が問題になっていることから、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度等により森林管理を行っています。今後も森林が持つ公益的かつ多面的な機能の活用を促進し、森林保全や適正な利用転換について、関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

(3) 水面、河川、水路

それぞれが持つ機能を有効に発揮できるよう、計画的な整備と安全の確保を図りながら、市民の憩いとやすらぎの場として、うるおい豊かな空間の確保を進めています。

また、水資源については、安定的な確保と水質保全に努めています。

さらに、関係機関との連携を図りながら、大旦川特定都市河川の指定など、河川氾濫の未然防止に向けた流域治水を推進し、防災・減災に努めています。

(4) 道路

道路は日々の生活や経済活動に欠かせない都市基盤であるため、市内を横断する幹線道路網や市中心部と周辺地域を結ぶネットワーク道路、生活密着道路などの整備を行うとともに、長寿命化などを推進し適正管理に努めています。

あわせて、東北中央自動車道の開通に伴い、国道287号の拡幅が予定されるなど、ネットワークの機能強化が図られています。

また、農林業の生産性向上と森林の適正な管理を行うための基盤整備として、農林道の整備を実施しています。

(5) 宅地

住宅地については、本市の定住人口は近年横ばいに推移しているものの、都市機能の充実などを背景に転入超過が続いており、民間による開発などにより良質な住環境の整備が図られてきました。

しかし、市中心部が増える一方で、周辺部の人口は減少し、空き家が増加している状況です。このため、定住促進事業などを通して周辺部への定住を促し、市域の均衡ある発展に努めています。

本市の4つの工業団地は、すべての区画に企業が立地し、充足している状態にあることから、県や関係機関との連携を図りながら、進出を希望する企業の要望を踏まえたインフラ整備や工業団地の形成などについて検討します。

事務所や店舗等については、景観や周辺環境との調和を図り、特に大型商業施設の出店などに関しては、周辺の土地利用との調整を十分に図っています。

(6) 市街地

人口が集中している本市中心部については、利便性の向上を図りながら安全性や防災面などに配慮し、誰もが住みよいまちづくりに努めています。

歴史的建造物等がある地域においては、既存の文化資源との調和や景観に配慮したまちづくりを進めています。

また、ゼロカーボンシティとして、緑ある市街地の形成に努めています。

2. 地域別

(1) 東部地域

東部地域については、自然豊かな景観や土地形状などを活用した、観光やレジャー、アウトドアの施設利用が見られ、地域の特性を活かした土地利用に努めています。

また、仙台方面からの玄関口となっている国道48号のバイパス化や都市機能が集積している中心市街地とのアクセス向上への取り組みを推進しています。

大森山周辺では、農協本所の移転に加え、クロスカンントリーコースが整備され、道の駅整備も進められるなど、にぎわいを創出する施設の集積による土地利用に努めています。

(2) 中部地域

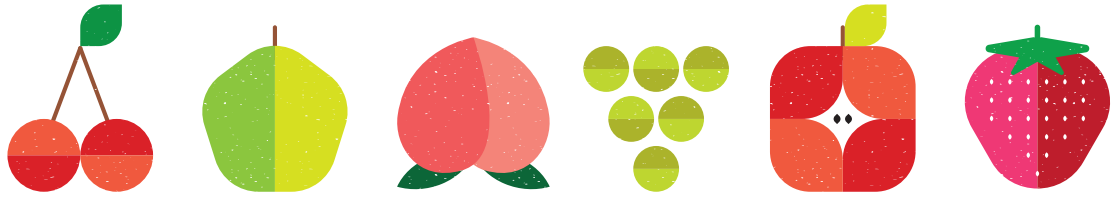
中央、一本木、神町北部土地区画整理事業による住宅地の形成のほか、第一中学校付近の宅地開発や神町駅西地区の宅地開発など、新たな街並みの形成が図られています。

また、中心部には多くの商業施設や公共施設等が立地しており、都市機能の充実が図られています。立地適正化計画により、引き続き利便性の高い居住地域の形成と、より多くの人々が集う、にぎわいのあるまちづくりを目指します。

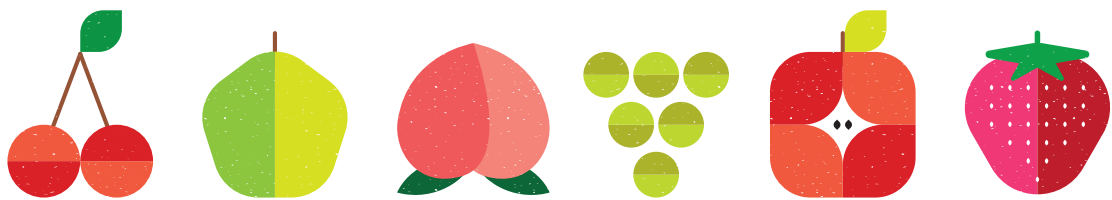
(3) 西部地域

西部地域は、豊かな自然があり、各地区における歴史的・文化的な特性がありますが、東北中央自動車道の東根尾花沢間の全線開通により、最上地域と首都圏までを結ぶ高速道路ネットワークが形成されたこと等から宅地分譲が進んでいます。沿線の環境保全を図りながら、観光客の増加や交流拡大を踏まえ農用地の保全と合わせた適正な土地利用に努めています。

指定避難所である西部防災センターは、地区住民の安全・安心につながる拠点施設となっています。また、河川氾濫などによる洪水被害のリスク軽減のため、関係機関と連携し流域治水対策を推進しています。



後期基本計画



第1章

みんな元気にいきいき暮らす 健やかで住みよいまち

第1節

子育て環境の充実

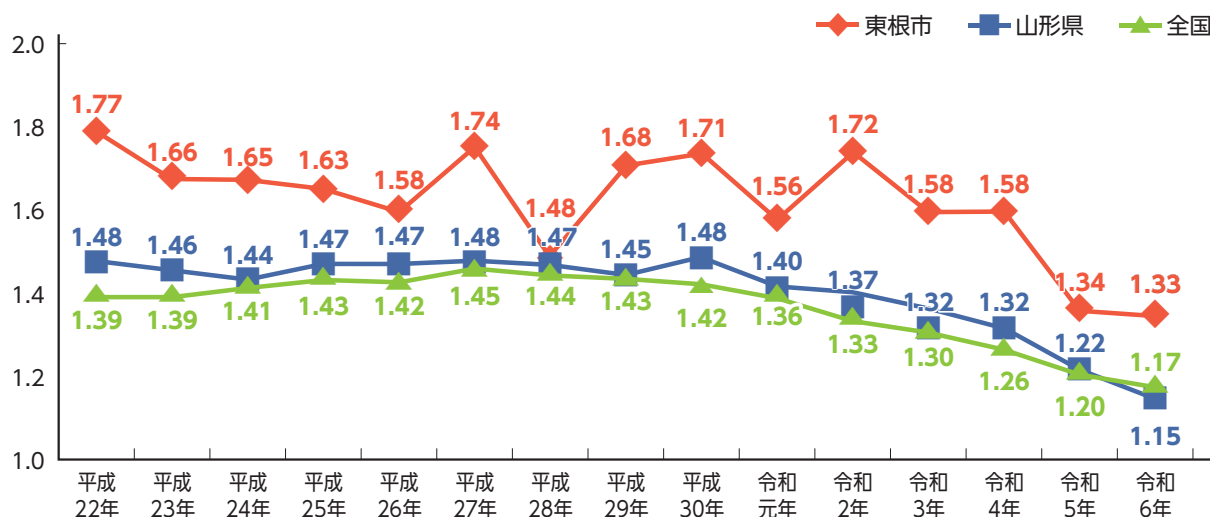


課題と基本的な考え

● 本市はこれまで、「子育てするなら東根市」を発信し、先駆的かつ充実したこども・子育て支援施策を展開してきました。その取り組みは、市内外から高い評価を得ており、合計特殊出生率についても国及び県の値を上回っています。しかしながら、未だ少子化傾向の改善には至っておらず、引き続き、安心してこどもを産み育てられ、未来にわたり希望が持てる東根市であり続けられるよう、こども・子育て支援をさらに推し進めていく必要があります。

国が推進する「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもの権利を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考えるとともに、健やかな成長や、結婚・妊娠・子育てを社会全体で支え、応援していくため、総合的かつ計画的な取り組みを進めます。

合計特殊出生率の推移

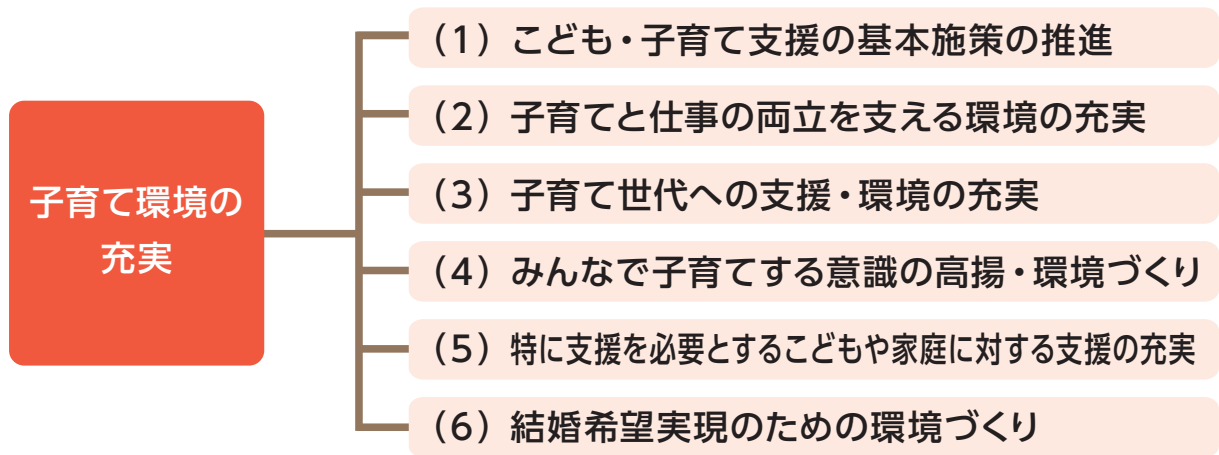


(少子化・次世代育成支援対策関係データ集：山形県)

- こども自身の成長を促すとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支えるには、保育サービスなどの充実が重要になります。以前と比べると、保育施設などの定員をはじめとして、保育環境は大きく向上していますが、保護者の就労環境や意識の変化、核家族化の進行、感染症に対する意識変化などにより、保護者の希望は一層多様化しているため、今後、さらなる環境の充実に努めます。
- 核家族化や地域におけるつながりの希薄化が進んでおり、子育て世代が抱える孤独感や負担感、不安を和らげるための取り組みが必要になっています。また、社会経済状況が大きく変化する中で、こどもが健やかに成長していくには、「小さな命」を育むことに伴う重責と悩み、出産の希望などにも寄り添って支援していく必要があります。そのため、地域における子育て世代への支援や、妊産婦や乳幼児などに対する心身の負担を軽減する切れ目のない支援の充実に努めます。
- 子育て世代が安心して生活し、子育てを楽しむためには、地域、団体、NPO法人、企業・事業所、行政などの多様な主体が、互いに連携・協働し子育てを応援することが重要です。引き続き、みんなで子育てする意識を高めるための取り組みを進めます。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化とともに、親子・家庭を取り巻く社会経済状況が変化し続ける中、ひとり親家庭や障がいのあるこどものいる家庭など、特に支援を要するこどもや家庭に対する支援体制の強化が求められています。また、児童虐待やこどもの貧困が引き続き大きな社会問題となるほか、近年はヤングケアラー^{※1}への注目が高まるなど、こどもや家庭が抱えるさまざまな事情、多様な悩みや不安への対応が必要になっています。
これらの課題に向き合いながら、未来を担うこどもの成長を支えるため、支援の充実に努めます。
- 少子化の要因の一つに未婚化の進行があります。近年、若者世代の経済的な不安や人々の価値観の変化などを背景として、全国的に進行しており、同じく少子化の要因とされる晩婚化とともに、本市においても大きな課題となっています。引き続き、地域住民による結婚を後押しする取り組みを支援するとともに、関係団体と連携し、結婚希望実現のための取り組みを推し進めます。

※1 ヤングケアラー：本来、大人が担う家族の介護や世話、支援を日常的に担っているために、学業・社会生活に影響が生じているこどもや若者。

施策の体系



施策

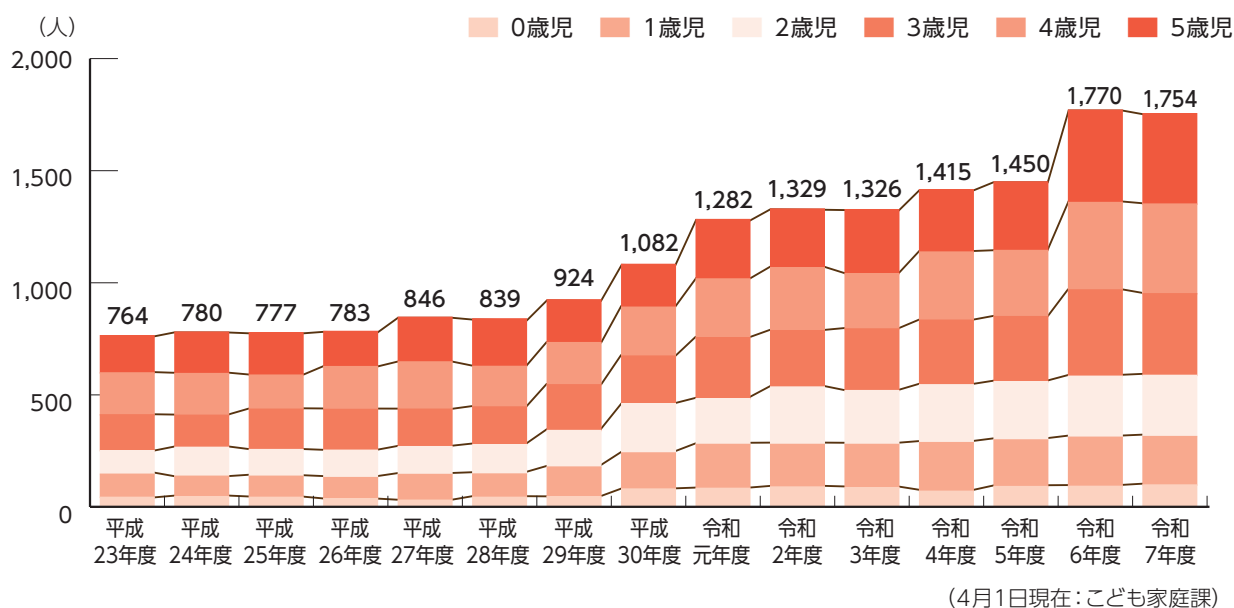
(1) こども・子育て支援の基本施策の推進

- 東根市こども計画（東根市子ども・若者育成支援計画・東根市子どもの貧困対策計画・東根市成育医療等に関する計画）の推進
- 東根市子ども・子育て支援事業計画（東根市次世代育成支援行動計画・東根市放課後子ども総合プラン）の推進
- 子育て支援に共通した本市独自の理念である「遊育」及び「共育」の推進

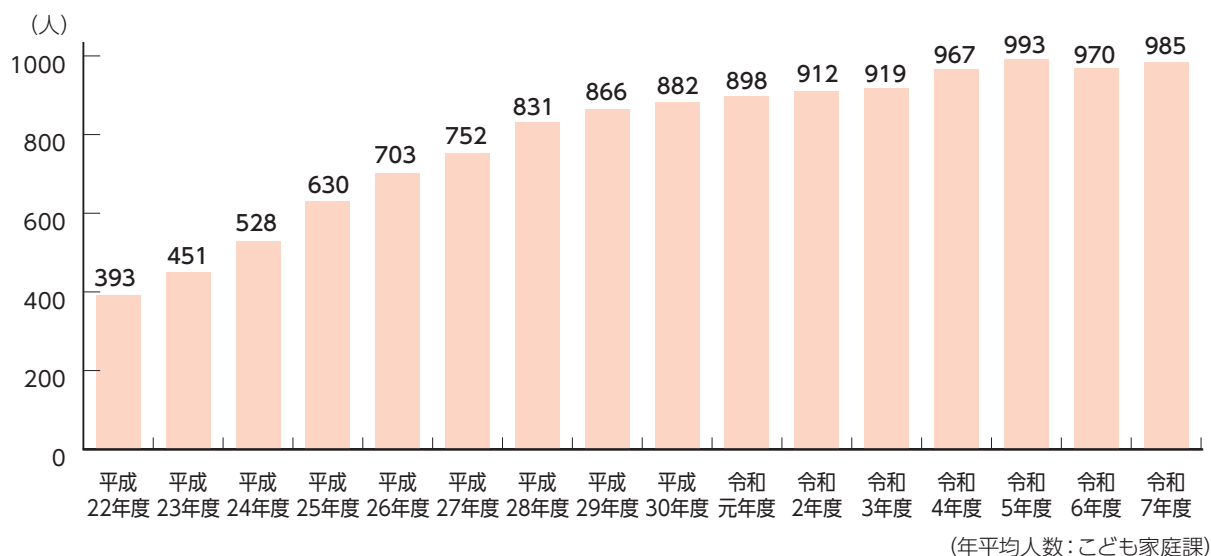
(2) 子育てと仕事の両立を支える環境の充実

- 将来を見据えた保育等の適正な量の確保や、安全で快適な利用に向けた児童福祉施設等の整備
- 延長保育・一時保育・休日保育・障がい児保育・病(後)児保育など、多様な保育の希望に対応できる環境・体制の充実
- ゆとりあるきめ細かい保育環境づくりの推進
- 幼児教育・保育・学童保育などの質の向上に向けた取り組みの推進

保育所等の入所児童数の推移



放課後児童クラブ(学童保育所)の入所児童数の推移



(3) 子育て世代への支援・環境の充実

● 地域子育て支援機能の充実

- ・ さくらんぼタントフルセンター(子育て支援センター)、ひがしね あそびあランドにおける地域子育て支援の充実、拠点機能の強化
- ・ 認定こども園などによる市内各地域における子育て支援機能の充実



さくらんぼタントフルセンターけやきホール

● 母子保健の充実

- ・ 母子保健コーディネーターなどによる母子保健指導・相談体制の充実
- ・ 乳児訪問事業の充実
- ・ 乳幼児・妊産婦・女性の健康診査の充実と指導体制の強化
- ・ 定期予防接種などの適正接種に向けた指導の実施



ひがしね あそびあランド

- ・ 母子保健推進員の活動の充実と育成
- ・ 新生児の健やかな発達に向けた聴覚検査に対する支援

● 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

- ・ こども家庭センターによる継続的かつ包括的な支援体制の充実
- ・ こども家庭センターを中心とした各関係機関が提供するサービス、支援などが円滑になされるための連絡調整及び連携の強化
- ・ 不妊に悩む夫婦への支援
- ・ 妊婦や産婦を応援する支援給付の実施
- ・ プレコンセプションケア※2の普及啓発

● こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施

● 子育て世代の経済的負担の軽減

- ・ 国・県の制度や市独自の子どもの医療費無料化、第3子の保育料無償化、任意予防接種費用の助成、小中学校入学応援事業、学校給食費の無償化などによる負担軽減
- ・ 児童手当や児童扶養手当など各種手当による経済負担の軽減

● 地域において、こどもたちが伸び伸びと遊ぶことができ、親子が触れ合い、親同士、住民同士が交流できる環境づくり

（４）みんなで子育てする意識の高揚・環境づくり

- 家庭、地域、団体、ＮＰＯ法人、企業・事業所、行政などが一体となってみんなで子育てする意識の醸成
- 地域、団体、ＮＰＯ法人、企業・事業所などによる子育て支援活動への支援
- ファミリー・サポート・センター、子育て支援センターの活動充実
- 子育てボランティアの育成やネットワーク化の推進

※2 プレコンセプションケア：妊娠前の健康管理。若い男女が将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康と向き合うこと。妊娠や出産を希望する・しないに関わらず、自身やこどもの健康の維持増進、「新しい命」を育むことに係る科学的に正しい知識を身につける。

- 子育てサークルへの支援充実
- 子育てに関する各種教室や講座の開催による子育て意識の醸成
- 父親向けの子育て講座の開催などによる父親の子育てへの参画促進
- 家庭及び学校と民生委員・児童委員との連携強化
- 三世代同居や近居など世代間の支え合いによる子育てへの支援充実

(5) 特に支援を必要とするこどもや家庭に対する支援の充実

- こども家庭センターによる総合的な支援
- ヤングケアラーの把握・支援
- ひとり親家庭や、こどもの養育に課題を抱えた家庭などに対する支援の充実
- 児童の安全確認、虐待の早期発見や未然防止に向けた体制強化
- 障がい児などの日常の基本動作や集団生活適応への支援

(6) 結婚希望実現のための環境づくり

- 結婚に関する情報の積極的周知
- あい・ネット・ひがしねなど地域が主体となった取り組みへの支援
- 地域や民間事業者のほか、県や近隣自治体、市内企業や商工会等の団体などとの連携強化
- 結婚希望者や若者同士が気軽に集まることができる機会創出の推進
- 広域的な婚活事業への参画
- 結婚に伴う経済的負担の軽減

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 合計特殊出生率	1.33 (令和6年)	1.80
② 4月1日の待機児童数	0人 (令和7年度)	0人
③ 婚姻数	205件 (令和7年度)	250件

※指標（現在値）の出典 ①少子化・次世代育成支援対策関係データ集（山形県）、②こども家庭課、③市民課（窓口取扱い件数）

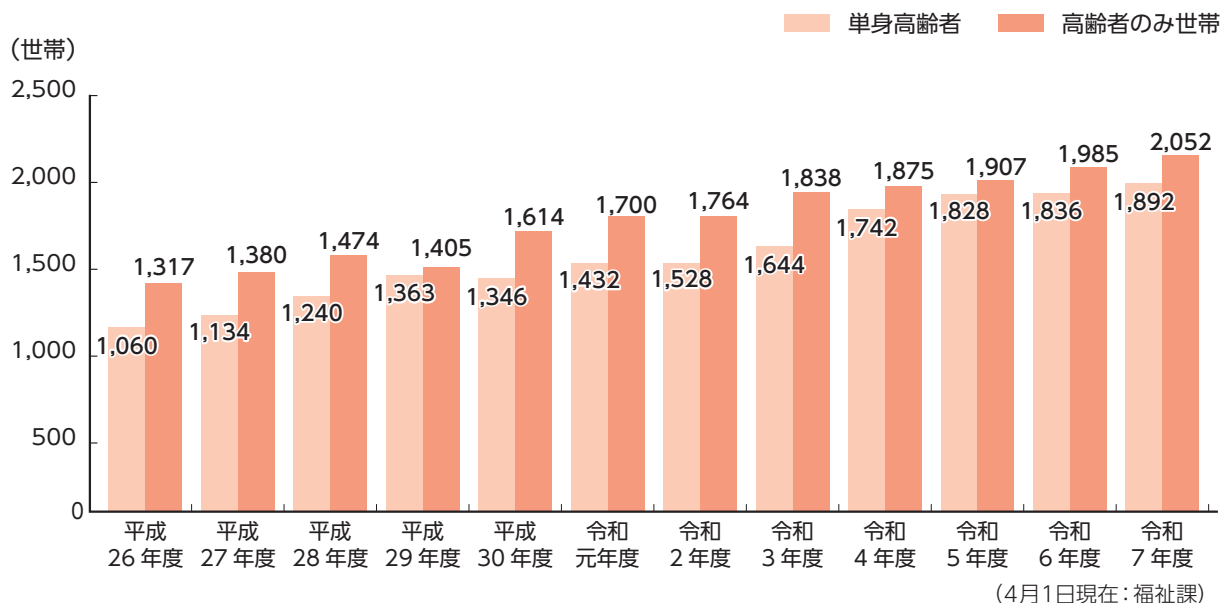
課題と基本的な考え

● 本市においても他市町村と同様に、高齢化が進行しています。県内では高齢化率が最も低いものの、市民の4人に1人以上が65歳以上となっており、少子化と同様に大きな課題となっています。高齢化率は今後も上昇が続くと見込まれており、こうした状況を踏まえながら中長期的な視点で取り組みを進めます。

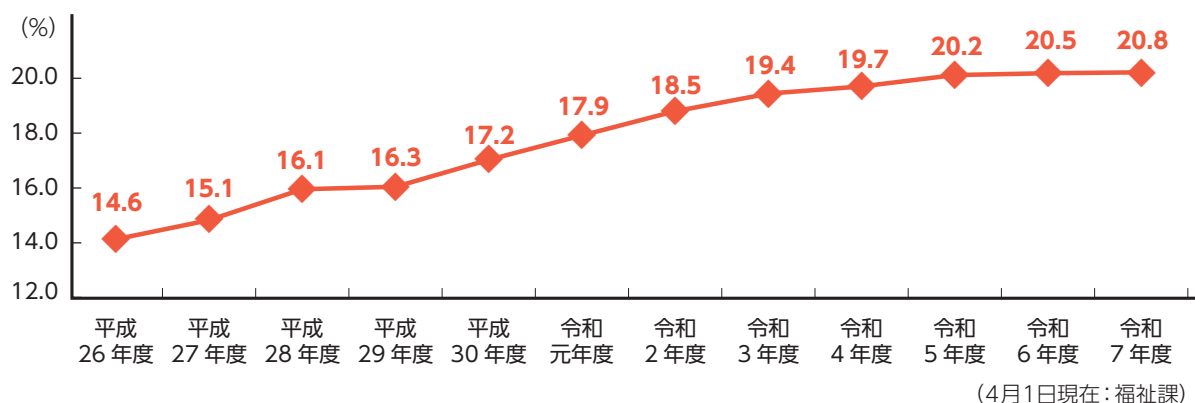
● 高齢者が長い人生をより豊かに過ごすためには、社会の一員として、働く意欲のある人は現場で働き、地域に貢献する活動を行うなど、豊富な知識や経験を活かしながら、元気にいきいきと活躍し生活することが重要です。また、本市では、単身高齢者や高齢者のみの世帯などが増えている状況にあり、高齢者の孤独や孤立を防ぐための取り組みも求められています。

元気な高齢者は、地域を支える重要な担い手でもあり、高齢者の地域活動は介護予防にもなります。こうしたことを踏まえながら、今後も、社会参加と生きがいづくりの充実に努めます。

単身高齢者（65歳以上）と高齢者のみ世帯（65歳以上）世帯数の推移



単身高齢者と高齢者のみ世帯数の全世帯数に占める割合の推移

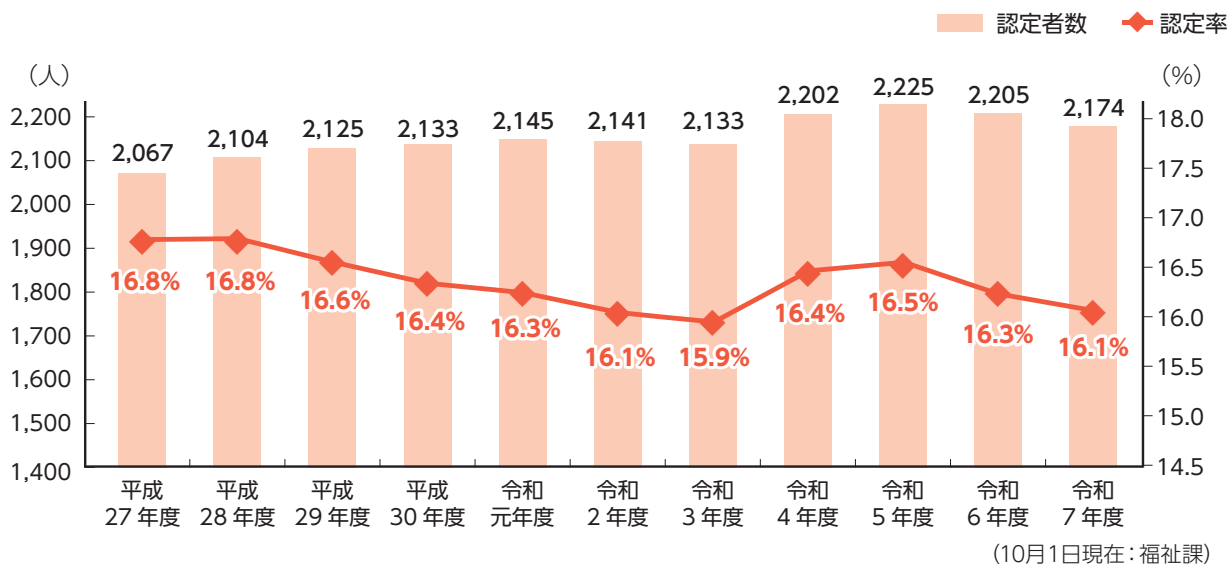


- 高齢者数が増加する一方で、要介護（要支援）認定者数・認定率は横ばいで推移しています。しかしながら、令和7年度以降は、「団塊の世代」が75歳以上となったことに伴い、要介護（要支援）認定者数・認定率の上昇が予測されます。

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、一人ひとりが介護予防に努めるとともに、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活することが重要です。介護予防に関する知識の普及や高齢者の心身の状況に応じた介護予防事業を推進するほか、地域住民主体による介護予防活動を支援します。また、生活機能の改善とあわせて健康上の課題に対応するため、令和5年から、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していますが、より一層の充実に努めます。

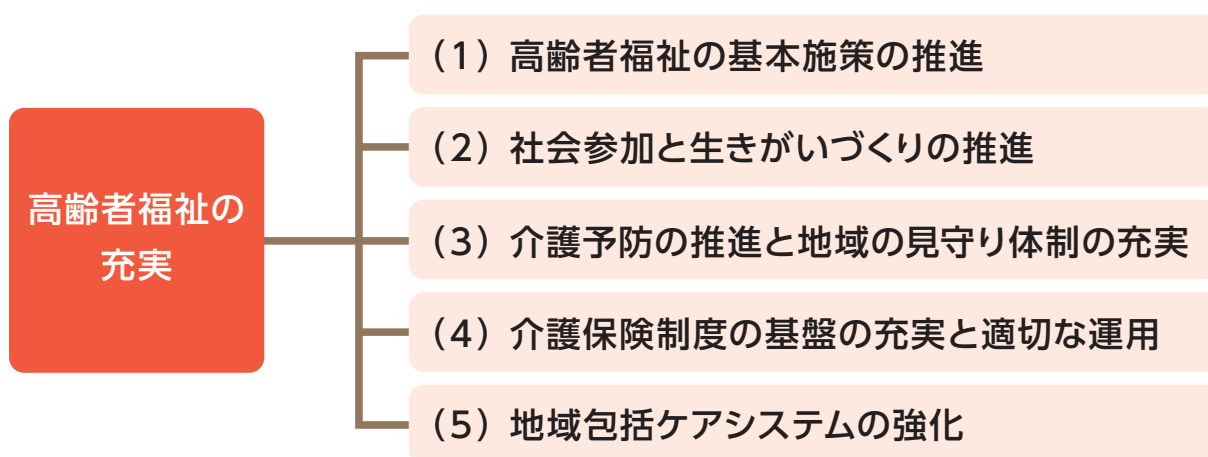
単身高齢者や高齢者のみ世帯の数が、依然として増加傾向にある中で、高齢者の見守りなどの必要性が高まっていることから、地域における支援体制などの充実に努めます。

要介護（要支援）認定者数と認定率の推移



- 介護保険制度については、介護を要する高齢者の増加に伴ってサービス需要がますます増大していくことが予想されます。今後とも、介護事業所において十分なサービスを提供できるよう介護人材の確保に向けた支援などを行うとともに、適正な受益と負担による健全な財政運営を行います。また、需要に応じて適正な施設を確保するとともに、介護サービスの質の向上を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。令和7年度には「団塊の世代」が75歳以上となったことに伴い、高齢者の医療及び介護の需要が高まることや認知症高齢者が増加することが見込まれることから、関係機関と連携しながら、地域包括ケアシステムの強化を図ります。

施策の体系



施策

(1) 高齢者福祉の基本施策の推進

- 東根市老人福祉計画・介護保険事業計画の推進
- 高齢者福祉施策の総合的、計画的、体系的な取り組みの推進

(2) 社会参加と生きがいの推進

- 地域の担い手としての活躍に向けた、企業や関係機関との連携による高齢者の知識、熟練技能を活かした社会参加機会の創出

- 高齢者同士の生活支援など、さまざまな分野における社会参加の機会の創出
- 地域コミュニティ活動や生涯学習活動などへの高齢者の参画推進
- 地域での奉仕活動、観光ボランティアなど、多様な高齢者ボランティア活動の推進
- 軽スポーツ大会の開催などを通じたスポーツ活動への参加促進
- 老人クラブ活動などによる仲間づくりの推進
- シルバー人材センターの活動の活性化と経営基盤の充実
- サロンなど交流の場の充実による高齢者の通いの場・居場所づくりの推進
- 高齢者の移動・外出への支援充実



ふれあいいきいきサロン

(3) 介護予防の推進と地域の見守り体制の充実

- 介護予防の推進
 - ・ 介護予防教室・講座などの充実
 - ・ 介護予防知識の普及啓発
 - ・ 介護予防に資するボランティア活動などの推進
 - ・ 社会参加と生きがいづくりを通じた健康な体づくりの推進
 - ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施と事業の充実
 - ・ リハビリテーション専門職との連携強化
- 介護者への支援施策の充実
- 高齢者権利擁護の取り組みの充実
- 地域や民生委員・児童委員などと連携したふれあい配食サービス（ふれあい弁当の配達）などを通じた、高齢者世帯の見守りの充実
- 高齢者見守りネットワークの充実
- 認知症サポーターの養成
- 高齢者が居住する住宅のバリアフリー化の推進
- 緊急通報システムなど、緊急事態に対応する体制整備の推進



ふれあい配食サービス

(4) 介護保険制度の基盤の充実と適切な運用

- 適正なサービスの提供とサービスの質の向上
- 適正な受益と負担による健全な財政運営
- 実態を踏まえた介護施設などの配置と整備
- 地域密着型サービスの提供体制の整備と事業の推進
- 介護人材の確保に向けた支援

(5) 地域包括ケアシステムの強化

- 地域包括支援センターの機能充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症ケアと認知症重度化防止に関する取り組みの推進
- 地域ケア会議の推進による高齢者自立支援の充実
- 生活支援を推進する体制の充実

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 高齢者福祉の満足度	26.5% (策定時アンケート調査)	上昇を目指す
② 要介護（要支援）認定率	16.1% (令和7年10月)	17.7%
③ シルバー人材センター受託件数	1,643件／年 (令和7年度)	1,800件／年
④ 高齢者の交流の場活動団体数 (サロンを含む)	175団体 (令和7年8月末)	195団体
⑤ 認知症サポーター養成講座受講者数	5,399人 (令和7年度までの累計)	5,700人 (令和12年度までの累計)

※指標（現在値）の出典 ①総合政策課、②～⑤福祉課

第3節

障がい福祉の充実



課題と基本的な考え

- 障がいや障がいのある人に対する市民の理解促進を図り、障がいを理由とした差別を受けることなく、自らの能力を十分に発揮し、自立した生活を送れるよう、個々のニーズに合わせてきめ細かに対応していく必要があります。また、障がいのある人や介護する家族の高齢化が進んでおり、保育施設における障がい児保育や、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用希望者が増加しています。こうした状況を踏まえながら、障がい福祉施策のさらなる充実に努めます。
- 「共生社会」実現のためには、障がいのある人をはじめ、あらゆる人にとってどんなことがバリア（障壁）になっているのかをみんなで一緒に考え、バリアを取り除いていくことが必要です。そのため、私たちの意識の中にある偏見や理解不足などの心のバリアを解消する「心のバリアフリー」の促進を図ります。
- 障がい者の社会参加は、以前よりは進んでいるものの、未だ十分とはいえない状況です。そのため、障がいの有無を問わず社会で活躍できる環境づくりや、障がい者の就労の機会の拡大と定着を図るとともに、自立促進に向けた支援の充実に努めます。あわせて、障がい者が地域で安心して日常生活を送れるよう、関係機関と連携し継続して支援していきます。
- 近年、生活介護（障がい者デイサービス）などの障がい福祉サービス事業所や、児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援事業所の利用者が増加傾向にあります。こうした中で、施設における充実した支援の継続のためには、市町村域を越えて、関係機関との連携がより重要になります。利用する当事者、保護者の視点に立ちながら、その取り組みを強化します。

身体障害者・療育・精神保健福祉手帳交付者数の推移

(単位:人)

種 別	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
身体障害者手帳	1,889	1,855	1,827	1,769	1,764
療育手帳	319	321	336	333	348
精神保健福祉手帳	198	235	255	264	268

(3月31日(年度末) 現在:福祉課)

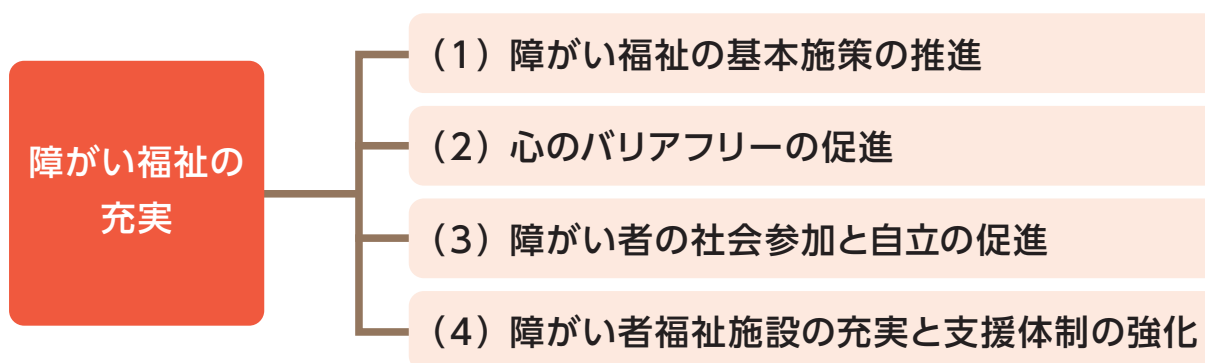
重度心身障がい（児）者医療給付事業の受給対象者数の推移

（単位：人）

種 別	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
重度心身障がい（児）者 医療給付事業 受給対象者数	858	845	823	820	810

（9月30日現在：市民課）

施策の体系



施策

（１）障がい福祉の基本施策の推進

- 東根市障がい者福祉計画（障がい者に関する総合的な施策の方針）の推進
- 東根市障がい福祉計画・東根市障がい児福祉計画（サービス提供の見込量とその確保策）の推進
- 障がい福祉施策の総合的、計画的、体系的な取り組みの推進

（２）心のバリアフリーの促進

- 障がいについての理解を深めるための講演会や研修などの実施
- 障がいを理由とする差別・偏見の解消や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利擁護の推進
- 市報ひがしねをはじめとする多様な媒体を活用した、積極的な広報活動の推進
- インクルーシブ教育・保育の推進
- 児童生徒の発達段階に応じた障がいについて理解を深める福祉教育の推進
- 障がい者スポーツを通じた交流や体験イベントなどの実施

(3) 障がい者の社会参加と自立の促進

- 自立支援給付制度※¹の充実
 - ・ 障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）の充実
 - ・ 補装具等の給付・自立支援医療・地域相談支援・計画相談支援の充実
- 文化、スポーツ、レクリエーション活動などを通じた交流の促進
- ハローワークや企業、農業等の事業者との連携による障がい者の雇用促進
- 身体障がい者の移動・外出に対する支援（福祉タクシー利用助成等）など、社会参加と自立に向けた市独自支援の充実
- 地域生活支援事業※²の充実
 - ・ 聴覚障がい者などの意思疎通のための支援・手話通訳などの人材育成
 - ・ 在宅の重度障がい者への日常生活用具などの支援充実
- 障がい者が居住する住宅のバリアフリー化への支援充実
- 重度障がい（児）者の日常生活の維持費や養育に対する支援など、市独自の生活支援の充実
- 介護者への支援施策の充実
- 障がい者医療給付制度の周知などの充実
- ヘルプマーク・ヘルプカード※³の普及促進

(4) 障がい者福祉施設の充実と支援体制の強化

- 障がい福祉サービス事業所（相談支援・就労支援・グループホーム・障がい児通所支援※⁴事業所）など、市内外の施設との連携強化と支援の充実
- 利用者ニーズやサービス提供事業者の動向把握、関係機関との情報共有の推進
- 大けやき親子通園※⁵事業の実施

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和12年度（5年後）
① ヘルプマーク配布数	419個 (令和7年度までの累計)	500個 (令和12年度までの累計)

※指標（現在値）の出典 ①福祉課

※1 自立支援給付制度：障害者総合支援法に基づくサービスで、障がいの種別（身体障害・知的障害・精神障害・一定範囲の難病）にかかわらず全国共通の仕組みで行われるもの。

※2 地域生活支援事業：障害者総合支援法に基づくサービスで、市町村の創意工夫により、障がいのある人の状況に応じて柔軟に実施できるもの。

※3 ヘルプマーク・ヘルプカード：障がいのある人などがそれを身につけることで、災害時や日常生活の中で、周囲の人に援助や配慮が必要であることを知らせるもの。ヘルプマークはかばんなどに付け、ヘルプカードは伝えたい情報や必要とする配慮などの内容を記入し、支援を求めたい時に提示することで援助や配慮の内容を知らせる。

※4 障がい児通所支援：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の4つの支援。なお「障害児入所支援」は都道府県が実施する。

※5 大けやき親子通園：障がい児及び心身の発達が気になる児童などの成長を促すとともに、その保護者が児童の個性にあった育て方を学び、子育ての困難を解消することを目的に実施する本市独自の事業。ひがしねこども園内で実施。



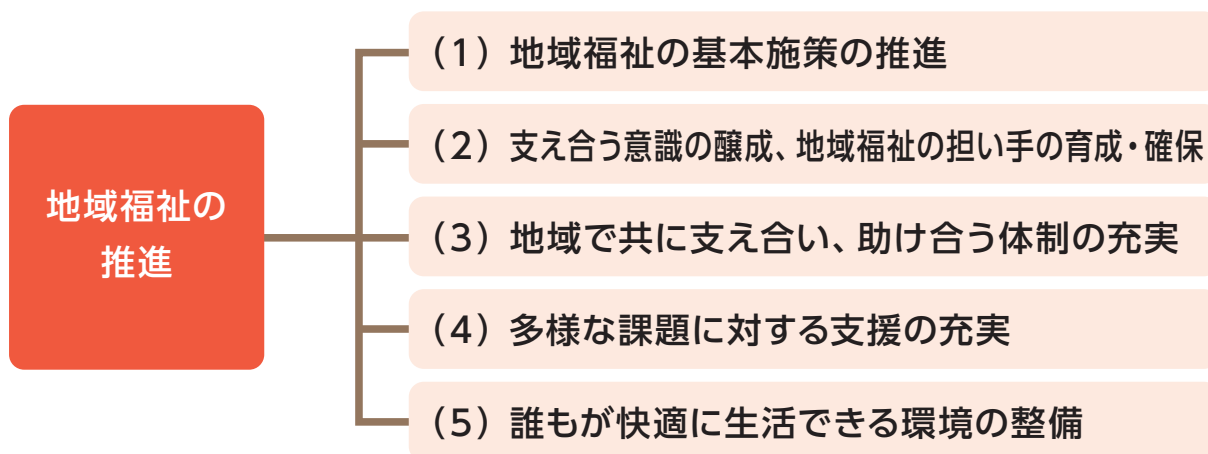
課題と基本的な考え

- 少子高齢化や核家族化、若年層の市外流出、さらには他市町村からの転入などを背景に、地域とのかかわりや連帯感の希薄化が進んでいます。また、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、地域社会を取り巻く環境は、多くの課題が絡み合って複雑化しています。こうした状況から、誰もが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、生きがいを持って自分らしく暮らしていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます。
- 地域共生社会を実現するには、市民一人ひとりが福祉への関心を深め、認め合い、支え合い、助け合う心を醸成するとともに、民生委員・児童委員、ボランティアなど、地域において福祉活動を担う人材を安定的に確保していくことが重要です。そのため、市民の福祉活動への参画と協働を促進します。
- 本市における地域福祉については、東根市社会福祉協議会がさまざまなサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的組織としての役割を担っています。また、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進員、老人クラブなどが連携し、地域の包括的な福祉ネットワークづくりを進め、さまざまな福祉活動を行っています。少子高齢化や核家族化などが進行し、今後、福祉ニーズはますます複雑・多様化することが見込まれます。また、集落機能の低下が懸念される中にあることは、地域で支え合い、助け合う体制づくりが重要です。こうしたことから、引き続き、体制づくりの充実に努めます。
- 近年、ダブルケア^{※1}や生活困窮、虐待、ひきこもりなどに加え、老々介護や8050問題^{※2}など、複合的で多様な課題を抱えた複雑な事案が顕在化しています。本市においても、こうした事案に関する相談に対して、柔軟に対応する必要があることから、支援の充実に努めます。
- みんなが地域で共に生きていくためには、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去（バリアフリー）するとともに、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出するユニバーサルデザインのまちづくりが重要であり、誰もが不便なく、快適に生活できる環境整備を進めます。

※1 ダブルケア：子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。

※2 8050問題：主に80代の親と50代の子が同居し、ひきこもりや無業状態などにより、世帯として複合的な生活課題を抱える状況。

施策の体系



施策

(1) 地域福祉の基本施策の推進

- 東根市地域福祉計画の推進
- 計画に基づく総合的、計画的、体系的な地域福祉の取り組みの推進
- 地域共生社会の実現に向けた各種施策の推進

(2) 支え合う意識の醸成、地域福祉の担い手の育成・確保

- 福祉サービスの提供や福祉への関心と理解を深める機会の提供を通じた、地域で認め合い、支え合い、助け合う意識づくりや権利擁護意識の醸成
- 支え合う意識のほか、民生委員・児童委員やボランティア等の活動などに関する、各種媒体を活用した啓発活動や情報提供
- 地域福祉活動リーダーの育成
- 将来を担うこどもたちに対する福祉教育の充実

(3) 地域で共に支え合い、助け合う体制の充実

- 東根市社会福祉協議会などの関係機関や民生委員・児童委員・福祉推進員との連携強化
- 世代間交流ができるサロンなどの設立促進と活動充実
- 民生委員・児童委員による高齢者や障がい者世帯等の見守り活動などの充実
- 多様なボランティア活動への支援とボランティア間のネットワーク化の推進
- サロンなど地域福祉活動における地域公民館などの既存施設の利活用の推進
- 災害・緊急時に配慮を必要とする人の避難支援の充実

(4) 多様な課題に対する支援の充実

- 家庭における多様な課題の解決に向けた相談・支援の充実
 - ・子育てと介護、介護と障がい、老々介護、8050問題などの複合的問題を抱えている人への支援充実
 - ・ひきこもりや何らかの悩みを抱えている人と家庭への支援充実
 - ・その他、地域から孤立している人などのさまざまな状況に応じた支援の充実
- こども食堂の取り組みなど、こどもの居場所づくりと貧困対策の推進
- 生活困窮者自立支援制度など、一人ひとりの状況に応じたセーフティネットの構築
- 成年後見制度などの活用による権利擁護の推進
 - ・成年後見センターの活動充実
 - ・成年後見制度利用促進基本計画の推進



福祉教育

(5) 誰もが快適に生活できる環境の整備

- 広報活動、福祉教育、ボランティア活動、各種媒体を活用したノーマライゼーション^{※3}の意識の高揚
- まちづくりにおける道路、建築物などへのユニバーサルデザイン導入、バリアフリー化の促進
- パンフレットなどにおける誰でも読めるように配慮したデザインの導入や、ホームページなどにおけるウェブアクセシビリティ^{※4}の推進
- 誰もが暮らしやすい社会に向けたデジタル技術の普及や活用
- 高齢者等の買い物や通院など、移動の利便性の向上を図る交通手段の導入、さまざまな場面で円滑に移動できる環境整備

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 福祉推進員の配置	148地区／154地区 (令和7年度末)	市内全地区に配置
② 社会福祉協議会ボランティア登録人数	1,657人／年 (令和7年度)	1,680人／年
③ サロン設置数	45サロン (令和7年度末)	50サロン

※指標（現在値）の出典 ①～③福祉課

※3 ノーマライゼーション：障がいの有無にかかわらず、すべての人が地域社会の中で生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

※4 ウェブアクセシビリティ：高齢や障がいがあることによってウェブサイトの情報をうまく取得できない場合などを想定し、情報へのアクセスのしやすさを図る概念。

第5節

健康づくりの充実



課題と基本的な考え

- 高齢化の進行や食生活、ライフスタイルの変化などにより、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が増加しています。これに伴い、医療や介護に係る社会保障費の増加や認知症などの介護を必要とする人の増加が見込まれます。引き続き、健康寿命^{※1}を延伸する取り組みを進めます。
- 生活習慣病の発症予防やフレイル^{※2}の予防のためには、若い世代のうちから生活習慣を見直すことや運動習慣を身につけることが重要です。また、疾病の重症化予防のためには、早期発見・早期治療につながるよう、健康診査・各種検診^{※3}の受診率向上や保健指導の充実を図る必要があります。また、健康寿命の延伸に向けて、市民が自主的に健康づくりを実践できるような正しい健康情報の提供や啓発に取り組みます。
- 本市においても、がん、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病による死亡割合が高くなっており、これには加齢に加え、毎日の食生活が大きく関わっています。こどもの頃に身についた望ましい食習慣は、将来の生活習慣病予防など健康づくりの基盤となることから、幼い頃からの食育を推進します。

また、食育は、健康な体と豊かな心を育むとともに、食文化を継承し、郷土愛を育むことにもつながります。食育にあわせて地産地消を推進していくことで、食の安全・安心の確保にも寄与することが期待されます。
- 感染症の発症や重症化の予防、社会的な集団感染を抑制するためには、予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として一定の接種率を確保することが重要です。引き続き、感染症予防対策の啓発や適切な予防接種の推進を図ります。

※1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

※2 フレイル：健康な状態と要介護状態の中間。加齢に伴う心身全般の衰えを指し、身体的問題だけでなく、認知機能障害やうつなどの精神・心理的問題、独居や経済的困窮などの社会的問題が含まれる。

※3 健康診査・各種検診：健康診断（診査）は体の健康状態をある尺度で総合的に確認するプログラムのことで、根拠となる法律により健康診断や健康診査と表記される。検診は特定の疾患を検査するために体のある部位を検査すること。

● 全国の自殺者数は、これまで減少傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年から令和4年にかけて再び増加しています。地域社会の中で、悩みやストレスなどを抱えた人を孤立させないよう啓発活動などを行いながら、関係機関と連携した心の健康づくりと自殺予防対策を推し進めます。現代社会においては、貧困、病気、仕事などによって、悩みやストレスを抱える人が増えていますが、価値観の多様化、核家族化や単身世帯の増加などにより、身近な人の支援が期待できない現状にあります。自らSOSを発信する力や自身でストレスをコントロールできるよう、心の健康づくりに関する知識や重要性についての普及・啓発に取り組みます。

● 訪問指導、健康相談、健康教育、地区組織の育成などの保健活動を効果的に推進するには、地域的な生活習慣の違いなどを背景とした地域別の健康における特徴（課題）を把握することが重要です。また、一人ひとりの状況に応じてきめ細かな対応を行うには、保健、医療、福祉関係機関が連携して取り組む必要があります。

高齢者の健康づくりについては、保健事業とあわせて生活機能維持を行うことが効果的です。令和5年度からは保健事業と介護予防事業を一体的に実施する取り組みを行っており、今後はこれらの充実が求められています。

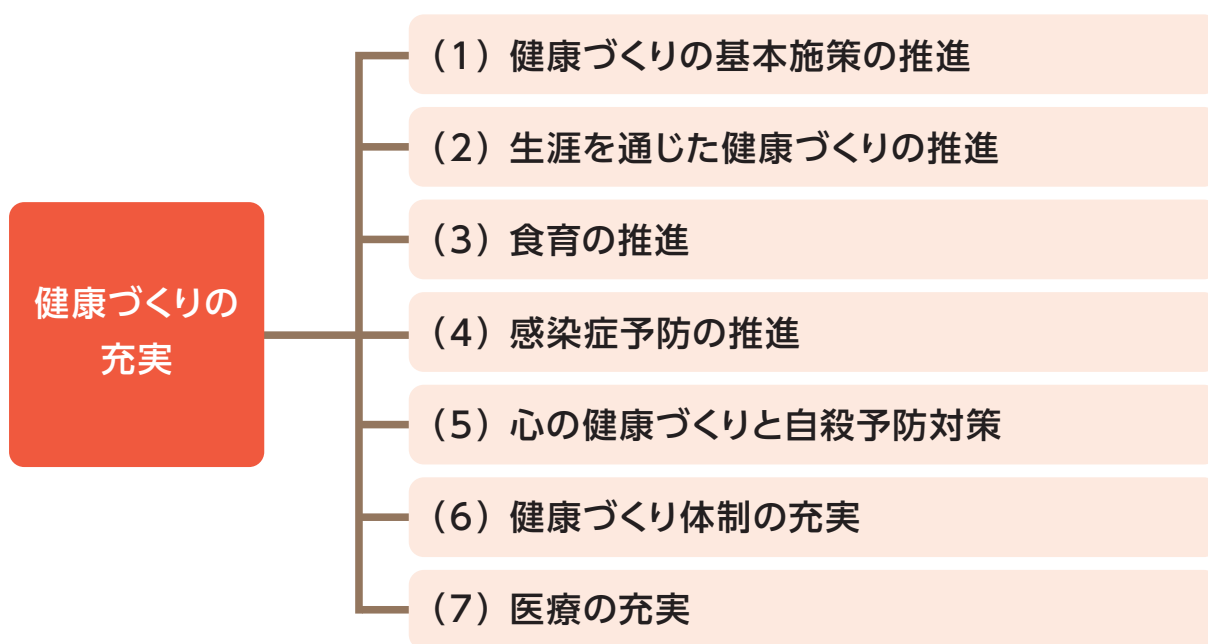
こうした課題に取り組むことにより、健康づくり体制の充実を図ります。

● 地域の医療ニーズに的確に対応するためには、地域の中核的病院である北村山公立病院を中心とした市全体の医療体制が充実していることが重要です。そのため、北村山公立病院の機能充実に努めるとともに、民間医療機関との連携を強化します。また、医療機関それぞれの連携のほか、介護や保健分野、県や他市町村との連携などについても強化を図ります。

高度医療や先端医療については、三次医療機関^{※4}において、市民がより受診しやすい環境づくりを推進していく必要があります。山形連携中枢都市圏などにおける広域連携に取り組み、最先端のがん治療などを多くの市民が受診できる機会の確保などに努めます。

※4 三次医療機関：脳血管疾患、心筋梗塞、頭部損傷や複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対応する医療機関で、高度医療や先端医療を提供する病院。村山地域においては、山形大学医学部附属病院・県立中央病院。

施策の体系



施策

(1) 健康づくりの基本施策の推進

- 健康ひがしね21の推進による健康寿命の延伸
- 健康づくりのための総合的、計画的、体系的な取り組みの推進

(2) 生涯を通じた健康づくりの推進

- 健康づくりの推進
 - ・ 健康教室やイベントを通じた健康づくりへの参加促進と意識啓発の推進
 - ・ 食生活改善推進員をはじめ、団体、グループとの連携支援による健康づくり活動の推進
 - ・ 生活習慣、食生活改善、ひとり1スポーツの普及などによる健康なライフスタイルの推奨
 - ・ 年齢にあわせた健康増進、健康教室、健康相談事業の充実
 - ・ やまがた健康マイレージ事業など、県や他市町村と連携した健康づくり事業の推進と市民の参加促進
 - ・ 各年代による健康遊具の活用推進



健康相談

- 疾病の早期発見及び重症化予防のための健康診査の充実
 - ・ 健康診査、各がん検診の受診率向上に向けた啓発
 - ・ 歯周疾患検査・骨粗鬆症検査の実施
 - ・ 健康診査受診後の保健指導など事後指導の強化
 - ・ 訪問指導の充実
- 健康づくりのための環境整備
 - ・ 検診センターと連携した健康づくりの推進
 - ・ さまざまな運動など自ら進んで健康づくりを行うことができる環境の整備
 - ・ 健康診査・各種検診を受けやすい環境づくり

(3) 食育の推進

- 東根市食育・地産地消推進計画に基づく事業の推進
- 幼少期から高齢期までの各年代に応じた食育の推進
- 家庭、幼児教育・保育施設、学校、職場、各団体、地域、行政における食育・地産地消の積極的な取り組みと連携の促進
- 生産者と消費者の交流の促進
- 食文化の継承活動への支援
- 食に関する情報の提供

(4) 感染症予防の推進

- 国・県・医師会などと連携した感染症予防の啓発
- 予防接種の勧奨と支援の充実

(5) 心の健康づくりと自殺予防対策

- 「いのち支える東根市自殺対策計画」に基づく自殺対策（生きることの包括的な支援）の推進
- 性や年齢、職業などの属性に応じた心の健康づくりに関する知識や重要性についての普及・啓発
- 関係機関との連携強化による相談体制の充実
- 心のサポーター^{※5}の養成



自殺対策（SOSの出し方授業）

※5 心のサポーター：自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る人のこと。ゲートキーパー。

(6) 健康づくり体制の充実

- 市民の健康状態や生活環境の実態、データ分析などに基づく、健康に関する課題の的確な把握
- 健康づくりに関する保健、医療、福祉関係機関の連携強化、相談指導体制の充実
- 利用者のニーズを踏まえた保健、医療、福祉サービスの提供
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施と事業の充実

(7) 医療の充実

- 北村山公立病院の経営基盤強化や施設整備に向けた関係機関への働きかけの強化
- 北村山公立病院の機能充実と民間医療機関との連携強化の働きかけ
- 医療機関それぞれの連携のほか、医療機関と介護・保健分野との連携、県と他市町村との連携などの強化
- 重粒子線がん治療を受ける市民の経済的負担の軽減
- がん治療に伴う外見の変化への支援

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 医療の満足度	38.2% (策定時アンケート調査)	向上を目指す
② 特定健康診査受診率 (国民健康保険被保険者分)	52.2% (令和6年度)	60.0%
③ 各がん検診受診率 (市実施分)	胃がん検診 11.1% 大腸がん検診 20.3% 肺がん検診 21.4% 乳がん検診 16.6% 子宮がん検診 11.3% (令和6年度)	各25.0%
④ 特定保健指導実施率 (国民健康保険被保険者分)	動機づけ支援 80.2% 積極的支援 48.5% (令和6年度)	動機づけ支援 80.0% 積極的支援 50.0% (令和11年度まで)
⑤ 心のサポーター（ゲートキーパー） 養成講座受講者数	501人 (令和7年度までの累計)	640人 (令和12年度までの累計)

※指標（現在値）の出典 ①総合政策課、②④令和6年度法定報告、③令和6年度がん検診成績表、⑤健康推進課



課題と基本的な考え

- 国民健康保険制度については、被保険者数が減少する一方で、医療の高度化によって1人あたりの医療費が増大することにより、厳しい財政経営になることが懸念されます。データヘルス計画※¹に基づく保健事業により被保険者の健康づくりを図るなど、医療費の適正化に向けた取り組みを進めます。また、県や他市町村と連携して、財政運営の安定化と持続可能な医療保険制度を推進します。
- 介護保険事業については、高齢者人口、要介護（要支援）認定者、介護サービス供給量の増加に伴う、給付費の増大が懸念されています。介護予防や健康寿命の延伸に寄与する事業の積極的な展開と保険料の適正な納付の取り組みを両輪で実施しながら、健全な財政の維持に努めます。
- 後期高齢者医療制度については、団塊の世代が後期高齢者になったことにより、社会保障費が増大しており、これらを背景として、国では窓口負担割合の引き上げなどの見直しが行われています。後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、こうした制度改正などに的確に対応し、高齢者の医療・福祉の充実に努めます。また、後期高齢者医療広域連合の保健事業については、令和5年度から市が事業を受託し、介護予防と一体的に実施しています。今後、高齢者一人ひとりの状況に応じてきめ細かに対応していくため、その取り組みの充実に努めます。
- 国民年金については、制度の適切な運用に向けて、年金事務所と連携しながら市民にとって身近な窓口としての相談業務のほか、周知広報や啓発活動の充実に努めます。
- 本市における生活保護は、近年、受給者数や保護率が増加傾向にあります。15歳から64歳までの稼働年齢層※²の受給者や、生活相談が増加しており、こうした状況の変化に応じた柔軟な対応が求められています。また、生活保護費のうち医療扶助費の増加が依然として全国的な課題となっており、データの分析に基づいた生活保護受給者の健康管理が求められています。今後も、生活困窮者の自立や生活安定に向けて、東根市社会福祉協議会などの関係機関との連携により、きめ細かに対応していきます。

※1 データヘルス計画：診療報酬明細書（レセプト）や健診結果の情報などのデータ分析に基づき、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実施する取り組み。平成27年度からすべての保険者に実施が義務付けられている。

※2 稼働年齢層：就労して生活費を得ることができるとされる年齢層。

施策の体系



施策

(1) 国民健康保険

- 保健事業の推進と充実
- 保健師訪問指導などによる疾病の早期発見、早期治療の促進
- 国民健康保険財政の健全化推進
- 社会情勢の変化に対応した収納対策の検討
- 医療費適正化対策の推進
- 広域化に伴う事務の標準化の推進

(2) 介護保険

- 利用者のニーズを踏まえた適正なサービスの提供
- 適正な受益と負担による健全な財政運営の推進

(3) 高齢者医療制度

- 後期高齢者医療広域連合と連携した事務の推進
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施と事業の充実

(4) 国民年金

- 相談業務と広報、啓発活動の充実

(5) 低所得者福祉

- 生活実態の的確な把握
- 生活扶助など各種扶助の適正な実施
- データに基づいた健康管理の支援強化
- 自立に向けた相談、指導の充実
- 生活保護者への適正な面接・指導などの実施
- 東根市社会福祉協議会などの関係機関や、民生委員・児童委員との連携強化
- 生活福祉資金貸付金制度の有効活用
- 生活困窮者自立支援事業の充実

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 高齢者1人あたり介護給付費	292千円／年 （令和7年度）	340千円／年
② 生活保護世帯訪問基準に準じた 家庭訪問の実施	217回／195回※ （令和7年度）	訪問基準以上実施

※指標（現在値）の出典 ①②福祉課

※ 217回／195回：実訪問回数／訪問基準回数。世帯ごとに定められた基準を上回る訪問を実施し、きめ細かな支援に努める。

第2章

自然と環境を未来につなぐ 安全・安心で快適なまち

第1節

防災機能の強化と強靱なまちづくりの推進



課題と基本的な考え

- 地球温暖化に伴う豪雨の頻発化や記録的な猛暑、巨大地震の発生など、自然災害等の危機に対する関心は、ますます高まっています。本市においても、令和2年7月の豪雨災害のほか、毎年のように記録的な猛暑が発生しており、防災・減災対策の強化が求められています。引き続き、「自助」と「共助」「公助」を基本として推進しながら、あらゆる事態を想定した防災体制の強化などを、計画的に進めます。

また、どのような自然災害が発生したとしても、市民の尊い生命と財産を守り、持続的な成長を実現するために、致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えた「強靱なまちづくり」を進めます。

- 大幅な気候変動によって、災害が少ないと言われてきた本市においても、いつ、どこで災害が発生してもおかしくない状況にあります。近年の災害発生事例などを踏まえ、危険箇所における自然災害の未然防止に取り組みます。

大雨による災害については、近隣市町や関係機関と連携し、流域全体で洪水や内水氾濫に備えるための総合的な対策を進めます。

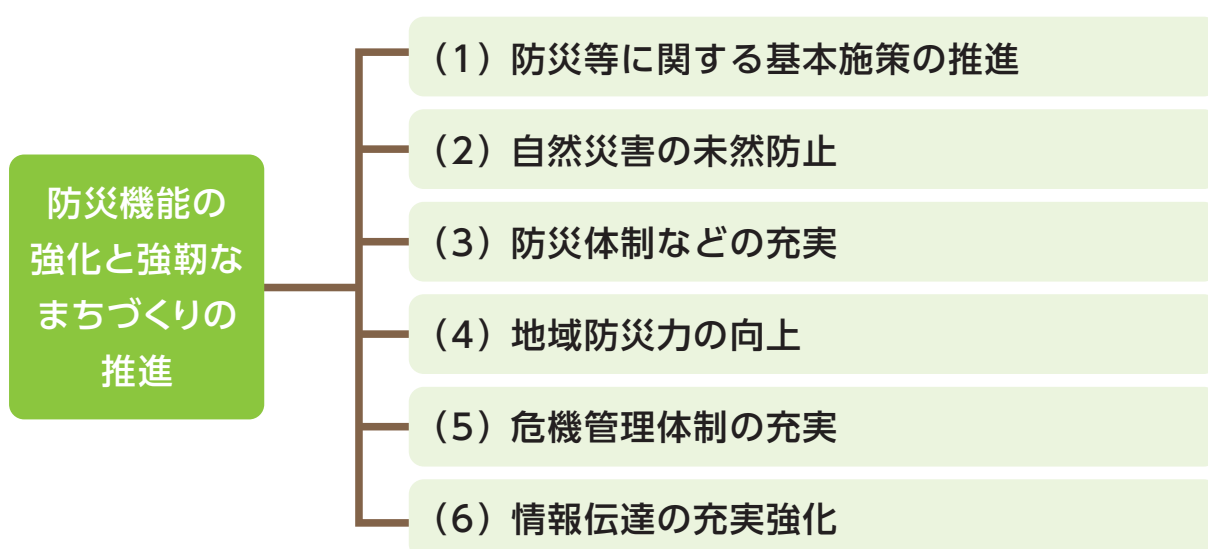
- 近年の大規模な自然災害の発生に伴い、市民一人ひとりの防災意識が高まり、災害への備えや防災機能のより一層の充実強化が求められています。こうした中、市では前期計画期間において、西部防災センターを整備するなど、防災体制等の充実強化に取り組んできました。しかしながら、毎年のように大雨などが発生している中で、少子高齢化の進行や社会の多様化にも伴い、継続的な取り組みとともに、新たな課題への対応も必要になっています。こうした課題を踏まえて、防災に関するマニュアルの見直し、指定避難所の環境整備、食糧や資機材の計画的配備などの充実強化に取り組みます。



西部防災センター

- 緊急時には、「自らの命は自ら守る」、「自分たちの地域は地域みんなで守る」という「自助・共助」の取り組みが重要です。そのため、地域 みんなが自ら考え行動する意識の高揚を図り、防災に関する正しい知識を普及させる必要があります。また、高齢化の進行や外国人住民の増加などに伴い、災害時に配慮を要する市民が増加する中で、避難行動を適切に支援する体制の強化が求められています。防災に関するさまざまな事態を想定し対応できるように、自主防災組織の機能を強化し、地域における防災力の向上を図ります。
- 自然災害以外についても、武力攻撃やテロといった不測の事態、新型コロナウイルス感染症のような安全・安心を脅かす感染症の拡大など、さまざまな危機にも対応する必要があります。また近年は、記録的な猛暑、アーバン・ベア※¹など、市民の命を脅かすような危機が繰り返し発生しており、その不安が高まっています。多様化するこれらの危機から市民を守るため、総合的な危機管理体制を強化します。
- 明白な危険が迫っていると認められる緊急時には、情報伝達を確実に行うことが最も重要です。また、災害時に施設に避難している人への迅速かつ丁寧な情報提供が求められています。あらゆる危機において適切な情報伝達等ができるよう、継続的に改善・充実していきます。情報伝達等には、近年急速に普及しているデジタル技術の活用が効果的です。一方で、住民への直接の声かけや広報も変わらず重要であり、それぞれ充実に努めます。また、平常時においても、避難場所や避難ルートなどの防災等の情報を分かりやすく周知し、緊急時の適切な行動につなげます。

施策の体系



※1 アーバン・ベア：生息環境の変化等により、クマが都市部や集落周辺に出没する現象。人身被害の防止や地域の安全確保の観点から、出没対策や啓発が求められている。

施策

(1) 防災等に関する基本施策の推進

- 防災に関する各種計画に基づく総合的、計画的、体系的な取り組みの推進
 - ・ 東根市地域防災計画の推進
 - ・ 東根市地域防災計画に基づく、各種計画による基本施策の推進（東根市建築物耐震改修促進計画、東根市業務継続計画、大規模災害時対応マニュアルなど）
- 災害時の基本となる「自助」と「共助」「公助」の推進
- 東根市国土強靱化地域計画に基づく、致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えた「強靱なまちづくり」の推進
 - ・ 人命の保護が最大限図られる取り組みの推進
 - ・ 市及び地域社会の重要な機能が致命的障害を受けないための取り組みの推進
 - ・ 市民の財産及び公共施設等に係る被害の最小化に向けた取り組みの推進
 - ・ 迅速な復旧・復興に向けた取り組みの推進

(2) 自然災害の未然防止

- 危険箇所把握調査や近年の災害発生事例を踏まえた対応策の検討
- 市内一級河川の未整備区間の改修、川底の浚渫^{※2}、支障木の撤去、排水機の適正配置などを関係機関に対し要請
- 関係機関との連携による治山事業の促進
- 砂防事業の促進を関係機関に対し要請
- 災害危険地域での開発防止の指導強化
- 近隣市町や関係機関との連携による総合的な治水対策の推進（堤防、調整池、雨水浸透対策、雨水幹線整備、側溝整備など）
- 河川管理施設の適正な維持管理の推進

(3) 防災体制などの充実

- 時勢に応じたマニュアルの見直しなどによる防災体制の強化
- 地域の災害対策及び防災活動の拠点としての防災センターの機能充実
- 避難所の確保・充実と避難行動の強化
 - ・ 指定避難所における避難者の生活環境を整えるための整備促進
 - ・ 指定避難所における感染症対策の充実
 - ・ 避難場所としての公園緑地・広場の整備促進・避難路の確保と市民への周知

※2 浚渫（しゅんせつ）：水底をさらって土砂などを取り除くこと。

- ・見やすく分かりやすい土砂災害・洪水ハザードマップの作成検討、配布・有効活用による緊急時の行動の周知
- ・ペット同行避難など多様なニーズに対応できる体制整備
- ・災害関連死の防止
- 迅速かつ的確な初動態勢の確立に向けた、より効果的な総合防災訓練、図上訓練の実施
- 幅広い年代や要支援者などに的確に対応できる災害時の備蓄品、さまざまな災害を想定した資機材の計画的配備
- 市民、地域、企業・事業所、団体、行政がそれぞれの役割を担う防災における連携の強化
- 山間部など災害時の孤立地域における災害対策の充実強化
- 気候変動を踏まえた水害対策の強化
- 土砂災害などの危険区域からの住宅移転への支援
- 公共施設等、道路、橋りょうなどの耐震化の促進
- 災害に強く、緊急対応が可能なライフラインの確保
- 災害時の応急・復旧体制の強化
- 災害時相互応援協定の締結促進と連携強化
- 土砂災害、火災、水害などの災害が重なる複合災害の発生を想定した関係機関の相互応援体制の充実



市総合防災訓練



自主防災会による勉強会

(4) 地域防災力の向上

- 地区防災計画の策定推進
- 個別避難計画※3の策定推進
- 地域や学校などにおける防災意識の高揚、防災知識の普及
- 避難行動要支援者や外国人への適切な対応など、自主防災組織をはじめとする地域の共助による支援体制の確立
- 自主防災組織の防災資機材整備への支援
- 自主防災組織のリーダー養成と災害ボランティアの育成
- 市民の積極的参画による自主防災組織の機能充実

※3 個別避難計画：高齢者や障がいのある方など、災害時に配慮を要する人一人ひとりについて、避難方法や支援者等をあらかじめ定めた計画。

(5) 危機管理体制の充実

- 東根市国民保護計画の推進
- 武力攻撃やテロ、感染症などのさまざまな危機に迅速かつ的確に対応し、市民を守ることが出来る総合的な危機管理体制の強化
- 関係機関との連携強化
- 危機管理に関する知識・情報の市民への積極的周知
- 猛暑などに対応する環境の整備
 - ・クーリングシェルターの配置
 - ・熱中症警戒（特別警戒）アラート※4発出時の予防行動の周知徹底
- ツキノワグマの市街地等出没対応マニュアルに基づくアーバン・ベア対策
- クマ等の市街地などへの出没の抑制
 - ・藪の刈払い等への支援による緩衝帯の整備
 - ・不要果樹の伐採支援による誘因物の除去

(6) 情報伝達の充実強化

- 防災行政無線の効果的な運用
- 情報を迅速、正確に伝える手段の積極的導入
- SNSやデジタルツールを活用した情報伝達
- 住民への直接の声かけや広報の円滑な実施に向けた自主防災組織及び消防団との連携強化
- 住民誰もが分かりやすい、避難場所や避難ルートなどの防災情報の周知
- 避難場所との情報連携の徹底、避難者への迅速・正確な情報伝達・要望把握

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 自主防災組織リーダー研修参加人数	208人 (令和7年度までの累計)	265人 (令和12年度までの累計)
② 災害時相互応援協定数	51団体 (令和7年度末)	55団体
③ 地区防災計画策定数	5団体 (令和7年度末)	50団体

※指標（現在値）の出典：①～③危機管理室

※4 熱中症警戒（特別警戒）アラート：環境省と気象庁が共同で発表するもの。国際的に用いられている「暑さ指数（WBGT:Wet Bulb Globe Temperature）」が著しく高くなり、熱中症による健康被害のリスクが高まることが予測される場合に発表される。特に「熱中症特別警戒アラート」は、広範囲において重大な健康被害が生じるおそれがある場合に発表される。



課題と基本的な考え

- 災害の大規模化・多様化に加え、高齢化や核家族化の進行など社会環境が変化しており、求められる安全の水準も高まっています。また、大規模災害の頻発に伴い、さまざまな状況への対応力強化が求められています。こうした状況を踏まえ、火災をはじめとする、さまざまな災害に迅速かつ適切に対応できるよう、人材の育成・確保を図るとともに、消防車両・資機材や消防水利などの計画的な整備、更新を進めます。

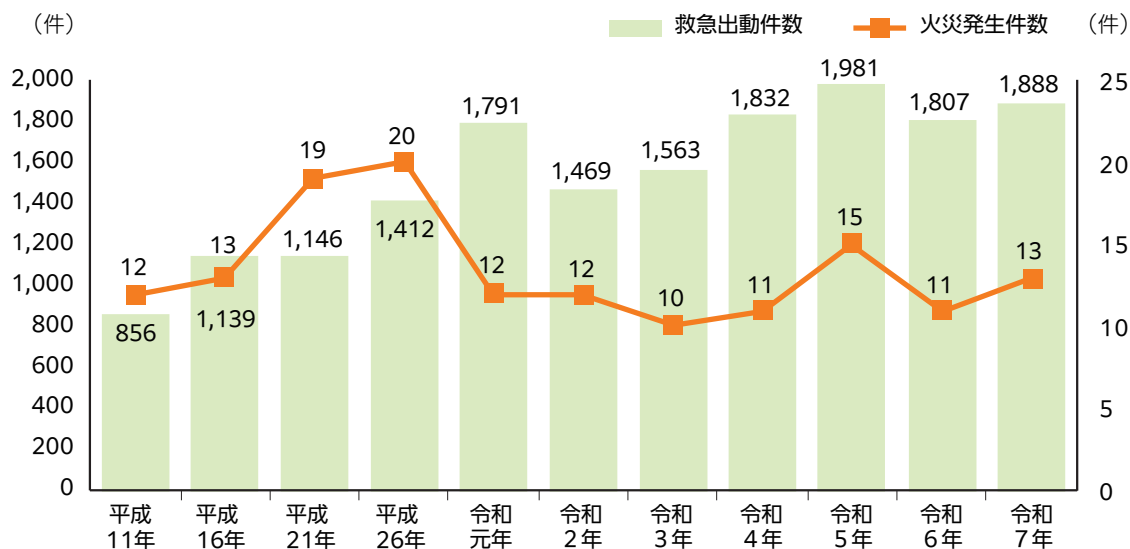
また、高齢化の進行などに伴い、火災予防機能の充実強化が求められています。市民一人ひとりの防火意識の高揚を図るとともに、予防・保安対策を強化します。

防火意識や初期消火態勢の向上、さらには地域の防災力の強化を図るためには、消防団をはじめ、自主防災組織などの地域住民や、自衛消防組織などの事業所の活動が重要です。特に消防団については、少子高齢化や勤務形態の変化、地域における人と人とのつながりの希薄化などにより、団員の確保が困難になっています。地域住民はもとより、消防団員の勤務先などからも協力を得ながら、消防団活動の充実と組織強化を図ります。あわせて、こどもの頃からの消防意識の醸成・向上に取り組み、市民一人ひとりの対応力の強化につなげます。また、訓練や装備の充実によって、機動力の向上を図るとともに、消防団のない地域では組織化に向けた取り組みを進めます。

- 本市における救急出動件数は増加傾向にあります。救急業務については、多種多様な災害対応・救急救命士の特定行為処置項目への対応など、高度化する需要に対応できる救急救命士を継続的に養成していきます。あわせて、人的な体制強化や、高規格救急車・救急救助資機材などの計画的な整備、更新を進め、質の高い救急活動を提供します。

また、救命率の向上には、救急車が到着する前の適切な応急手当が重要です。市民に対する応急手当の知識と技術の普及に努めるとともに、さまざまな場所に設置されている自動体外式除細動器（AED）の有効活用を進めます。

火災発生件数と救急出動件数の推移



(消防本部)

施策の体系

消防機能の強化

(1) 消防体制の充実

(2) 救急・救助体制の充実

施策

(1) 消防体制の充実

- 災害に迅速かつ適切に対応するための人材の育成と確保
- 多様な災害を想定した消防職員の教育訓練の充実
- 林野火災予防に向けた注意報・警報の的確な発令
- 多様な災害に対応した消防用装備の導入、車両の計画的更新と適正配備
- 消火栓、防火水槽などの消防水利の充足率向上と計画的更新
- 大規模災害や特殊災害などに備えた防災資機材等の充実
- 他自治体との効果的な広域連携の推進
- 防火対象物への立入検査、冬季の水利確保、高齢者世帯への防災訪問など、予防業務の強化
- 地域の自主防災組織や事業所の自衛消防組織による防火意識啓発活動への支援、育成指導による防火管理体制の強化
- 幼年少年防火クラブの育成



はしご付車両交付式

- 消防団員の確保
- 女性消防団員・水防団員の確保とリーダーの育成
- 消防団協力事業所制度の充実・普及
- 学校教育等との連携によるこどもの頃からの消防意識の啓発活動
- 水防訓練の強化
- 地域消防の機動力強化
- 消防団員の教育訓練と装備等の充実
- 地域の実態に応じた消防団再編に向けた検討、空白地域の解消



消防団出初式

(2) 救急・救助体制の充実

- 北村山消防指令センターの運用充実
- 多様化・高度化する救急・救助要請への即応体制の充実
- 救急救命士、予防技術資格者の養成、教育訓練の充実
- 救急救助資機材・車両の計画的更新と適正配備
- 大規模災害や特殊災害などに備えた救急救助資機材等の充実
- 迅速かつ円滑な救急救助活動を行うための医療機関や関係機関との協力連携体制の強化、他自治体との効果的な広域連携の推進
- 救急医療情報共有システムの運用充実、高機能通信指令システムを活用した多様な情報通信手段の促進
- マイナンバーカードを活用した救急業務の運用充実と普及促進
- 住民、事業所などを対象とした応急手当講習会の開催・市民参加推進
- 自動体外式除細動器（A E D）の普及促進と市民の心肺蘇生法習得の推進
- より多くの場所で自動体外式除細動器（A E D）を使用できるよう、所有する事業所などによる協力体制づくり

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 火災発生件数	13件 (令和7年)	予防消防活動の充実により火災予防を図る
② 消防団協力事業所数	12事業所 (令和7年度末)	16事業所
③ 消防団空白地域数（該当区数）	0 (令和7年度末)	0

※指標（現在値）の出典：①～③消防本部

第3節

生活安全の確保



課題と基本的な考え

- 近年、本市における交通事故の件数は、減少傾向にあります。前期計画の期間中には交通死亡事故ゼロの期間が過去最長日数を記録しました。今後、新たな道路整備や宅地分譲、大規模な小売店舗の立地等に伴う交通量の変化なども想定されます。こうしたことから、引き続き、交通安全意識の高揚と交通安全マナーの向上を図りながら、地域と連携した交通安全対策や、交通安全施設の適正な整備などを進めます。

東根市内の交通事故発生件数の推移

(単位：件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
発生件数	151	164	146	171	155	104

(村山警察署)

- 近年、犯罪の多様化や低年齢化が進行しています。また、高齢者の一人暮らし世帯増加や核家族化が進む一方で、地域社会における連帯意識が希薄化しています。こうした状況から、市民一人ひとりの防犯意識の醸成と、「地域の安全は地域みんなで守る」という意識を高めながら、地域における自主的な防犯活動を推進し、関係機関と連携した防犯体制の強化を図ります。また、本市においては宅地分譲などが活発に行われ、防犯活動もまち並みの変化にあわせた対応が求められていることから、警察や関係機関などと連携し、犯罪が起きにくい環境づくりに努めます。

都市化が進む本市において、市内に警察署がないことが大きな課題になっています。今後、事件や事故が増加することが懸念される中、市民が安全・安心な生活を営むことができるよう、引き続き、早期の「東根警察署」の設置実現に向けた取り組みを進めます。

東根市内の刑法犯認知件数の推移

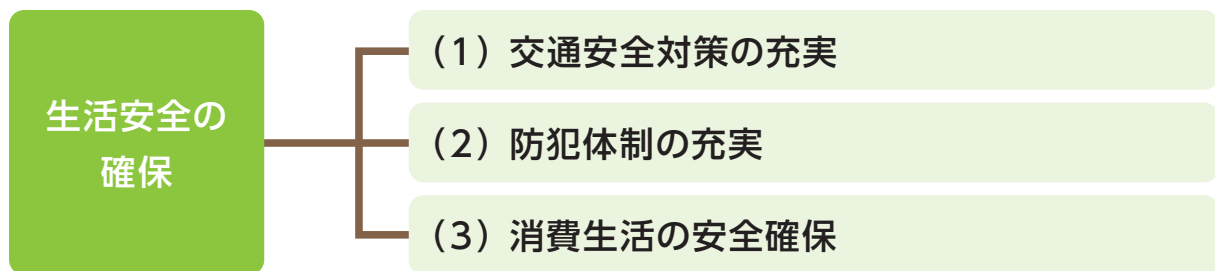
(単位：件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
認知件数	156	131	122	112	107	139

(村山警察署)

- 平成23年に東根市消費生活センターが設置されて以降、相談内容は複雑・多様化しています。近年は、特殊詐欺やSNSによるトラブルが増加し、手口もより巧妙化しています。また、今後も、さまざまな分野においてデジタル技術の普及が進み、市民生活を取り巻く環境がさらに変化することが予想されることから、消費生活センターの相談機能、市民への情報提供、学校との連携による消費者教育の充実に努めます。

施策の体系



施策

(1) 交通安全対策の充実

- 東根市交通安全計画の推進
- 関係機関と連携した生活道路の安全対策の推進
- 「交通安全の日」(毎月15日)に関する取り組みの強化
- 正しい交通ルールと交通マナーの遵守など交通安全意識の向上
- 交通安全関係団体と連携した交通事故防止活動の推進
- こども、保護者、高齢者や関係者への交通安全教育の推進
- 交通指導員、交通安全専門指導員など交通安全指導体制の充実
- かもしかクラブなど交通安全推進団体の育成
- 交通安全施設の適正な整備の推進
 - ・ 道路照明、カーブミラー、防護柵、区画線などの適正整備
 - ・ 交通信号機の必要箇所など現状を踏まえた設置要望
- 交差点、狭幅員、見通しの悪い道路の改良推進
- 通学路などの歩行空間の安全確保の推進
 - ・ 通学路における一層の安全確保
 - ・ 誰もが安全・安心に通行できる歩道などの歩行空間の整備推進
 - ・ 通学路点検の実施など、学校や地域、警察等との連携による危険箇所の把握と改善
 - ・ 歩道のない道路におけるグリーンベルト※などの設置推進
- 学校安全ボランティアなど、地域と連携した見守り活動の充実
- 冬期間の交通安全確保を図る道路除排雪の充実強化



秋の交通安全県民運動出発式

※グリーンベルト：道路沿いなどの交通空間に設けられた緑の帯で、通行の安全や環境、まちの景観を守る役割を持つ。通学時においては、車両と歩行者の空間を視覚的に分離し、児童生徒の安全確保や交通事故防止に資する。

(2) 防犯体制の充実

- 地域、関係機関と連携した暴力のない明るいまちづくりの推進
- 市民一人ひとりの防犯意識の高揚に向けた、関係団体との連携強化による広報啓発活動の推進
- 地域における自主防犯活動の推進
- 青色防犯パトロール活動の充実
- 青少年健全育成団体との連携による少年非行犯罪の未然防止
- 防犯連絡員（区長）、子ども見守り隊、こども110番連絡所の有機的な連携
- 通学路における防犯体制の強化
- 防犯カメラなど防犯に関する施設整備の推進
- 公衆街路灯（防犯灯）の設置充実
- 東根警察署の設置要望強化

(3) 消費生活の安全確保

- 消費生活センターによる相談窓口機能と情報提供の充実
- SNSによるトラブル、特殊詐欺や悪質商法などの被害の未然防止に向けた取り組みの強化
- デジタル技術の普及など急速な社会の変化に伴う消費者トラブルへの適切な対応
- さまざまな年代に合わせた消費者教育の実施
- 消費者団体などの育成と消費者リーダーの養成
- 計量器の定期検査などによる適正計量器使用の推進
- 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法に基づく立入検査に係る職員の知識向上

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 交通死亡事故「ゼロの日」継続日数	453日 (令和7年度末)	1,781日
② 学校安全ボランティアの人数	1,330人 (令和7年度)	1,300人
③ 公衆街路灯（防犯灯）の設置数	4,186灯 (令和7年度末)	4,255灯

※指標（現在値）の出典：①③生活環境課、②管理課



課題と基本的な考え

- 良好な環境を保全していくには、一人ひとりが環境問題を理解し、環境への負荷の軽減などに向けて行動することが重要です。本市は、県内自治体でいち早く「環境ISO14001」の認証を取得し、他自治体に先駆けてさまざまな環境保全の取り組みを進めてきました。また、地球温暖化が世界的な問題になる中で、本市は県内自治体で初めて「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの実質排出量をゼロにすることを目標にしています。

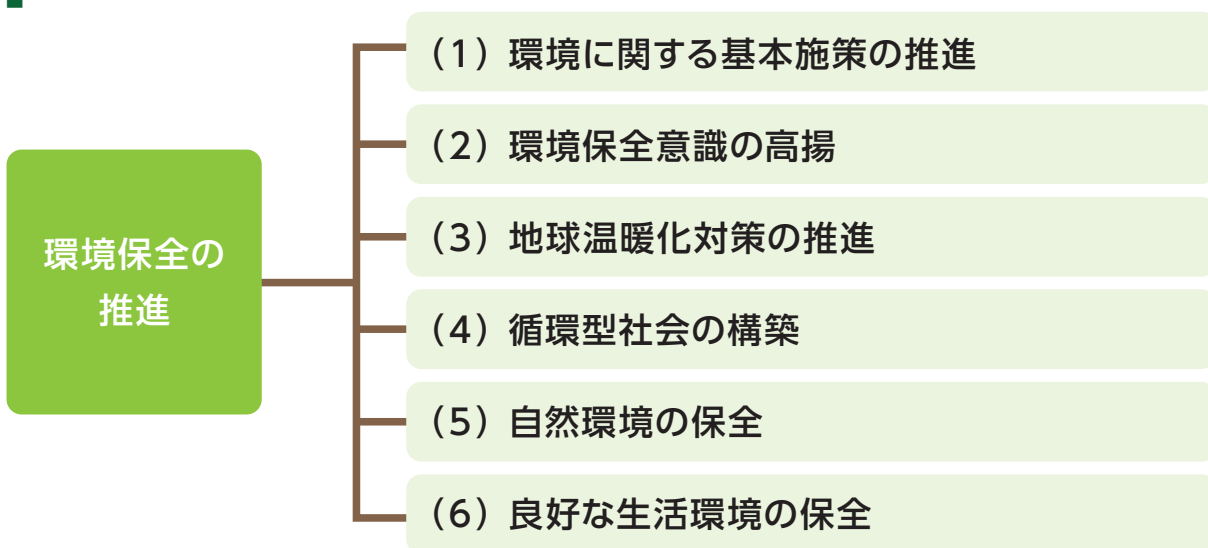
環境問題への意識と感心が一段と高まる中で、良好な環境を次代に引き継いでいくため、「ISO14001」や「ゼロカーボンシティ」に向けたカーボンニュートラルの推進を中心として、市民や事業者、行政などが一体となって、環境問題に取り組みます。
- 環境問題の解決には、これを自らの問題として捉え、各々が環境に配慮した行動を実行することが重要です。節電・節水をはじめとした一人ひとりの小さな行動の積み重ねが、やがて大きな環境保全効果につながります。本市では、太陽光や小水力発電等の設置が進んでいますが、こうした再生可能エネルギーの活用に関する知識を学ぶことで、環境問題への理解が深まり、地域全体の環境負荷低減につながります。このため、さまざまな機会・媒体を通じた環境教育や啓発などにより、意識の醸成を図ります。
- 排出され続けている温室効果ガスの増加により異常気象が頻発し、これによるさまざまな自然災害が世界各地で発生するなど、依然として地球温暖化が深刻な問題となっています。本市でも、毎年のように記録的な猛暑や大雨が発生するとともに、さくらんぼの高温障害の被害などの過去にないような事象も起きています。市民や事業者などとゼロカーボンシティとしての目指すべきゴールを共有しながら、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入を両輪として、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを加速します。
- 地球環境を保全していくため、限りある資源を有効に活用し、環境への負荷をできる限り低減していくシステムの構築が求められています。社会経済ではSDGsの観点から持続可能性の追求の動きがみられ、国においても「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」により、循環型社会を推進する方向性を示しています。新たなリサイクル技術等の導入を積極的に推進しながら、さらなる循環型社会の構築に取り組みます。

- 近年、資源の大量消費による森林の減少など、世界的に自然環境の破壊が急速に進んでいます。自然環境は、私たちの生活に欠かせない、さまざまな資源を提供してくれます。その一方で、森林の伐採は、地球温暖化、あるいは土砂災害などを招く要因になります。また、小川や湖沼、里山などの身近な自然も環境が悪化すれば、希少な動植物の生息地の減少や生物多様性の損失につながります。

本市には、緑豊かな自然とともに、「カクレトミヨ」をはじめとした希少な動植物が生息する環境があり、これらは、都市化による利便性などと併せて、市民が住み続けたいと思う大きな魅力になっています。こうしたことから、今後も、豊かな自然環境の保全に取り組みながら、人と自然が調和するまちづくりを進めます。

- 健康で安らぎのある生活を営むには、大気汚染や騒音、悪臭などにより、環境や生活、健康への被害が生じないように、良好な生活環境を保全していくことが最も重要です。そのため、公害の防止や環境衛生の向上に継続して取り組んでいきます。また、近年頻発している災害時においては、特に公衆衛生の悪化の軽減に努めます。

施策の体系



施策

(1) 環境に関する基本施策の推進

- 「環境ISO14001」の理念及び「ゼロカーボンシティ」を実現するための各種計画に基づく総合的、計画的、体系的な取り組みの推進
 - ・ 第3次東根市大けやき環境基本計画の推進
 - ・ 東根市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の推進
 - ・ 東根市一般廃棄物処理基本計画の推進
 - ・ 東根市分別収集計画の推進

(2) 環境保全意識の高揚

- 多様な広報媒体の活用やさまざまな企画を通じた情報発信・啓発の充実
- 環境ISOの取り組みの充実と発信
- 市民、家庭、地域、事業者、行政などのあらゆる主体が、環境問題を自らの問題として捉え行動する社会の実現に向けた意識の醸成
- 自然保護意識の醸成と啓発
- 水源をかん養する森林や地下水の保全意識の高揚
- 家庭、学校、地域での環境教育の推進
- 環境に関するボランティアの育成
- 環境衛生組合の活動支援
- 環境講座や再生可能エネルギーに関する学習会などの開催
- 節水・節電意識やごみの減量化、不法投棄防止など、環境保全に向けた啓発活動の推進

(3) 地球温暖化対策の推進

- 「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みの拡充、地域への拡大促進
- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備設置の普及促進
- 次世代自動車などの環境に配慮した交通手段の普及促進
- 省エネ住宅の普及促進
- 公共施設等におけるLED照明への切り替えの促進、ZEB化の推進
- 公共施設等へのEVステーションの設置に向けた検討
- 公共空間における緑化の推進
- 脱炭素型ライフスタイルの推進
- 農業・商工業・物流など事業活動における脱炭素の推進と取り組みの支援

(4) 循環型社会の構築

- ごみの細分化による減量、リサイクルの推進
- プラスチック製容器包装類リサイクルの推進
- 有価物資源回収事業の推進
- 再生紙など環境に配慮した製品購入の促進と商品の情報提供
- MBH(マイバッグ・マイ箸持参)運動、レジ袋の削減の推進
- 食品ロスの削減の推進
- 学校給食における食品残渣のバイオガス発電利用の推進

- ペットボトルの水平リサイクル※¹の導入の推進
- 廃食用油のS A F※²への転用の推進



循環型社会の実現に関する包括連携協定締結式

年次別ごみ処理量の推移

(単位：t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
可燃物	12,442	12,714	12,502	12,082	11,850	11,588
不燃物	652	680	667	615	565	584
リサイクル	672	672	675	651	628	615

(生活環境課)

(5) 自然環境の保全

- 自然保護や緑化活動などの推進
- 身近な自然である小川、湖沼、里山などの保全
- 森林の荒廃防止と森林活用の推進
- 松くい虫、ナラ枯れなどの被害対策の推進
- 自然とふれあえる場の創出
- 緑環境税を活用した緑化活動の推進
- 緑の少年団などによる緑を守り育てる活動の推進
- 動植物の生息地や生物多様性を考慮した自然環境の保全推進

(6) 良好な生活環境の保全

- 県との連携による典型7公害に関する監視活動の充実
- 緊急時における応急処置実施体制及び公害や苦情に迅速で適切に対応できる体制の充実
- 不法投棄、ごみの野焼きなどの監視、指導の強化
- 騒音調査、地下水水質調査、地盤沈下調査などの実施
- 公害の未然防止のための事業所等との環境保全協定の締結促進
- ごみステーションの適正配置
- 合併処理浄化槽の普及促進、浄化槽設置者への適正な維持管理の指導による生活排水の適正処理の推進
- 下水道の整備率の向上と普及啓発活動の充実などによる水洗化率の向上
- 東根市災害廃棄物処理計画に基づく、災害廃棄物の適正処理

※1 ペットボトルの水平リサイクル：使用済みペットボトルを再びペットボトルとして再生利用するリサイクル手法。

※2 S A F：Sustainable Aviation Fuel。廃食用油などを原料として製造される、環境負荷の低減が期待される持続可能な航空燃料。

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 1人1日あたり家庭系ごみの排出量	740 g (令和7年度)	749 g
② 容器包装廃棄物の排出量 (分別収集の推進)	185.6 t (令和7年度)	179.0 t
③ 資源ごみのリサイクル率	13.7% (令和7年度)	20.0%
④ 太陽光発電システム等 設置補助金の申請件数	1,145件 (令和7年度までの累計)	1,800件 (令和12年度までの累計)
⑤ 中小企業省エネ設備等 導入支援事業の申請件数	57件 (令和7年度までの累計)	120件 (令和12年度までの累計)
⑥ カーボンニュートラル推進 農業支援事業申請件数	0件 (令和7年度)	5件

※指標（現在値）の出典：①～④生活環境課、⑤商工観光課、⑥農林課

第5節

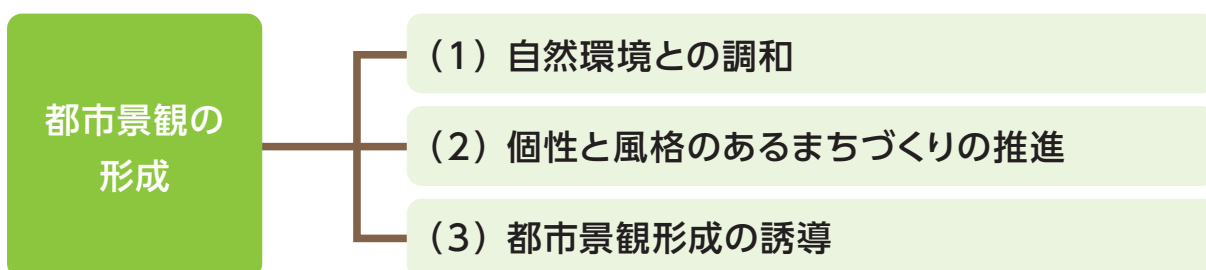
都市景観の形成



課題と基本的な考え

- 景観は、森林や河川、建物や道路、あるいはそこで活動する人々など、まちを構成するさまざまな要素により成り立っています。豊かな自然に恵まれた本市では、自然と調和した快適な空間の創出が良好な景観形成へとつながります。今後も、緑化の推進や、自然との調和に配慮した施設づくりなどを進め、良好な景観の形成に努めます。
- 本市を象徴する大ケヤキ周辺の情緒あるまち並みや歴史的文化資産は、独特の風情を醸し出しまちの魅力を高め、地域住民の誇りと愛着を育んできました。これまで受け継がれてきた歴史的な景観を次代に繋ぐため、より一層個性を磨き、まち並みや自然景観と調和した風格のあるまちづくりを進めます。
- 一人ひとりがまちに愛着をもち、守り育む気持ちを日々の活動に活かすことができれば、おのずと良好な都市景観が形成されていきます。市民共有の財産である都市景観を良好に維持していくため、市民との協働によるまち並みづくりなどにより景観づくりを誘導します。

施策の体系



施策

(1) 自然環境との調和

- 自然豊かな風景に調和した施設づくりの推進
- 花ランドひがしね推進事業、生垣設置奨励事業を活かした緑化の推進
- 河川敷などを活用した潤いのある親水空間の確保
- 中心市街地における緑地空間の確保
- 名水百選「小見川」など全国に誇れる自然環境の保全

(2) 個性と風格のあるまちづくりの推進

- 歴史的景観などに配慮したまち並みの形成
 - ・ 歴史と文化を活かした個性あるまち並み整備の推進
 - ・ 羽州街道赤松並木の保存
 - ・ 大ケヤキ周辺の無電柱化の検討
 - ・ 歴史的景観を活かした長瀬二の堀整備関連ウォーキングトレイル事業の推進
- 東の杜周辺の回遊性のあるまちづくりの推進
- 果物にこだわった東根らしい景観形成など、地域資源などを活かしたまちづくりの推進
- 景観に優れた建築物などの保全
- 地域資源などを活かしたまち並みの形成
- さくらんぼをはじめ東根らしさを演出したカラーマンホールなどの活用



東の杜周辺



カラーマンホール

(3) 都市景観形成の誘導

- 市民と行政の協働によるまち並みづくりの推進
- 景観に関する啓発や研究事業の実施
- 景観に配慮した公共案内表示看板などの設置
- 屋外広告物の適正指導
- わがまち街路樹里親制度による市民と協働のまち並みづくりの推進
- 安全等の確保と良好な景観に向けた道路や公園、巨木・老木化した街路樹等の再整備の検討

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 花ランドひがしね参加団体数	28団体 (令和7年度)	35団体
② わがまち街路樹里親制度 里親管理割合	38.0% (令和7年度)	管理割合の増加を 目指す
③ 長瀬二の堀整備関連 ウォーキングトレイル事業 (うち道路事業) 整備率	85.5% (令和7年度)	100%

※指標（現在値）の出典：①生活環境課、②③建設課

第6節

都市基盤の整備



課題と基本的な考え

- 本市では、土地区画整理事業による良好な宅地の供給やまなびあテラスをはじめとした都市機能の集積により、魅力と活力にあふれ賑わいに満ちた市街地が形成されています。また、令和4年10月には東北中央自動車道東根北IC・村山本飯田IC間が開通し、東根尾花沢間の23km区間が全線開通しました。これにより、県内高速道路網の縦軸が整備され、最上地域から首都圏までを結ぶ高速道路ネットワークが完成し、大幅な時間短縮と利便性の向上が図られています。



東北中央自動車道東根北IC・村山本飯田IC間開通

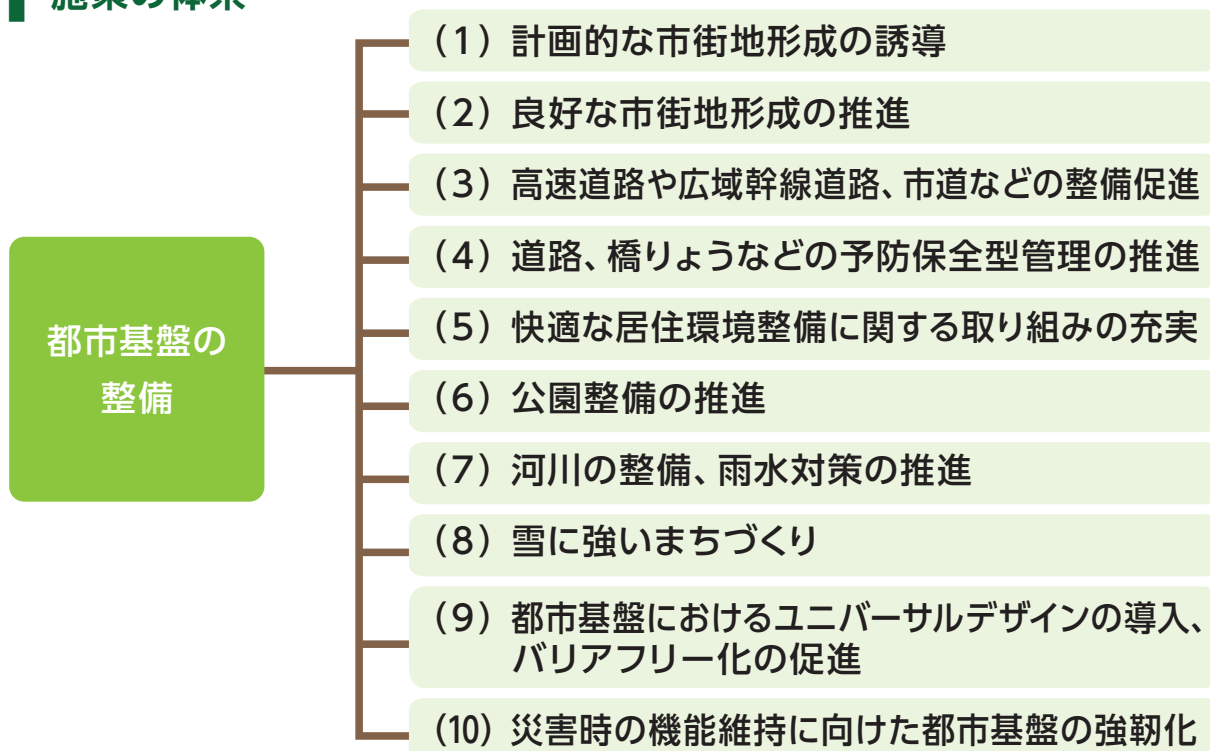
今後も良好な市街地形成に向けて、各種法令や用途地域※、都市計画マスタープラン、立地適正化計画などに基づく計画的な整備や適切な指導・規制などにより、開発に伴う周辺環境への影響を考慮した調和のとれたまちづくりを進めます。

- 良好な市街地を形成していくには、道路や公園などの整備を進める一方で、その地域で暮らす人々もそのまちの将来像を共有し、一緒になってまちづくりを進めていくことが重要です。そのため、施設整備や適切な管理とともに、地区計画などによる協働のまちづくりを進めます。
- 道路網の充実、まちの活力を生み、本市の発展に重要な役割を果たしてきました。今後もまちの将来像を見据え、東北中央自動車の開通効果を引き出すアクセス道路の整備や主要幹線道路の整備による広域道路ネットワークの強化を図ります。特に、重要物流道路の指定を受けた国道48号については、太平洋側と日本海側を結ぶ横軸としての重要性が高まっています。この機会を捉えてバイパス化等に向けた働きかけを強めるなど、仙台圏とのアクセスの向上に取り組みます。また、法改正などの動きを捉えながら、生活に密着した身近な市道の整備を進めます。
- 道路や橋りょうをはじめとしたインフラ資産の老朽化が進んでおり、厳しい財政状況が予測される中であって、維持管理が大きな課題となっています。今後、対症療法的な事後保全に代えて、予防保全型の管理を進め、長寿命化を図ります。
- 土地区画整理事業や民間による宅地分譲などにより、優良な宅地の供給が進んできた一方で、空き家の増加や住宅地の拡散が問題となっています。そのため、用途地域内への開発の誘導や立地適正化計画による居住誘導区域等の設定により充足率を高めていきます。また、定住や住宅の建設に向けた支援、空き家の発生防止と利活用に向けた取り組みなどにより、誰もが安心して暮らせる住環境の整備を進めます。

※用途地域：都市計画法の地域地区の1つで、用途の混在を防ぐことを目的とし、住居・商業・工業など市街地の大概としての土地利用を定めるもの。

- 公園は、うるおいとやすらぎの空間、子育て、遊育を実践し交流する空間など、さまざまな役割を担っており、身近な地域に公園が欲しいというニーズは、子育て世代などを中心に非常に高まっています。こうしたことを踏まえ、未整備地区における公園の整備を進めます。また、既存の公園についても適切な維持管理に努めます。
- 本市においても、令和2年7月豪雨による白水川堤防の決壊、令和4年、6年にも大雨が発生し農地が冠水するなど、集中豪雨による被害が多発しており、雨水対策に対する関心が非常に高まっています。そのため、関係機関との連携のもと、河川の洪水被害対策を進め、被害を抑制していきます。また、雨水幹線の計画的な整備や適切な維持管理を推進し、内水被害の防止に努めます。
- 冬期間の降雪は、さまざまな活動に影響を及ぼします。雪が降っても安全・安心な日常生活が維持され社会経済活動が滞らない、雪に強いまちづくりが求められます。市民アンケートでは、生活環境に関する項目の中で、除雪対策の満足度が低くなっており、市民の理解や協力のもと道路除雪体制の充実に努めます。
- 高齢者の増加や障がい者の社会参加に伴い、バリアフリーの普及が進んでおり、本市においても公共施設等のバリアフリー化に取り組んできました。今後とも誰もが暮らしやすい社会の実現を目指して、心のバリアフリーを社会全体で推し進めていくとともに、みんなに優しいユニバーサルデザインを基本とした都市基盤整備を進めます。
- 大規模災害から市民の生命と財産を守り持続的な成長を実現するため、強靱なまちづくりが求められています。災害が発生しても致命的な被害を負わず、速やかに回復するための交通基盤やライフラインなど、市民生活の維持に不可欠な施設の強靱化を進めます。

施策の体系



施策

(1) 計画的な市街地形成の誘導

- 国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、建築基準法など、法令の適切な運用に基づく土地利用の明確化、規制、誘導
- 土地利用の長期ビジョンに則した公共施設等の計画的配置
- 用途地域や立地適正化計画に基づく計画的な整備と秩序ある開発の誘導

(2) 良好な市街地形成の推進

- 地区計画や建築協定、景観協定などを活用した良好な環境の形成
- 公共公益施設の計画的配置と予防保全型管理の推進
- 生活に密着した道路の整備
- 魅力ある市街地の形成に向けた土地利用などの検討
 - ・ さくらんぼ東根駅西側の都市基盤整備の方向性の検討
 - ・ 神町駅西地区の交通利便性の向上

(3) 高速道路や広域幹線道路、市道などの整備促進

- 国道48号の整備促進に向けた取り組みの強化
 - ・ 事前通行規制区間のバイパス化の実現
- 広域幹線道路などの整備促進
 - ・ 一般国道287号（国道13号～谷地橋）の4車線化の促進
 - ・ 一般県道東根大森工業団地線の4車線化の促進
- 山形県道路中期計画に位置付けられた路線の整備促進
- 市内を縦断する東回り、西回り広域道路の整備促進
 - ・ 市道東根天童線の整備促進（東回り）
 - ・ 一般県道長瀬野田線、主要地方道山形天童線、主要地方道山形羽入線の整備促進（西回り）
- 横断幹線道路の整備促進
 - ・ 都市計画道路宮崎西道線の延伸
- 主要地方道、一般県道の整備促進
- 都市計画道路、市道の整備促進
 - ・ 快適で魅力的な住宅地の形成に向けた新たな道路などの整備
 - ・ 生活に密着した道路の拡幅・改良の促進
- 道の駅の整備による安全で快適な道路交通環境の提供
- わがまち街路樹里親制度など、市民との協働による景観に配慮した道づくり

(4) 道路、橋りょうなどの予防保全型管理の推進

- 老朽化した道路、橋りょうの計画的修繕及び長寿命化・強靱化に向けた対応
 - ・ 最新技術の活用などによる道路等の効率的な現状把握と適切な維持管理の推進
 - ・ 橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施
 - ・ 道路ストック総点検に基づく、損傷や劣化が進行する前の適切な管理の推進

(5) 快適な居住環境整備に関する取り組みの充実

- 用途地域内への民間開発事業の誘導による充足率の向上
- 高齢者、障がい者、子育て世帯などの多様な世帯が安心して暮らすことができる住環境整備の推進
- 市営住宅の計画的な維持管理の推進
- 定住促進事業の充実
- 住まい応援事業の推進
- 耐震診断士派遣や耐震改修の促進
- 住居表示事業の推進
- 市における空き家対策の一元化による対応強化
- 移住・定住事業や不動産関係団体との連携による、中古住宅の流通促進など、空き家の発生抑制に向けた取り組みの推進
- 空き家バンク制度などによる空き家の利活用の促進
- 危険空き家解消の推進
- 空き家などの所有者等の把握と適正管理に向けた意識の醸成
- 危険ブロック塀の撤去に向けた支援の実施

市内の公営住宅の概要

(単位：戸)

区 分	木造	簡易耐火	中層耐火	合計
市営住宅	56	64	88	208
県営住宅	-	-	56	56
合 計	56	64	144	264

(令和7年12月31日現在：建設課)

空き家の状況

(単位：件)

空き家の状態 (構築物の老朽危険度)	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	合計
空き家等件数	141	142	102	11	396

※ Aランク：修繕がほとんど必要ない Bランク：多少の改修工事により再利用可能
Cランク：老朽化が著しい Dランク：解体が必要と思われる

(令和7年10月1日現在：生活環境課)

(6) 公園整備の推進

- 地域に根ざした身近な公園整備の推進
- 緑地の保全と緑化の推進
- 既存公園の老朽化した施設の整備、遊具の計画的な改修・更新
- 市民と協働による公園の維持管理の推進

都市計画公園の整備状況

区 分		整備状況		
		箇所数	面 積 (ha)	
			計画面積	開発済み面積
公 園	総合公園	1	64.6	17.98
	街区公園	18	4.4	4.4
	地区公園	2	21.8	19.8
	近隣公園	1	0.97	0.97
緑 地		1	9.1	9.1
広 場		1	1.1	1.1
合 計		24	101.97	53.35

(令和7年12月31日現在：建設課)

(7) 河川の整備、雨水対策の推進

- 河川と湖沼の保全と整備
- 河川清掃など、ボランティア活動の推進
- 関係機関と連携した洪水被害対策及び流域治水対策の推進
- 雨水幹線などの計画的整備による内水被害の防止
- 雨水施設の適切な維持管理
- 水田の雨水貯留機能（田んぼダム）の取り組み推進



河川清掃

(8) 雪に強いまちづくり

- 市民の理解と協力を得ながら推進する道路除雪の充実
- 最新技術の活用などによる、効率的な除雪体制に向けた検討
- ボランティアや地域の力による生活に密着した除排雪の推進
- 安全で快適な歩行空間の確保
- 雪崩などの危険防止

(9) 都市基盤におけるユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化の促進

- 全ての生活者・利用者の視点に立ったユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- 公共施設等におけるバリアフリーとユニバーサルデザイン化の促進

(10) 災害時の機能維持に向けた都市基盤の強靱化

- 交通基盤に係る強靱化の推進
- ライフライン・情報通信に係る強靱化の推進
- 公共施設等に係る強靱化の推進

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 道路の広さや舗装の満足度	29.5% (策定時アンケート調査)	向上を目指す
② 長寿命化対策が必要な橋りょう数	5 橋 (令和7年度末)	1 橋
③ 除雪対策の満足度	26.9% (策定時アンケート調査)	向上を目指す

※指標（現在値）の出典：①③総合政策課、②建設課

第7節

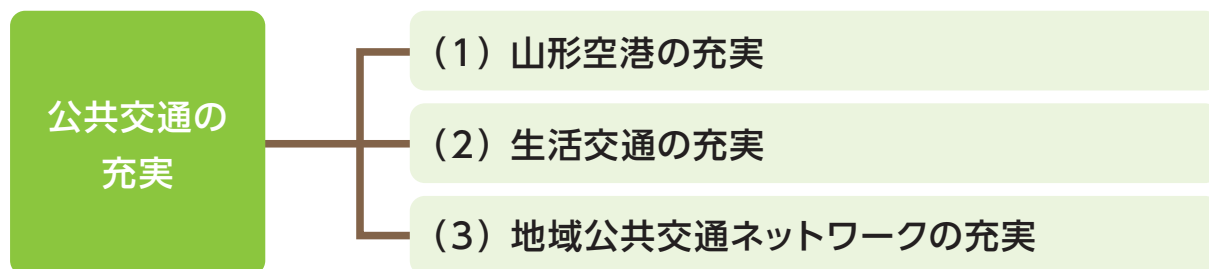
公共交通の充実



課題と基本的な考え

- 本市の大きな特色である山形空港は、現在、東京・大阪・名古屋・札幌の国内主要4都市と結ばれており、「ひと・もの・情報」の交流の促進により、地域の発展をけん引しています。今後も山形空港は、本市の発展に欠かせないものであり、運航の充実や利便性の向上に向けた取り組みを進めます。また、コロナ禍を経てビジネス面の需要が変化したほか、インバウンド需要が拡大しています。こうした状況を本市のさらなる活性化につなげるため、空港所在地としての強みを最大限に生かす取り組みの充実に努めます。
- 本市では移動手段の多くを自家用自動車に依存していますが、自動車を運転できない子どもや高齢者などにとって、公共交通機関は生活するうえで欠かせないものです。既存公共交通機関の充実による利便性の向上を図るとともに、地域の大切な資源である公共交通を、有効に活用し維持する意識を醸成していきます。
- 地域の活力を維持し魅力を高め、まちを持続的に発展させていくには、地域公共交通の充実を図っていくことが重要です。そのため、まちづくりと連携し、多様な交通手段を有機的に組み合わせた新たな地域公共交通網の形成について、県や他市町村の枠を越えて検討していきます。特に、本市では中央部の人口が増加し、周辺部の人口減少が進んでいることや、少子高齢化の状況を踏まえた公共交通網が求められます。

施策の体系

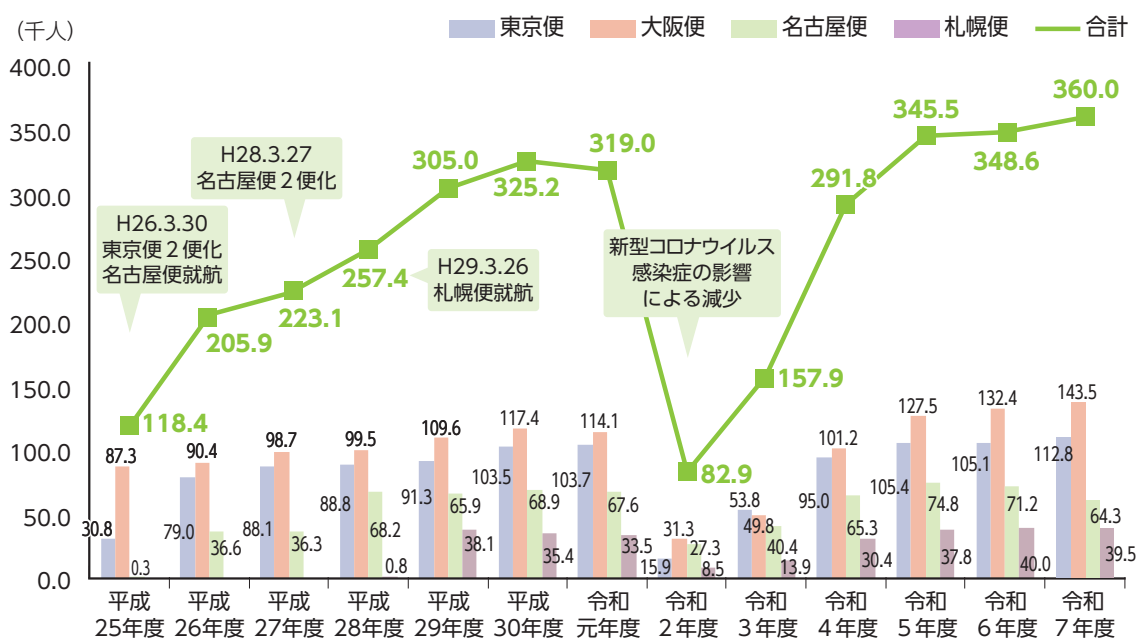


施策

(1) 山形空港の充実

- 山形空港の運航充実と利用促進
- 山形空港の路線拡大
- 山形空港の利便性向上
- 経済活性化に向けた山形空港からの二次交通の充実
- 空港所在地として地元空港への愛着を高める取り組みや、空港を活かした交流の推進、本市の活性化につながる各種施策の充実

山形空港定期便の利用者数の推移



(総合政策課)

(2) 生活交通の充実

- 山形新幹線、在来線の運行充実
- 民間バス路線の維持・運行の充実
- 利用しやすい市民バスシステムと運行手法の検討
- 交通弱者にとって利便性の高い公共交通機関の充実
- 公共交通への愛着を高める取り組みの推進
- デマンド型乗合タクシーなどによる公共交通空白地域の解消
- 公共交通におけるICT活用の推進
- 自動化などの先進的な技術を含む次世代交通の実現に向けた可能性の検討



市民バス

市民バス利用者数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	30,317	29,493	26,793	26,426	23,174	23,184

(生活環境課)

(3) 地域公共交通ネットワークの充実

- さくらんぼ東根駅の交通結節点としての機能強化
- 山形県地域公共交通計画の推進
- データの収集・共有、移動のシームレス化※、公共交通事業の維持強化を柱とした域内全体の交通利便性の向上
- 公共交通ネットワークの構築に向けた検討
- 市民バスの市内循環線の充実と連結する他路線などとのアクセス性の向上
- 地域公共交通会議などによる関係機関との情報の共有と連携の推進

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 市民バスの利用者数	23,184人 (令和7年度)	23,500人
② デマンド型乗合タクシーの利用者数	304人 (令和7年度)	350人

※指標（現在値）の出典：①②生活環境課

※シームレス化：制度・サービス・空間・情報・組織などの分断を解消し、利用者が意識せずに円滑に利用できる状態をつくること。交通の分野においては、交通機関間の接続や乗り継ぎにかかる「継ぎ目」をソフト・ハードの両面にわたって解消し、出発地から目的地までの移動を円滑かつ利便性の高いものにすること。



課題と基本的な考え

- 私たちの暮らしは、安全でおいしい水をいつでも安心して、手軽に利用できることを前提として成り立っています。今後とも安定した水道水の供給を継続していくために、関連施設の適正な維持管理や安全性を確保するための対策などを進めます。

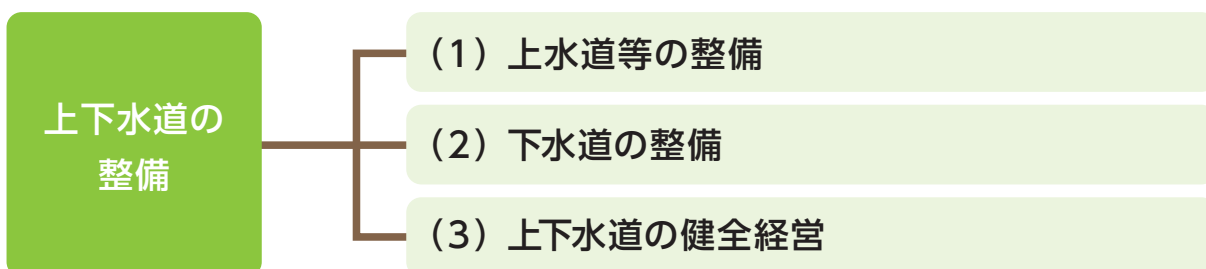
また、非常時においても市民生活に影響を及ぼさないさらなる安全性の確保や、水源地などの被害を最小限に抑えるための対策を進めます。

- 下水道は、快適な生活環境や水質保全、雨水の処理などの役割を有する都市施設です。中でも、雨水については、近年頻発する集中豪雨などによる内水被害の防止に向けた対策の重要性が増しています。引き続き、下水道（污水）の普及を進めるとともに、雨水幹線を重点的に整備していきます。また、これまで整備してきた関連施設については、適切な維持管理、老朽施設の更新に努めます。

- 上下水道事業は、住民に密着したサービスを提供しています。少子高齢化や社会環境の変化により、地方公営企業を取り巻く状況も大きく変化している中においても、環境変化を踏まえた安定した経営基盤の確立を図ります。

本市においても将来的には人口が減少することが予想されます。今後とも、上下水道の普及の促進に努めながら、中長期的展望に立ち、民間活力の導入検討や広域的な視点も取り入れた健全で持続可能な経営を図ります。

施策の体系



施策

(1) 上水道等の整備

- 管路を含めた上水道施設の耐震化など、計画的な更新
- 水質の監視体制や新たな水源確保などによる安全性の確保（P F A S 対策の推進）
- 水源地などにおける上水道施設・工業用水道施設の浸水対策の推進

(2) 下水道の整備

- 「東根市公共下水道全体計画」の推進
- 「東根市公共下水道事業計画」の推進
- 計画的な雨水幹線の整備
- 最上川流域関連下水道事業の推進
- 下水道管きょなどの長寿命化対策や適切な維持管理の推進
- 排水設備など設置改造資金あっ旋と利子補給制度を活用した水洗化の促進



下水道フェア

(3) 上下水道の健全経営

- 「東根市水道ビジョン」の推進
- 下水道の普及啓発活動の充実
- 官民連携事業の推進
- 経営戦略に基づいた水道料金、下水道使用料の見直しによる経営健全化の推進

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 上水道の有収率	84.7% (令和7年度末)	89.0%
② 上水道管路の耐震化率	76.4% (令和7年度末)	80.0%
③ 下水道の整備率	90.9% (令和7年度末)	91.6%
④ 下水道の水洗化率	94.0% (令和7年度末)	95.0%

※指標（現在値）の出典：①～④上下水道課

第3章

力強く魅力いっぱいの 産業と交流のまち

第1節

交流の促進



課題と基本的な考え

- 本市は、さくらんぼ東根駅のネーミングをはじめとする果樹王国のイメージを喚起させる取り組みや、果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会、さくらんぼ種飛ばし大会等のイベント開催など、「さくらんぼ」と「果樹王国ひがしね」にこだわったまちづくりに取り組んできました。こうした取り組みは、コロナ禍を経ても、依然として変わらないにぎわいやさらなる勢いを創出し、地域活性化につながっています。今後も継続して多様な取り組みを推進し「果樹王国ひがしね」のファンをさらに増やし、交流人口の拡大を図る必要があります。そのため、観光関連団体や農協などとの連携強化や、人材の育成と支援、イベントやキャンペーンのさらなる充実に努めます。



さくらんぼマラソン大会

- 果物だけでなく、温泉、スキー場、美しい自然、歴史、文化など、市内各地域には多くの魅力的な地域資源があります。市民相互の交流や都市間交流を拡大し、地域活性化につなげるため、これらの魅力を積極的に発信しながら地域資源を活かしたまちづくりを推進します。
- 地域外の住民が関係人口として地域住民とふれあい、交流を深めることは、にぎわいの創出だけでなく、地域活力の維持・発展にもつながります。将来的な移住者の増加も見据えながら、地域外住民と本市のつながりの強化に向けた取り組みを進めます。
- 本市の多世代交流の拠点である「大森山公園」周辺には、こどもの遊び場「ひがしねあそびあランド」やグラウンド・ゴルフ、パーク・ゴルフ場、クロスカントリーコースのほか、農協産直施設「よってけポポラ」などが隣接し、多くの人々で賑わっています。新たな交流

及び情報発信の拠点となる「道の駅」を大森山公園周辺に整備し、既存の施設との相乗効果を生み出し、観光や買い物など、新たな訪問や消費拡大につながる好循環の創出を図ります。

- 本市は、東京都中央区、北海道新得町、宮城県東松島市と友好都市の盟約を締結し、子ども交流をはじめ、それぞれの催事への参加などの交流事業を展開してきました。また、災害相互援助協定を締結した埼玉県朝霞市や愛知県豊山町、山形空港発着便の就航都市である大阪府豊中市にもイベントなどを通じて交流の輪が広がっています。今後も友好都市をはじめとする関係自治体との交流を促進し絆を深めるとともに、本市の積極的なPRを図ります。

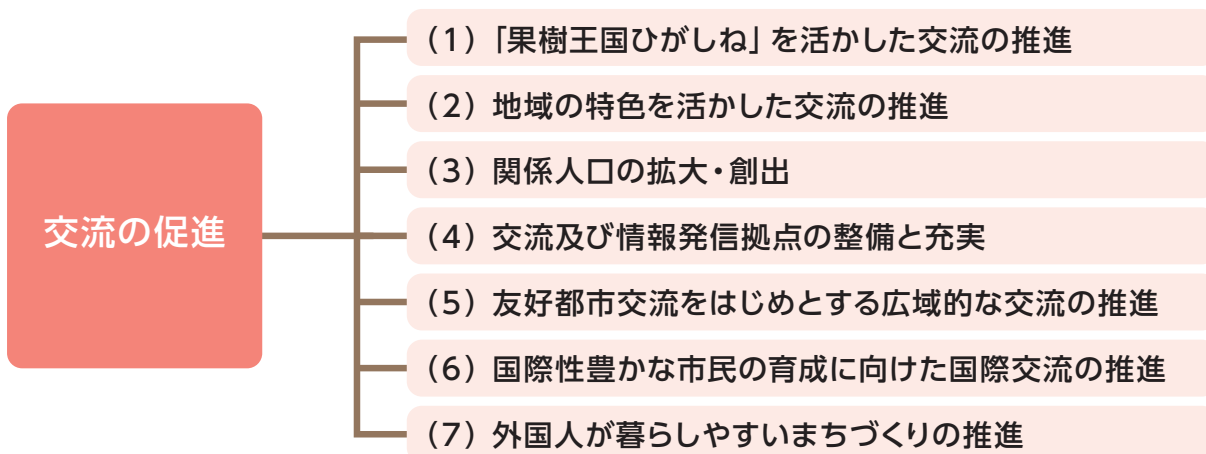
また、本市から車で1時間程の距離にある仙台圏との交流については、地理的優位性を活かし「ひと・もの・経済・情報」をはじめとするさまざまな分野において、広域的な視点によるさまざまな交流事業を展開します。

- 本市はこれまで、国際交流関係団体などと連携した外国人との交流、国際交流員の設置、相互理解を深める活動などにより、国際交流の推進に取り組んできました。また、相互に訪問し、絆を深めるなど、ドイツのインゲルハイム アム ライン市との海外姉妹都市提携に向けた交流も進めているところです。

前期計画以降、グローバル化は一層進展しており、市内においても外国人労働者や留学生、訪日外国人が増加し、これまで以上に国際対応力のある人材が求められています。こうしたことから、取り組みをさらに強化し、柔軟で多様な価値観を持つ、国際性豊かな人材の育成により力を入れていきます。

- コロナ禍を経て、国境を越えた活動や交流が一段と進み、市内の在住外国人や外国人観光客はさらに増加しています。行政情報や地域情報の多言語化だけでなく、やさしい日本語の活用などを行いながら、外国人に分かりやすい情報提供や、相談体制の充実などに努めます。また、外国人が安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

施策の体系



施策

(1) 「果樹王国ひがしね」を活かした交流の推進

- 関係機関との連携強化による「果樹王国ひがしね」の推進
- 「果樹王国ひがしね」を支える人材の育成と支援の充実
- 「果樹王国ひがしね」をアピールするイベントやキャンペーンの実施
- 交流促進に向けたシティプロモーションの推進

(2) 地域の特徴を活かした交流の推進

- 地域の魅力と特色を活かした活動の推進
- 地域資源を活かした活動の推進等による、市民相互の交流と都市間交流の促進
- 地域資源を活かしたまちづくりを推進する団体の活動支援
- 市内各施設における関係団体と連携した多世代交流イベントの開催

(3) 関係人口の拡大・創出

- ふるさと納税制度を活用した「ひがしねファン」の獲得と関係人口の拡大
- 関係人口の創出に向けたイベントやプロモーション活動の強化
- 地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供する取り組みの推進
- ふるさと住民登録制度など新たな関係人口創出の検討

(4) 交流及び情報発信拠点の整備と充実

- 大森山周辺エリアの交流・観光拠点としての機能強化
・ 交流及び情報発信の拠点となる「道の駅」の整備
- 仙台圏、首都圏をはじめ、全国に向けた情報発信の強化

(5) 友好都市交流をはじめとする広域的な交流の推進

- 友好都市、災害相互援助協定都市、仙台圏など、広域的な交流の推進
- 東京東根会や仙台さくらんぼ東根会など、本市出身者等との交流の充実
- 行政間交流や産業・経済面等、さまざまな団体・分野における交流の推進

(6) 国際性豊かな市民の育成に向けた国際交流の推進

- 国際交流関係団体と連携した、海外との相互交流や在住外国人との交流機会の拡大
- ドイツ・インゲルハイム アム ライン市との交流促進
- 海外姉妹都市提携に向けた取り組みの推進
- 国際化に関する講演会や各種講座の開催
- 学校教育における国際的な視点の醸成
- 文化・芸術・経済など多様な分野における異文化交流の促進



オンラインでドイツの小学生と交流

(7) 外国人が暮らしやすいまちづくりの推進

- 外国人に分かりやすい情報提供の推進
 - ・ 外国語等を用いた広報などの推進
 - ・ やさしい日本語の活用・普及
 - ・ 公共施設等における外国語併記や案内用図記号（ピクトグラム）の表示などの推進
- さまざまな場面におけるデジタル技術の積極的活用
- 相談体制の充実
- 行政・企業・国際交流関係団体と連携した外国人に対する支援の充実

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① にぎわい指数（関係人口）	138.4万人 （令和6年度）	150万人

※指標（現在値）の出典：①総合政策課（以下の合計）

- ・ さくらんぼマラソン大会など「主要イベント」への市外からの参加者数
- ・ 観光果樹園や農協産直施設「よってけポポラ」など「観光施設等」への市外からの来場者数
- ・ 子育て支援施設など「本市ならではの施設」への市外からの来場者数
- ・ ふるさと納税寄附者などの“ひがしねファン”

課題と基本的な考え

- 農業は、本市の基幹産業の一つとなっていますが、これを取りまく環境は年々厳しさを増しています。後継者不足や宅地化の進行などにより優良農地が年々減少し、耕作放棄地が増加している現状を踏まえ、将来にわたり農業の基盤を維持していくための取り組みを進めていきます。

強い農業をつくりあげ継続的に発展させていくには、用排水施設をはじめとする生産基盤が重要です。また近年は、経験したことがないような農作物の高温障害や霜被害なども発生しており、その重要性は、ますます高まっています。こうしたことから、これらの整備や適切な保全を進めることにより強固な産地を形成し、効率的な営農条件を整えます。

- 農業を基幹産業として守り育ててきた本市においても、後継者不足が大きな課題となっており、農業従事者数は年々減少し、人手不足も深刻さを増しています。引き続き、新規就農に結びつけるための積極的な情報発信や手厚い支援を行うとともに、特色ある本市の農業の魅力を全国にPRしながら、地方移住の流れを就農につなげる取り組みを進めます。また、就農後においても、指導・相談体制の充実により担い手の育成を図るなど、離農を防ぎ定着を図る取り組みを進めます。

農業経営基盤強化促進法が令和4年に改正され（令和5年施行）、地域農業の担い手の位置づけを含めた地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の策定が義務化されるなど、担い手育成の重要性が高まっています。農地の集積・集約をはじめとして、担い手の育成により力を入れていきます。

- 農林水産業は、生活に必要な食料や住宅資材などを供給し、地域経済を支える重要な産業ですが、従事者の減少や高齢化など、依然として厳しい環境に置かれています。こうした中で、それぞれの産業を維持発展させていくため、各々の強みを磨くとともに、経営の多角化、製造・流通など農林水産業以外の分野との連携などにより魅力と付加価値を高めていきます。また、デジタル技術などの先進技術や機械の導入、経営規模の拡大などにより、省力化とともに収益性の向上を図ります。

- 本市は一年を通じ、さくらんぼをはじめとする多くの果物を全国に供給する、自他共に



さくらんぼ

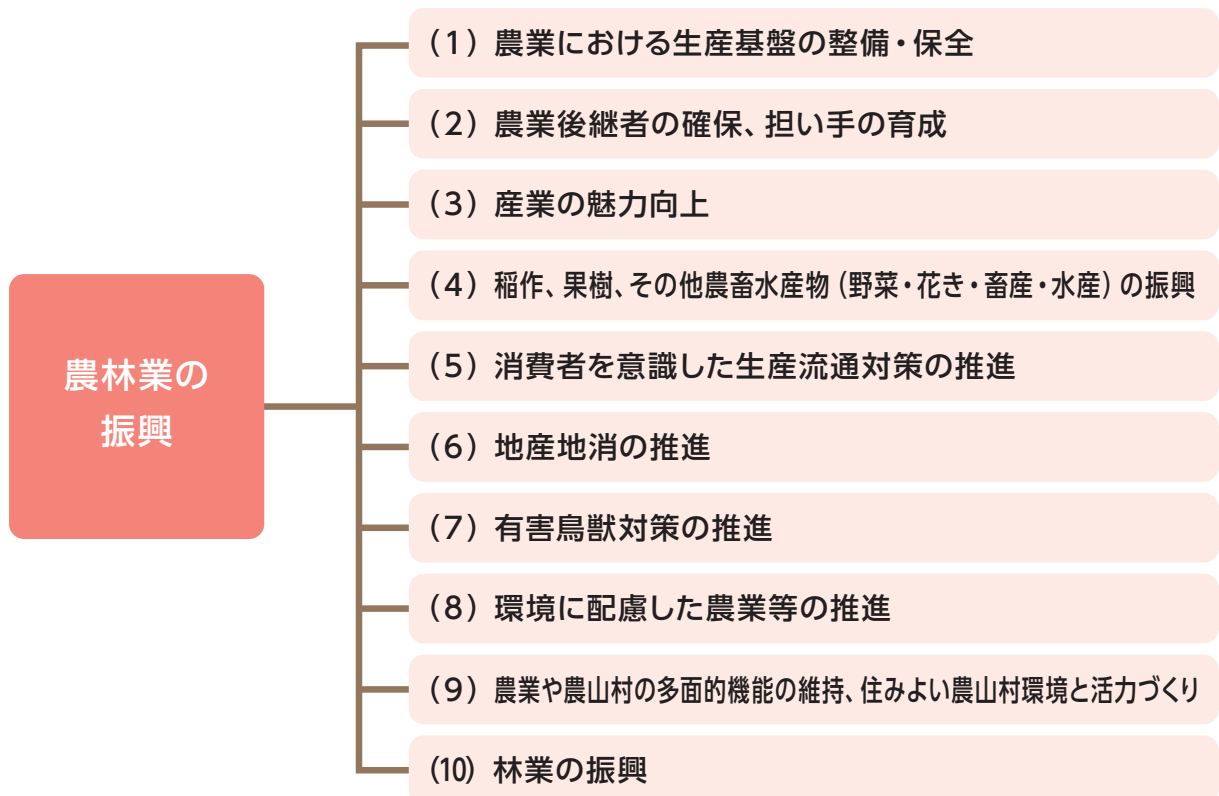
認める果樹王国です。加えて、米や畜産、花きなど多様な農産物等を生産・出荷しており、農林水産業は、本市を支える重要な産業となっています。品質や価格面などにおける国・地域間競争が激しくなる中、新たな技術の導入や高品質で安全な作物の供給などにより他地域との差別化を図ります。

令和6年の夏に米価が急激に上昇した一方で、今後の見通しは不透明となっています。また、あらゆる農業において生産コストが上昇し続けていることに加え、気象変動による農作物の障害なども関係し、農業経営は依然として不安定です。このような厳しい状況にあっても本市農業が持続的に発展できるよう、これらに対応した環境整備を進めます。

- 健康や安全・安心、プレミアム消費志向の高まりなど、消費者ニーズは多岐にわたり、インターネットによる通信販売の定着など、流通形態も多様化しています。こうしたことから、消費者ニーズをしっかりと掴んだ生産、流通、販売体制を確立し、市場との連携強化やインターネットを介した産地直送販売などを促進します。
- 地域で生産されたものをその地域で消費する地産地消の推進は、地域の農林水産業と関連産業の活性化、地元の食文化への理解促進に大きく寄与します。今後とも農林水産業と食育事業の連携を図り、地域や学校、家庭での取り組みを進めます。
- 中山間地域を中心に、サル・イノシシ・鳥類など、有害鳥獣による農作物への被害が発生しています。さまざまな施策を講じているものの、依然として被害が大きい状況にあることから、関係機関と協力し実態把握やより有効な対策の研究などを進めます。また、捕獲等を行う担い手が減少しており、確保に向けた取り組みを進めます。
- 令和4年に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（みどりの食料システム法）が施行されるなど、環境保全型農業等への注目がさらに高まっています。農業等における生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減に向けた取り組みを進めます。
- 農業や農山村は、国土保全、水源かん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、災害の防止などさまざまな役割を有しており、その恩恵を市民みんなが享受しています。こうした多面的機能が十分発揮されるよう、農山村環境の充実や地域の活性化を推進します。
- さまざまな公益的機能を有する林業は、人々の暮らしにかかせない産業です。また、森林は、二酸化炭素の吸収源になるほか、さまざまな自然の恵みを生み出します。しかし、後継者不足や高齢化、木材需要の低迷、輸入材との競合、近年多発している集中豪雨による山地災害等の影響により、林業が一層厳しい環境に置かれています。そのため、今後も林道や

作業道の整備に努めるほか、病虫害被害の防止や、森林経営管理制度に基づく森林の適正な経営管理に努めるとともに、森林資源の循環した利用を促進させることなどにより、林業振興及び森林資源の適正な整備と保全を図ります。

施策の体系



施策

(1) 農業における生産基盤の整備・保全

- 農業生産基盤の整備と適正な維持管理の推進
- 農業振興地域整備計画の見直し
- 農業振興地域整備計画による優良農地の確保と本市農業のさらなる振興
- 耕作放棄地の発生防止及び解消に向けた取り組みの促進
- 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の推進
- 温暖化等の気候変動に対応した強固な産地づくりの推進
- 畑地の多様なかんがい施設の充実と利活用への支援、適正な維持管理
- 土地改良事業への支援

(2) 農業後継者の確保、担い手の育成

- 情報提供、相談活動、研修制度等、新規就農などに向けた積極的支援、受入体制の充実
- 就農を希望する人に対する積極的PR
- 国県制度や市独自の補助などによる新規就農者への支援充実
- 地域おこし協力隊制度などの活用による移住・新規就農の促進
- 兼業農家も含めた農業人口を増やすための施策の推進
- 認定農業者など効率的で安定的な経営体への支援充実
- 地域農業経営基盤強化推進計画（地域計画）に基づく担い手への農地集積・集約や大区画ほ場整備の促進支援
- 樹園地及びその経営の継承に向けた支援
- 農用地利用改善団体への支援や法人化に向けた支援
- 生産技術や経営に関する助言、指導・相談体制の充実



地域おこし協力隊
(加温ハウスのさくらんぼ収穫作業)

(3) 産業の魅力向上

- 農地の流動化、作付地の集団化などの促進による経営規模拡大と低コスト化の推進
- 畜産農家の規模拡大や生産性向上などに向けた支援
- 先進技術の導入や法人化、規模拡大などの推進
- 効率的な経営を目指すスマート農業^{※1}などの推進や導入支援、省力栽培技術の確立と普及
- 6次産業化による高付加価値化など、収益性の向上
- 優良品種への改植、機械や施設の計画的な整備や改修への支援
- 施設整備などへの支援による産業力の強化
- 担い手が地域で活躍しやすい環境づくりの推進
- 体験型観光農業の促進など「果樹王国ひがしね」の魅力発信

※1 スマート農業：ロボット技術やICTを活用して、省力化・精密化や、農業分野の人手不足の解消、高品質生産の実現などを推進する新たな農業のこと。

(4) 稲作、果樹、その他農畜水産物（野菜・花き・畜産・水産）の振興

- 安全・安心な高品質米の安定生産・供給体制の確立
- 有機・特別栽培米や生産履歴の明確化など、高付加価値化による多様なコメ作りの推進
- 水田農業における収益性の高い転作作物の振興と定着化
- 優良品種の導入促進
- 施設園芸栽培（加温・無加温ハウスなど）による高品質・安全生産の推進、長期出荷体制の確立、労働力分散の促進
- さくらんぼの受粉環境整備
- 労働力不足に対応するための農業関係機関・団体による労働力確保体制の確立
- 消費者へのPR、販路拡大、新たな加工品の開発などによる消費の拡大
- 各種補助制度による就業者や関係団体・組織への支援拡充
- 農福連携※2の推進

(5) 消費者を意識した生産流通対策の推進

- 市場や消費者ニーズの把握とニーズに沿った出荷・供給の推進、高付加価値品の販売促進
- 早期の高品質さくらんぼの出荷拡大による高い市場評価の獲得
- 大手販売ルートや市場との連携強化及び販売促進活動等の推進
- 鮮度保持機能の高い出荷・流通技術の導入推進
- 産地直送販売の促進
- GI「東根さくらんぼ」などのブランド力の活用促進、観光農業の充実、インターネットを介した新たな販路の開拓
- 農産物・特産品の直売機能を備えた観光農業拠点施設の充実
- 農協産直施設「よってけポポラ」と道の駅の連携によるひがしねの魅力ある生産品の情報発信



GI「東根さくらんぼ」

※2 農福連携：障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していくとともに、農業分野の人手不足解消につながる取り組みのこと。

(6) 地産地消の推進

- 市内の小売店や飲食店、温泉旅館などにおけるひがしね産農産物の取り扱い拡大
- 学校給食食材への地場産品の活用
- 家庭での地産地消の推進

(7) 有害鳥獣対策の推進

- 関係組織との協力による有害鳥獣対策の推進
- 有害鳥獣対策の担い手確保の推進
- 電気柵やバッファゾーン^{※3}の整備など、侵入防止対策と棲み分けの明確化の推進
- 食害を受けにくい農作物の調査研究と普及
- 広域による有害鳥獣対策の推進



鳥獣被害防止対策（電気金網柵）

(8) 環境に配慮した農業等の推進

- 環境負荷低減事業活動実施計画の認定（みどり認定）促進、情報提供
- 環境保全型農業の推進
- 農業用廃プラスチック類の適正処理の推進
- 果樹せん定枝の利活用の推進
- G A P^{※4}の実践推進

農業用使用済プラスチックの回収・処理状況の推移

(単位:kg)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回収・ 処理量	リサイクル	49,949	54,739	54,530	43,622	38,727	33,640
	焼 却	11,512	11,788	12,070	9,246	10,335	9,349
	合 計	61,461	66,527	66,600	52,868	49,062	42,989

※東根市農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会による回収及び処理状況

(農林課)

※3 バッファゾーン：野生動物の生息地と人の生活圏の間に刈払いなどを行い、見通しを良くした地帯。

※4 G A P：Good Agricultural Practice。「良い農業の実践」を意味し、一般的には「農業生産工程管理」と訳される。農業生産現場において食品安全・労働安全・環境保全などの持続可能性を確保するための取り組み。

(9) 農業や農山村の多面的機能の維持、住みよい農山村環境と活力づくり

- 地域集会施設、農村公園などコミュニティ関連施設の活用による地域活性化と交流の促進
- 農村地域の豊かな自然環境、歴史、文化などの地域資源を活かした魅力ある農村づくり
- その地域の自然条件に合った農作物を生産する適地適作の推進
- 農業の多面的機能の発揮促進に関する計画に基づく取り組みの推進

(10) 林業の振興

- 東根市森林整備計画に基づく森林管理の推進
- 林道、作業道の整備や維持管理など生産基盤の整備
- 国・県や関係機関、団体などと連携した森林資源の整備と保全
- 松くい虫、ナラ枯れなどの森林病虫害被害対策の推進
- 特産品の開発などによる地元産木材の利活用の促進
- 森林経営管理制度に基づく森林の適正な経営管理
- 公共施設等の県産認証材の使用検討

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 市内農業産出額	202億円 (令和5年度)	210億円
② 農協産直施設「よってけポプラ」取り扱い高	20億円 (令和7年度)	増加を目指す
③ 耕作放棄地の面積※	166ha (令和7年度)	180ha
④ 農業用廃プラスチックの回収量	33,640kg (令和7年度)	40,000kg
⑤ 学校給食における市産食材利用回数	3回 (令和7年度)	4回
⑥ 新規就農者	20人 (令和7年度)	23人
⑦ 樹園地継承に係るマッチング件数	— (令和8年度事業開始)	5件

※指標（現在値）の出典：①～⑦農林課

※耕作放棄地の面積：荒廃農地の面積と同義語として記載。農業従事者数の減少に伴い、耕作放棄地の面積も増加していくことが見込まれるが、その抑制に努めていく。

第3節

商工業の振興



課題と基本的な考え

- 本市の商業は、市中央部に大型店舗や商業施設が集積する一方で、既存商店は減少傾向にあり、空き店舗の増加なども懸念されます。また、市内工業団地において二酸化炭素の削減が見込まれる新たなエネルギーインフラ整備の動きがみられるなど、各企業のカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みがみられます。引き続き、こうした企業の取り組みを後押ししていきます。こうした中で、本市の商業の活性化を図るため、経営者と商工団体、行政などが連携し、誰もが買い物や散策、交流を楽しむことができる商店街の環境づくりや、雰囲気づくりなどを進め、魅力ある商店街を形成していきます。

また、各地域の商店街については、それぞれが持つ特性や役割を活かすことによって、大型店舗と既存商店街の共存を図るとともに、調和のとれた魅力ある商業環境の形成や、空き店舗の積極的な活用を進めます。

- 商工業の事業者が積極的な事業展開を図るには、経営基盤の安定を図るための融資制度や補助制度のほか、職業能力向上の機会や各種相談体制の充実が不可欠です。また、技術革新や超スマート社会、グローバル化などへの対応も進めていかななくてはなりません。

現在実施している各種支援制度の充実を図るとともに、商工会を中心とした独自施策への支援や経営指導体制の強化、各種研修会の実施など、さらなる経営体質強化に向けた取り組みを促進します。

- 商工業の振興と地域経済の活性化には、それを支える優れた人材の育成が不可欠です。技能などを継承し発展を図るため、後継者の育成を支援するとともに、専門的知識や技術力向上のための職業訓練の充実などに努めます。また、労働力の確保も不可欠です。少子化の進行や、若者の転出などによる生産年齢人口の減少が課題となっており、ＵＩＪターンの推進や企業と求職者のマッチング支援の充実などに努めます。

- 本市には、六田の麩をはじめとした伝統ある地場産業や、地元ならではの特産品が数多く存在します。こうした地域資源を最大限に活用、全国に発信し、産業の振興や地域経済の活性化につなげます。

また、地元ならではのオリジナリティあふれる新たな商品開発やＰＲ活動への支援を行い、地場産業のさらなる発展を促進します。

- 本市の工業は、4つの工業団地を核として、電子部品や精密機械などの産業を中心に発展し、雇用の創出、市民所得の向上など、地域経済や産業の発展に大きく寄与してきました。

今後も、企業動向の情報収集や各種制度の周知・活用を進めるほか、産官学金労言士等※や市民との交流・連携を推進し、市内企業における新技術・新製品の研究開発、技術者の養成、設備の近代化への支援を行います。

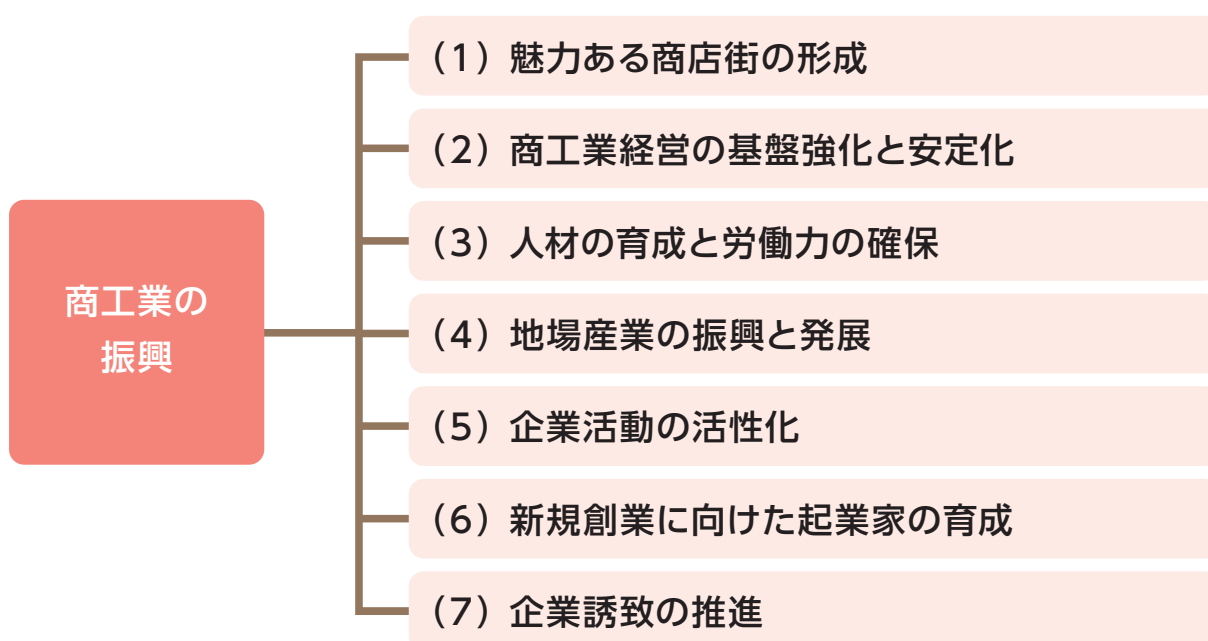
コロナ禍において落ち込んだ経済活動が回復し、市内工業団地においてもカーボンニュートラルが期待できる大規模な工場建設などの動きが見られます。市のさらなる発展に向けて、引き続き、こうした企業の成長を後押しする取り組みを進めます。

また、企業活動のさらなる活性化を図るため、企業間交流の促進による取引拡大や製品のブランド力向上に向けた取り組み、関係機関との連携による売上増進の支援などを行います。

- 新規創業は、新しい産業や雇用を創出し、地域の活性化につながります。商工会をはじめとした各種関係機関との連携や、コワーキングスペースなどを活用しながら、相談体制や支援体制の充実を図ることで、性別や年齢などにとらわれず、幅広く創業の機運を醸成していきます。

- 本市は交通の要衝であり、企業にとって優れた立地条件が整っています。これらの強みを積極的にPRし、県や関係機関と連携を図りながら、さらなる企業誘致を推進します。

施策の体系



※産官学金労言士等：産業界・行政・大学・金融機関・労働者や労働組合・メディア・土業等のこと。

施策

(1) 魅力ある商店街の形成

- 地域の特性を活かし、買い物と観光・散策が楽しめるような商店街の雰囲気づくりの推進、市内外への積極的な情報発信
- 高齢者、障がい者、外国人など誰もが利用しやすい環境づくりの推進
- 買物弱者も利用しやすい商業形態の推進
- 空き店舗の積極的な活用
- けやき交流広場を核とした本町商店街のにぎわい創出
- 温泉の特性を活かした個性とにぎわいのある温泉街づくり
- 身近なコミュニティの場としての商店街づくり
- 商店街でのイベントの充実や商工会など関係機関との連携
- 商店街の利便性を高める環境整備の推進
- 商店街同士の連携推進

(2) 商工業経営の基盤強化と安定化

- 各種融資制度の充実
- 名産品の掘り起こし、P Rの強化
- デジタル技術の活用促進など経営の近代化と合理化の促進
- 域内消費の促進・経済活性化に向けたデジタル地域通貨の導入検討
- 商工会をはじめとする関係機関による経営指導体制の強化や各種研修会の開催

(3) 人材の育成と労働力の確保

- 後継者の育成支援
- 事業継承や技術継承への情報提供と支援
- 経営者と地域リーダーの育成
- 就業者の専門的知識、技術力向上のための職業訓練の充実
- 地元就業に向けたU I J ターンの推進と受入体制の充実
- 企業と求職者のマッチングに対する支援の充実
- リスキリングをはじめとする人材育成の取り組みの推進

(4) 地場産業の振興と発展

- 六田の魅力を高めとする伝統ある地場産業と地元産品のP Rと活用の促進
- 農業などの他産業と商工業を結びつけることによる新たな地場産業の育成
- 市内外の事業者や関係団体との連携による独自技術や特色などを活かした地場産業の活性化
- 地元ならではのオリジナリティあふれる商品開発の推進

(5) 企業活動の活性化

- 企業動向の情報収集や各種制度の周知・活用の推進
- 新技術・新製品の研究開発、技術者の養成、設備の近代化などの促進
- 設備の省エネルギー化などカーボンニュートラルに向けた取り組みの推進
- 取引拡大のための活発な企業間交流の推進
- 製品のブランド力向上に向けた取り組みの推進
- 物流の促進に向けた環境づくりの推進
- 経営指導、利子・信用保証料補給制度の充実
- 企業の地域活動への積極的参画促進
- テレワークなど、柔軟な働き方の導入支援

(6) 新規創業に向けた起業家の育成

- 性別や年齢などにとらわれない、幅広い層に向けた創業の機運醸成
- 起業に対する支援の充実
- コワーキングスペースの機能強化と有効活用の推進
- コワーキングスペースの活用推進、商工会ややまがた産業支援機構との連携による創業支援

(7) 企業誘致の推進

- 地理的特性や充実した交通網などを活かした誘致活動
- 東根市企業奨励補助金などの優遇措置の運用
- 産業立地促進資金などの制度資金の活用と P R
- 県、関係機関との連携による企業誘致活動の推進
- 新たな業種や企業動向に対応した優遇措置などの検討と国県への要望活動の推進
- 新たな立地を希望する企業のニーズを踏まえた工業団地整備の検討
- ふるさと融資制度の活用検討や企業誘致に向けた環境整備の促進
- 大学や関係機関と連携した企業支援、人材育成の推進

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 製造品出荷額等	4,957億円 (令和4年)	5,001億円
② 市内事業者の創業支援等に係る相談件数	156件※ (令和7年度)	170件
③ 職業訓練センターの講座参加人数	70人 (令和7年度)	75人

※指標（現在値）の出典：①経済構造実態調査 製造業事業所調査、②③商工観光課

※156件：（内訳）商業活性化事業28件、コワーキングスペースでの受付128件

第4節

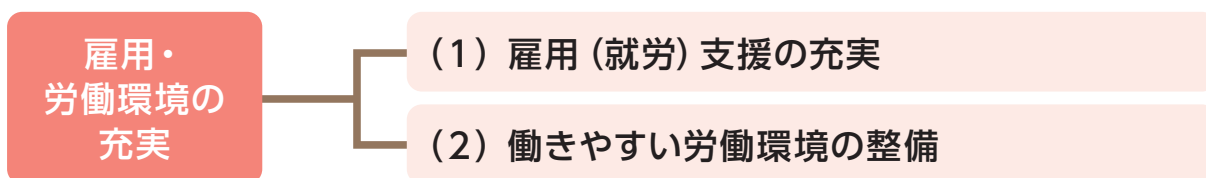
雇用・労働環境の充実



課題と基本的な考え

- 少子高齢化が進行し、さまざまな業種において労働力不足が深刻化しています。また、平成31年以降、働き方改革関連法が順次施行され、長時間労働の規制や非正規雇用の待遇改善、定年延長などへの対応が求められることとなり、これらが雇用に影響を及ぼしています。こうした状況に的確に対応するとともに、引き続き、若年層の就労や定着のほか、出産などで離職した女性の就労、意欲ある高齢者や障がい者の雇用などを推進します。また、企業を中心に外国人労働者の受け入れが拡大しており、その対応の充実も求められます。
- 働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指した「働き方改革」が提唱されています。また、コロナ禍以降においては、テレワークなどが急速に広まり、勤務形態の一つとして活用されています。こうした状況を踏まえ、法の遵守のみならず、働き方に対する一層の意識改革や、仕事と生活の調和など誰もが働きやすい環境づくりを推進します。

施策の体系



施策

(1) 雇用（就労）支援の充実

- 専門的知識、技術力向上のための職業訓練の充実
- 地元企業の認知度向上
- 企業と求職者のマッチングや就労活動に対する支援の充実
- 関係機関と連携した雇用（就労）に関する制度等のわかりやすい情報提供
- 雇用（就労）のためのU・I・Jターンの推進と受入体制の充実

- 若年層など未就職者への就労・定着支援、地元就業の推進
- 出産や育児を理由に離職した女性の再就職や就業継続への支援充実
- 高齢者や障がい者の雇用促進
- 外国人労働者の受け入れに伴う環境整備

(2) 働きやすい労働環境の整備

- 障がい者や高齢者、女性、外国人など、誰もが活躍でき、安心して継続的に働ける環境づくりの推進
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進
- 安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進
- 男女ともに育児休業や介護休業などを取得できる環境づくりの推進
- テレワークやコワーキングスペースなどを活用した多様な働き方の推進
- 働き方改革の浸透に向けた一層の意識啓発
- 関係機関・団体との連携による福利厚生事業の推進
- 事業所への啓発などによる労働条件の向上や働きやすい環境づくりの促進
- くるみん、えるぼし認定制度*等、女性が活躍できる環境につながる制度の積極的な周知



コワーキングスペース

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 有効求人倍率	1.20 (令和7年10月)	1.40
② 高校生の就職内定率	100% (令和7年4月末)	100%
③ コワーキングスペース利用者数	1,252人 (令和7年度)	1,300人

※指標（現在値）の出典：①②ハローワーク村山「雇用情勢」、③商工観光課

※くるみん認定制度：仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組み、一定の基準を満たした企業を国（厚生労働大臣）が「子育てサポート企業」として認定する制度。

※えるぼし認定制度：女性の活躍推進に関する取り組み状況が優良な企業を、国（厚生労働大臣）が認定する制度。

第5節

観光の振興



課題と基本的な考え

- 本市はこれまで、「果樹王国ひがしね」を活かした観光地づくり、特にさくらんぼにこだわったまちづくりを積極的に展開してきました。現在、農協産直施設「よってけポポラ」や観光果樹園などには県内外から多くの人が訪れ、さらにはこどもの遊び場などの施設も、大勢の利用者で賑わっています。



観光果樹園オープン

近年、旅行形態の変化やインバウンドの増加、デジタル技術の急速な進展などにより、観光客のニーズが多様化しています。こうした状況の中、さらなる観光の振興を図るため、国内外への積極的な情報発信や、受け入れ体制の充実に努めるとともに、各種団体や施設と連携して、さらなる魅力向上に取り組めます。

観光客数の推移

(単位：百人)

年度	さくらんぼ マラソン大会	観光果樹園	大滝公園	さくらんぼ 東根温泉	ジャングル・ ジャングル
令和2年度	—	—	2,631	2,235	607
令和3年度	オンライン大会	459	3,145	2,314	628
令和4年度	オンライン大会	898	3,219	2,778	578
令和5年度	62	1,239	3,480	2,712	488
令和6年度	84	1,015	4,095	2,619	469
令和7年度	96	994	3,532	2,664	425

※さくらんぼマラソン大会は、参加者数を計上している。同伴者を含めると3万人/年程度。

(商工観光課、ブランド戦略推進課)

- 本市最大のイベントである「果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会」は、市を挙げてのおもてなしが魅力の観光マラソンとして高い評価を得ており、国内外から大勢のランナーが集まりにぎわいを見せています。また、さくらんぼ種飛



さくらんぼマラソン大会

ばし大会、ひがしね祭、た〜んとほおバルフェスタ、ひがしねウィンターフェスティバルなど、四季折々のイベントも、回を重ねるごとににぎわいを増しています。今後も、さらなるにぎわいを創出し地域活性化や地域の魅力向上につなげるため、市民に親しまれ、訪れた観光客を魅了するイベントの充実に努めます。

- 観光資源をより効果的に活用するには、周辺地域と協力し広域的なネットワークを形成することが重要です。近年は、観光客のニーズの多様化やインバウンドの増加などを背景に、ますますその重要性が増しています。こうしたことを踏まえ、県や近隣市町村と連携し、広域観光周遊ルートの造成や、誘客宣伝活動などに取り組みます。これらの取り組みによって、観光資源の魅力がさらに高まり、地域経済への大きな波及効果が期待されます。

- 人口減少に伴い、国内観光市場の縮小が見込まれる中、新たな観光需要を開拓するには、きめ細やかなプロモーション活動を展開していくことが重要です。今後とも、首都圏や仙台圏を中心とした観光キャンペーンなどを積極的に行いながら、SNSなどによる情報発信の強化や、各種メディアを活用した重層的なPR戦略を展開していきます。また、外国人観光客をはじめとした多様化する旅行者のニーズを捉えた情報発信など、きめ細やかな対応に努めます。

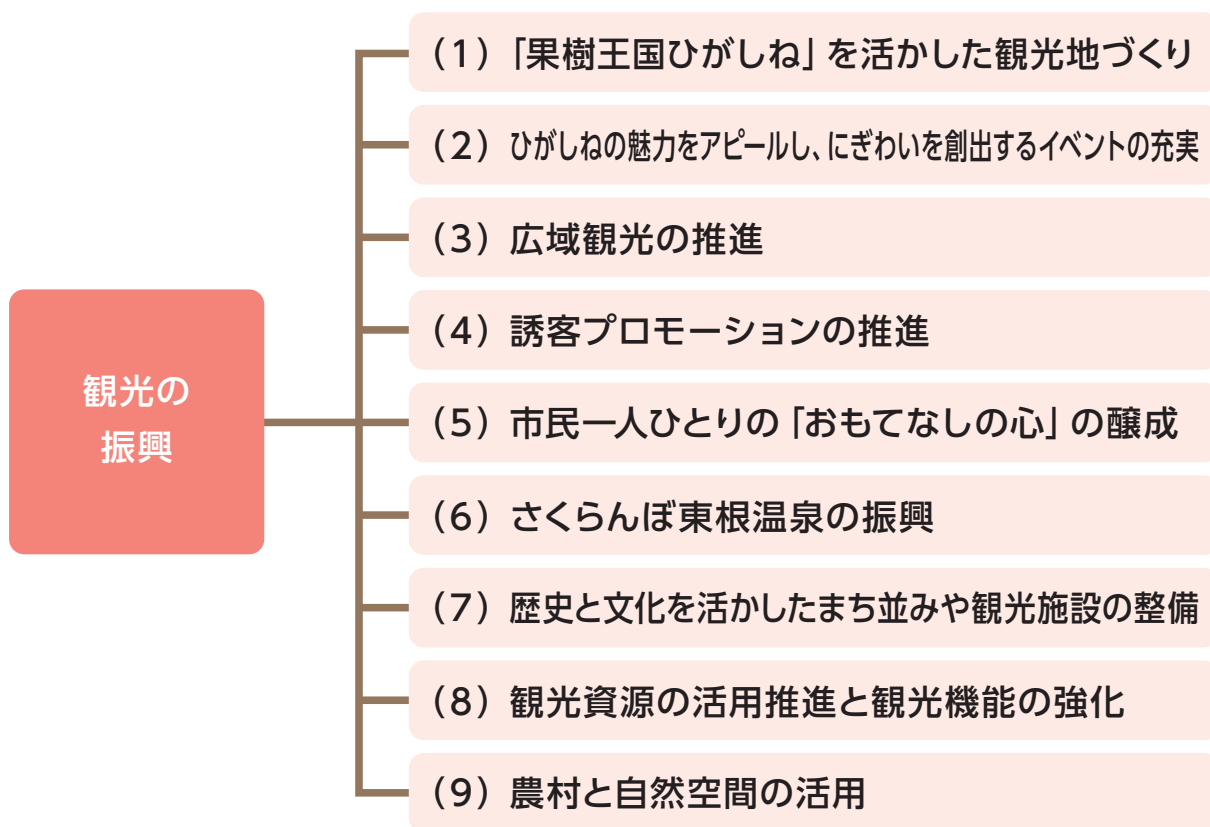


ウィンターフェスティバル

- 観光客のリピーターを増やすには、親切な対応などにより、好い印象を持ってもらうことが大切です。市民が一丸となりおもてなしの心でランナーを迎える「果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会」は、その代表的な例です。今後とも、市全体が観光客を「おもてなしの心」で温かく迎えることができるよう、観光関連団体や市民の意識を高めていきます。
- さくらんぼ東根温泉は、本市の発展に重要な役割を果たしてきました。観光客は、コロナ禍における移動制限等もなくなり、さくらんぼの最盛期などには、にぎわいを見せていますが、依然として厳しい状況にあります。今後、温泉地の魅力をさらに高めるための環境整備や自ら行う活動への支援、持続的経営に向けた支援など、さくらんぼ東根温泉の活性化に向けた取り組みを強化します。

- 本市には、日本一の大ケヤキをはじめ多くの史跡や文化財があり、龍興寺沼公園や長瀬二の堀などでは、歴史的景観を活かしたまちづくりを進めています。また、平成31年にリノベーションで生まれ変わった東の杜は、周辺観光の拠点になっています。今後とも、歴史や文化を活かし、市民から親しまれ観光地の魅力を高める取り組みを推進します。
- 観光ニーズの多様化やデジタル技術の発展に伴い、潜在的な観光資源の高付加価値化や観光商品におけるICTの活用などが進んでいます。また、「体験型観光」のニーズが高まる中で、本市ならではの体験メニューを活用し、観光の魅力を高めることが必要です。これらの取り組みを進めるほか、今後、インバウンドに対応した環境づくりの促進とあわせて、観光ガイドの養成や多言語音声ガイドなどの活用推進に努めます。
- 本市は、日本の原風景ともいうべき農村の美しい景観と豊かな自然を有しています。コロナ禍を経て、働き方の変化もあり、自然の中で余暇を過ごしたいといったニーズが高まっており、これらを活かした観光がさらに注目されています。こうしたことから、引き続き、農村での暮らしや自然の中で交流を楽しめる環境づくりを推し進めていきます。

施策の体系



施策

(1) 「果樹王国ひがしね」を活かした観光地づくり

- 観光基本計画の推進
- (一社) 東根市観光物産協会との機能分担と連携による観光の推進
- (一社) 東根市観光物産協会の組織強化に向けた支援
- 観光関連団体や農業関連団体との連携によるイベントやキャンペーンなど観光推進体制の強化
- 「果樹王国ひがしね」のP R
 - ・ SNSなどのICT、各種メディアなどさまざまな媒体を活用した観光情報の提供
 - ・ 全国及び海外に向けたひがしね産特産物などの魅力発信
 - ・ フィルムコミッションなどの活用による宣伝活動の検討
 - ・ 教育旅行や国際的視野での誘客活動の推進
- 「果樹王国ひがしね」の環境づくりの推進
 - ・ あらゆる取り組みにおけるデジタル技術の積極的活用
 - ・ 「さくらんぼ東根駅」「直売所」「道の駅」などにおけるインフォメーション機能の強化や、これらの連携による観光拠点機能の充実
 - ・ 航空機やJR、路線バスなどの交通機関と観光果樹園や市内観光施設を結ぶ市内観光資源回遊のための二次交通の充実
 - ・ 温泉やスキー場、公園施設、直売所などさまざまな観光地や施設の連携を図る環境づくり、効果的な観光案内サインの設置
 - ・ 案内表示やパンフレットなどの多言語化や情報通信機能の充実



さくらんぼ種飛ばし大会

(2) ひがしねの魅力をアピールし、にぎわいを創出するイベントの充実

- 果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会、さくらんぼ種飛ばし大会、ひがしね祭、た〜んとほおバルフェスタ、ひがしねウィンターフェスティバルなど四季折々のイベントの充実
- 地域の祭りや伝統行事の持続的発展と担い手の育成、これらの祭りと行事などの観光への活用
- 広域、他市町村と連携したイベントの開催



ひがしね祭

(3) 広域観光の推進

- 県や近隣市町村と連携した広域観光の推進
- 近隣市町村、旅行会社や航空会社、観光エージェント、観光関連団体との連携による観光プランの開発と誘客宣伝活動の展開
- 市内宿泊施設の利用推進

(4) 誘客プロモーションの推進

- 首都圏や仙台圏、山形空港発着便就航都市などにおける観光誘客キャンペーンや海外でのプロモーション活動の充実
- SNSなどによる情報発信の強化や各種メディアによる宣伝活動の充実
- 多様化するニーズを踏まえた情報発信
- インバウンド観光の推進
- 山形空港利用促進協議会とタイアップした観光誘客の拡大
- 航空機運航を活用した観光商品の造成
- DMO化による広域観光誘客の推進

(5) 市民一人ひとりの「おもてなしの心」の醸成

- 市全体で観光客を温かく迎える取り組みの推進
- 市民が観光振興に参画できる場の創出

(6) さくらんぼ東根温泉の振興

- 市民がより愛着と親しみを持つことができる温泉地づくり
- 広域的な観光資源などを活かした体験型・滞在型観光プランの開発
- 地域資源を活かしたさくらんぼ東根温泉独自の商品開発とPR
- 健康づくりやスポーツなどと連携した温泉利用の促進
- 各種メディアを活用した誘客宣伝活動の強化
- 情緒あふれるまち並みの形成と温泉地域の魅力を高めるための環境整備の推進
- 市の各種イベントにおける温泉地との積極的な連携
- 温泉地における自主的イベントの推進及び連携

(7) 歴史と文化を活かしたまち並みや観光施設の整備

- 大ケヤキや龍興寺沼公園周辺などの自然景観や歴史的まち並みの保存整備と観光資源としての利活用推進、周辺観光の拠点としての東の杜の充実
- 長瀬二の堀など、歴史的景観を活かしたまち並み整備と観光資源としての利活用推進

(8) 観光資源の活用推進と観光機能の強化

- 観光資源の掘り起こしと組み合わせなどによる魅力を高める取り組み、多様なニーズに応じた周遊コースの設定
- 新たな観光資源の開発に向けた検討
- ICTの活用による観光商品などの開発の推進
- 本市ならではの体験型観光の導入促進
- インバウンド観光の受け入れに向けた観光資源の多様な活用と環境づくりの促進
- 観光ボランティアガイドの養成及び音声ガイドなどの活用推進
- ひがしねを代表するお土産品、通年対応型商品などの検討
- 大森山周辺における各施設が連携した観光と交流の推進

(9) 農村と自然空間の活用

- 農村の美しい景観や暮らし、豊かな自然などを活かした観光の推進
- 観光の場、都市との交流、親子等の交流の場を想定した、農村や自然空間を活かした環境づくりの推進
- 黒伏高原スノーパークジャングル・ジャングルやレークピア白水などの利活用の促進

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 市内観光客数 ※1	1,663,000人 (令和7年度)	1,750,000人
② 観光乗り合いタクシー券の販売枚数	232枚 (令和7年度)	250枚
③ 果樹王国ひがしねさくらんぼ マラソン大会 県外参加者の割合	61.1% (令和7年度)	62.0% 以上
④ 市内イベント入込客数 ※2	231,300人 (令和7年度)	262,000人
⑤ インバウンド観光人口	340人 (令和7年)	380人

※指標（現在値）の出典：①②④⑤商工観光課、③ブランド戦略推進課

※1 市内観光客数：観光果樹園や大ケヤキなど、市内の主な観光施設等への観光客数。

※2 市内イベント入込客数：市内の主なイベント（さくらんぼ種飛ばし大会、ひがしね祭、た〜んとほおバルフェスタ、ひがしねウィンターフェスティバル）への入込客数。

第6節

ひがしねブランドの発信



課題と基本的な考え

- 近年、全国の自治体において、地域で生まれた商品やサービス、地域の持つイメージなどを総体的に高めて、ブランド力を強化する取り組みが進んでいます。本市でも、平成29年に「東根さくらんぼ」が農林水産省の地理的表示（GI）保護制度へ登録されるなど、さまざまな施策が経済の発展と活性化につながっています。

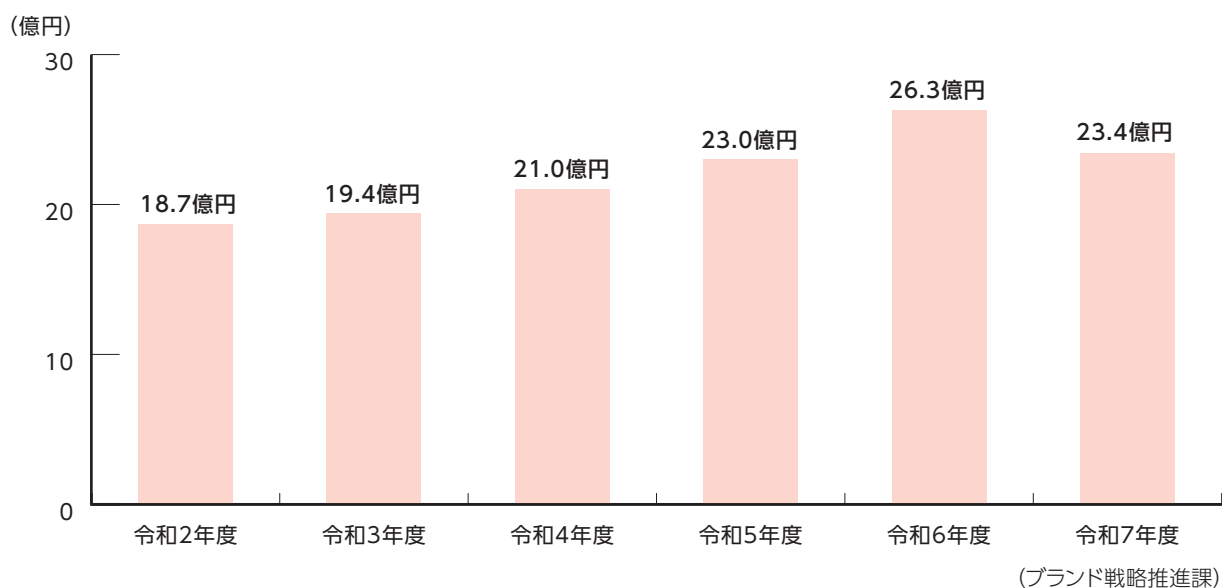
人口減少により国内市場の縮小傾向が続く一方で、グローバル化が進んでおり、今後とも海外の市場を視野に入れ積極的にブランド力の強化に取り組めます。また、戦略的にさまざまな施策を推し進め、「ひがしねブランド」を発信していきます。

平成29年に登録されたGI「東根さくらんぼ」は、本市のブランド力の強化に大きく寄与しています。引き続き、さらなる普及と活用に取り組んでいく必要があります。また、本市の高品質の農産物にさらに高い付加価値を加える6次産業化や、海外展開などを強力に進めていきます。

国内の多くのマラソン大会では参加者がコロナ禍前の水準には戻らず、開催を取りやめる大会も出てきている中、「果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会」には、現在も多くのランナーが参加しています。ランナー人口が減少している中であっても、選ばれる大会であり続けられるよう、参加ニーズの多様化に対応するとともに、さらなる魅力づくりに努め、引き続き全国に向けて本市の魅力を発信していきます。

- 平成20年に始まった「ふるさとづくり寄附金制度（ふるさと納税制度）」は、年々市場が拡大し、地域の活性化に寄与しています。本市も多くの寄附金をいただきながら、GI「東根さくらんぼ」をはじめとする返礼品によってさまざまな魅力を発信してきました。しかしながら、昨今は、温暖化の影響によりさくらんぼの高温障害がこれまでにない規模で発生するなど、農作物の生産が不安定な状況にあります。農業振興としてこうした状況にも対応できる強固な産地づくりと魅力の維持向上に取り組むとともに、状況に応じた柔軟な対応を行うことによって、継続してその魅力を発信していきます。また、さまざまな分野において返礼品を充実、拡充することにより、ふるさと納税制度の活用の幅を広げるなど、魅力発信とブランド力強化に向けた取り組みを進めます。

本市のふるさとづくり寄附金額の推移



施策の体系

ひがしね
ブランドの
発信

(1) ひがしねブランド戦略の推進

(2) ふるさと納税などの制度活用による魅力発信とブランド力の強化

施策

(1) ひがしねブランド戦略の推進

- GI「東根さくらんぼ」を軸にした「果樹王国ひがしね」のブランド確立に向けた戦略的取り組みの推進
 - ・ ふるさと応援大使の活用
 - ・ 地域活性化起業人の活用
- GI「東根さくらんぼ」の普及と活用促進
- 高品質の農産物などのブランド力強化



GI「東根さくらんぼ」

- 農業の6次産業化の推進
 - ・ さくらんぼの長期保存技術の開発、加工品の製造・販売などへの支援
- 農産物の海外販路拡大の推進
- 「さくらんぼマラソン大会」などのイベント、首都圏や仙台圏、海外などをターゲットにしたキャンペーンなどによる「果樹王国ひがしね」の発信

(2) ふるさと納税などの制度活用による魅力発信とブランド力の強化

- 「ふるさと納税制度」による魅力発信とブランド力強化
 - ・ 趣旨や返礼品などの積極的な周知
 - ・ 魅力ある返礼品の発掘と追加、提供事業者や関係団体との連携強化
 - ・ リピーターの増加に向けた取り組みの強化
 - ・ 現地決済システムの導入推進

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① ふるさとづくり寄附金額	23億4,135万円 (令和7年度)	26億3,000万円 以上

※指標（現在値）の出典：①ブランド戦略推進課

第4章

心豊かな人を育てる 教育と文化のまち

第1節

幼児教育・学校教育の充実



課題と基本的な考え

- 本市はこれまで、教育による人づくりとまちづくりを市政運営の重点に掲げ、教育を通して本市の将来を担う人材の育成に努めてきました。今後もここで育った人がまちをつくり、このまちに新たな人を呼び込む好循環を生み出すため、社会に貢献できる心豊かで心身ともにたくましい人材の育成を、重点的に推進します。

幼児教育は、次代を担うこどもたちが心豊かにたくましく生きる力を身につけ、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割を担っています。就学予定者の教育相談件数が増加していること、内容が複雑化していることから、幼児教育・保育施設と小学校、家庭、地域、関係機関との連携をさらに強化し、よりきめ細かく対応していきます。

- 小中学校教育では、人口減少の加速やグローバル化の進展、気候変動と自然災害の激甚化、デジタル化の急速な進展など、将来の予測が困難な時代にあって、ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う人づくりが求められています。そのため、学習指導要領や社会情勢の変化に応じて教育を充実させるほか、教職員の対応力とさらなる資質の向上に向けた取り組みを進めます。

また、依然として多忙を極める教育現場にあって、これを改善し、教職員がこども一人ひとりに向き合う時間を十分に確保することが求められています。より一層、働き方改革に力を入れるとともに、学力向上支援員などによる支援体制を強化します。

喫緊の課題である、いじめや不登校などへの対応については、多様な悩みを抱えるこどもたちへの理解を深めるとともに、よりよい人間関係づくりのためのきめ細かな支援の充実に努めます。

市内学校の学級・園児、児童、生徒数の推移

年度	幼稚園		小学校		中学校	
	学級数	園児数(人)	学級数	児童数(人)	学級数	生徒数(人)
平成12年度	19	477	108	2,790	50	1,527
平成17年度	17	360	108	2,686	50	1,346
平成22年度	16	327	116	2,688	49	1,288
平成27年度	19	363	123	2,736	56	1,384
令和2年度	23	342	124	2,661	53	1,282
令和7年度	22	431	128	2,666	55	1,217

※幼稚園には幼保連携型認定こども園（保育所除く）を含み、中学校には東校学館を含まない。

(5月1日現在：管理課)

● 地域や家庭も重要な教育の場です。本市が独自に取り組んできた、好奇心や冒険心を満たす遊びや、さまざまなふれあいを通して自主性、創造性、社会性などの生きる力を育む「遊育」や、地域全体でこどもたちの成長を育む「共育」の実践などを通し、みんなで子育てと教育を担っていく意識を高めていきます。また、学校と地域を取り巻く課題が複雑化・多様化している中、こどもたちの学びや育ちを地域全体で支えるため、学校と地域の連携・協働の一層の推進が求められています。学校運営協議会や小規模特認校制度によりその推進を図り、社会に開かれた教育課程の充実と地域とよりつながりのある教育活動を目指すとともに、地域ならではの特色ある学校づくりを推進します。

● 学校施設は、こどもたちが学び、生活する場であるとともに、地域住民にとっても生涯学習や地域コミュニティの形成・維持が図られる場として重要な施設です。予防保全型管理の視点による計画的な改修を進めるとともに、バリアフリー化など、安全で使いやすい施設の整備に努めます。あわせて、児童生徒数の動向を見据えて学校施設の増築や改修を検討するほか、空調設備の導入や防犯対策の強化などの整備を進め、教育環境の充実に努めます。

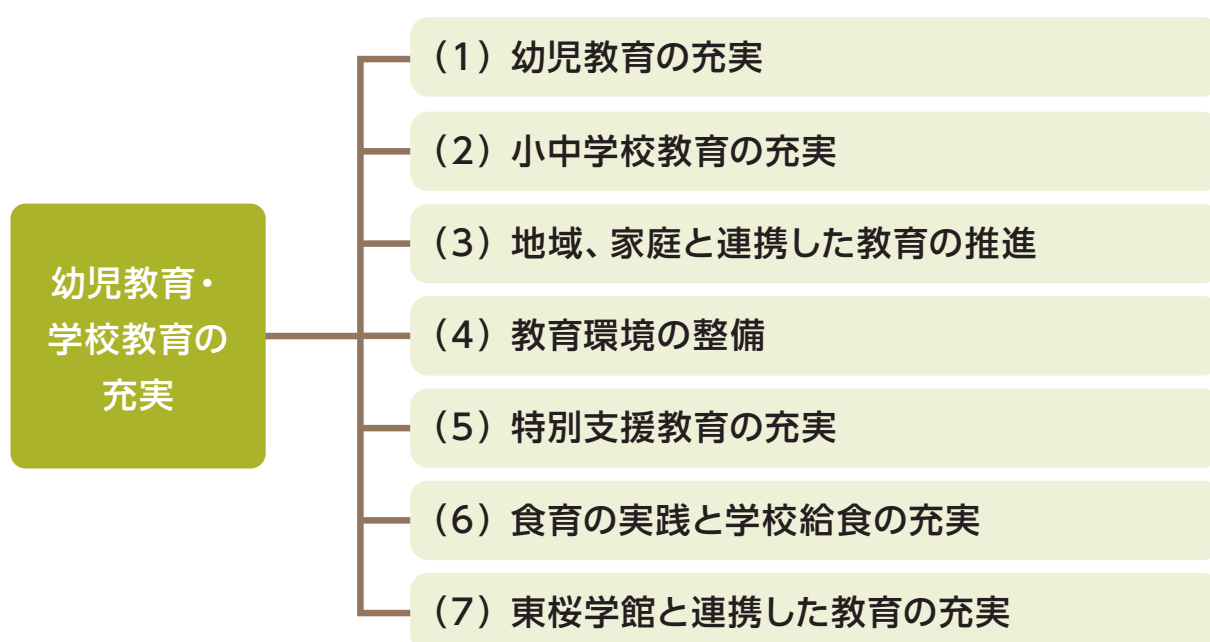
G I G Aスクール構想第2期において、I C T機器やA Iなどのデジタル技術のさらなる活用やより高度な教育コンテンツの導入が求められています。また、1人1台端末の利活用は、児童生徒が主語となる複線型の学び^{※1}の実践にもつながります。これらを踏まえ、I C T環境のさらなる充実と効果的な運用を図ります。

多様な背景を持つ不登校の児童生徒が増加しており、個々に応じた教育の機会の確保とともに、学校復帰を促すための支援も求められています。その教育環境の整備として、新たに校外型の教育支援センターを整備します。

※1 児童生徒が主語となる複線型の学び：教育活動において、児童生徒一人ひとりが主役となり、それぞれの理解度や関心に合わせながら、学習内容・進め方を自ら選択していく学びのスタイル。

- 発達障がいへの理解の高まりとともに、特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加しています。加えて、近年は、医療的ケア児や外国籍のこどもたちの就学希望が増加しています。これらの特別な支援を要する児童生徒への対応については高い専門性が求められることから、教職員のさらなる指導力向上と関係機関や専門職との連携強化を図りながら体制を強化し、きめ細かな支援を行います。
- 将来の食習慣の形成に大きく影響し、地産地消の推進や地元生産者・生産現場への理解や食文化の継承にもつながる「食育」については、「東根市食育・地産地消推進計画」に基づき、長期的な視点に立って実践します。学校給食においては、地元産食材の積極的な活用を図るとともに、食品ロスの削減などへの取り組みを進めます。また、食の安全性に対する関心が高まる中、給食センターと食材納入業者、学校、家庭が連携を密にし、安全・安心な給食を提供します。
- 県内初の併設型中高一貫校である県立東桜学館中学校・高等学校は、学校全体での探究型学習の展開や、先進的な理数教育を実施し科学技術系人材の育成を図るスーパーサイエンスハイスクールの指定を受けるなど、個性的なカリキュラムで注目を集めています。東桜学館と市内の小中学校が互いに刺激し合い、高め合い、本市の将来を背負って立つ強くたくましい人材を育てることが期待されます。本市教育の魅力向上と地域の活性化に向け、さまざまな場面で意見を交換しながら東桜学館と連携を図っていきます。

施策の体系



施策

(1) 幼児教育の充実

- 幼児教育・保育施設、小学校、家庭、関係機関との連携強化
- 幼児教育と小学校教育の接続強化
- 教育相談の充実

(2) 小中学校教育の充実

- 確かな学力と、変化する社会に対応できる力を育む教育の充実
 - ・ 基礎学力の向上
 - ・ 探究型学習の推進
 - ・ 体験を重視した教育の充実
 - ・ 共生社会、国際化、超スマート化など社会情勢を踏まえた教育の充実
 - ・ G I G Aスクール構想第2期に基づくICT教育の推進と支援の拡充
 - ・ 教育D Xによる主体的に学ぼうとするこどもの育成
 - ・ 学力向上支援員、教育支援専門員、学習支援ボランティア、A L Tなどによる支援体制の強化
 - ・ 少人数学級編制のメリットを活かした教育内容の充実
 - ・ 理数教育の充実
 - ・ 職場体験などキャリア教育の推進
- 道德教育、命の尊さや性についての理解を深める教育の充実
- 個性を伸ばし、自主性と創造性、豊かな人間性を育む教育の充実
- 豊かな心と健やかな体を育むための保健体育の充実
- 教職員の対応力と資質の向上、こどもの主体的な学びを引き出すための授業力向上
- 教職員がこどもと向き合う時間の一層の確保
 - ・ 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現
 - ・ 校務の効率的実施に向けた支援
- いじめ、不登校の未然防止と早期対応、多様な方法による友人関係の悩みなどに対する相談体制の充実



ICTを活用した学校教育

(3) 地域、家庭と連携した教育の推進

- 学校行事や地域行事を通じた地域との連携強化
- 郷土を愛し、地域に貢献するこどもの育成
- 地域や警察などと連携した学校安全対策、不審者対策の推進
- 家庭、地域、学校の連携強化による指導体制の強化
- 「遊育」「共育」の推進
- 小規模特認校制度による地域と連携した学校運営
- 地域と連携したアフタースクールの実施
- 児童・生徒・学生のボランティア活動など、各種活動との連携・協力の推進
- コミュニティ・スクール^{※2}（学校運営協議会）による学校と地域の連携・協働の推進と、社会に開かれた教育課程及び地域とともにある学校の実現推進
- 地域学校協働活動^{※3}の体制構築の推進

(4) 教育環境の整備

- 学校施設の計画的な改修、設備更新、バリアフリー化の促進
- 児童・生徒数の動向を見据えた学校施設整備の検討
- 猛暑等にも対応した良好な学習環境、運動環境の確保
- 全ての教室などへの空調設備の導入推進
- 学校安全管理対策の充実強化
- G I G Aスクール構想第2期に基づく I C T環境の整備促進と効果的な運用
- 不登校児童生徒の教育の機会確保と学校復帰や自立を支援する新たな「教育支援センター」の整備
- 児童・生徒・学生が自ら学ぶ機会を後押しするための支援の充実

(5) 特別支援教育の充実

- 就学前からの切れ目のない支援体制の構築
- 相談体制の充実
- 個別事案に応じたきめ細やかな支援と教育環境の充実
- 教職員の指導力向上

※2 コミュニティ・スクール：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく仕組みで、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられた学校のこと。協議会は一定の権限と責任を持ち、学校運営について協議・承認を行う。

※3 地域学校協働活動：学校と地域が連携・協働し、地域住民等が学校教育活動を支援する取り組みのこと。「社会教育法」に基づき、地域学校協働活動推進員等を中心に学習支援や体験活動などを行う。

- 福祉的知見を有するスクールソーシャルワーク・コーディネーターの配置及び関係機関との連携強化
- 医療的ケアや日本語支援を必要とする児童生徒へのサポート体制の充実

(6) 食育の実践と学校給食の充実

- 健康で豊かな心や望ましい食習慣を育む給食指導の充実と献立づくり
- 地元産食材の積極的な活用
- 家庭との連携によるバランスのとれた食生活の推進
- 給食センター、学校、家庭の連携による安全安心な給食の提供
- 食品ロスの削減に向けた食育の推進
- バリエティ豊かな給食の実施などによる学校給食の充実

(7) 東桜学館と連携した教育の充実

- 情報の共有と交流の推進
- 小中学校の東桜学館と連携した教育の充実
- 高等学校教育の充実に向けた支援

施策の効果を表す指標

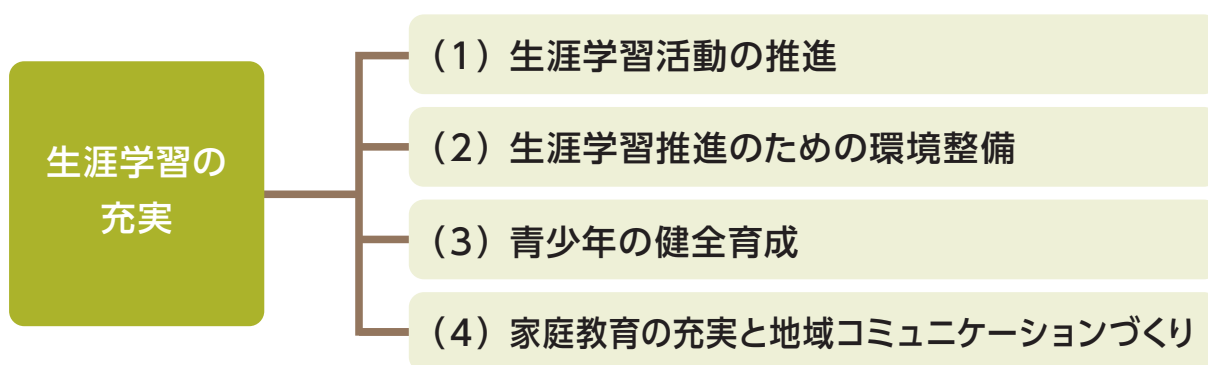
指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① QUアンケートによる学級満足度	67.4% (令和8年2月)	70.0%
② 市立中学校生徒の英検3級以上の合格者数（中学3年時）	26.9% (令和8年3月)	35.0%
③ 毎日朝食をとっている児童生徒の割合	小学6年生 96.0% 中学3年生 92.9% (令和7年4月17日)	90.0% 88.0%
④ 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	小学6年生 86.6% 中学3年生 81.6% (令和7年4月17日)	88.0% 85.0%

※指標（現在値）の出典：①②管理課、③④全国学力・学習状況調査

課題と基本的な考え

- 心の豊かさ志向の高まりとともに、生涯学習に対するニーズの拡大、多様化が進んでいます。また、「人生100年時代」の到来が予測されている社会では、その必要性が一層高まっていくことが指摘されています。市民一人ひとりがさまざまなことを学び、仲間と交流を深め、生きがいを持つことは、元気なまちをつくる基本でもあり、生涯学習の機会や内容のさらなる充実に努めます。地域公民館とともに、公益文化施設「まなびあテラス」、社会教育・文化活動の拠点「東の杜」などの各施設を有効に活用し、関係機関との連携のもと、それぞれの施設の強みと特性を活かした生涯学習を展開します。また、生涯学習と合わせて読書活動を推進することにより、学習習慣の定着や知的好奇心の喚起につなげ、豊かな人間性の形成を図ります。
- 
- まなびあテラス（図書館探検ツアー）
- 社会教育施設については、令和3年度に策定した「東根市社会教育施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型管理の視点を踏まえた計画的な改修等を行うとともに、バリアフリーを進めるなど利便性や快適性の向上に配慮した環境整備を進めます。また、コロナ禍以降、多様化する学習ニーズへの対応として、施設内のインターネット環境のさらなる充実を図るなど、多様な生涯学習の機会を提供できる環境を整備します。
 - メディア環境の急速な進展に伴い、インターネットやSNSによるいじめや犯罪の被害、さらには薬物乱用や闇バイトから犯罪に巻き込まれるといったトラブルが大きな社会問題になっています。こうした状況での青少年の健全育成は、社会全体で取り組むべき課題であり、引き続き、家庭、学校、地域、警察、関係団体との連携を強化し、「青少年は地域で育む」という視点に立った青少年健全育成活動を展開していきます。あわせて、気軽に集い悩みごとなどを相談できる居場所づくりや、社会活動への参加の促進を図ります。
 - 共働き家庭や塾・習い事などに通うこどもが増え、家庭で親子がふれあう時間が少なくなり、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。忙しい家庭や悩みを抱え孤立しがちな家庭など、それぞれの置かれた状況を踏まえ、家族の心のつながりの大切さを伝える取り組みの充実に努めます。さらに、地域でのコミュニケーションづくりを促すため、地域の各団体の活動を支援し、人と人とのつながりを深める取り組みの充実に努めます。

施策の体系



施策

(1) 生涯学習活動の推進

- 各種計画に基づく総合的、計画的、体系的な取り組みの推進
- 地域に根ざした生涯学習活動の推進
 - ・ 地域・学校・家庭の連携による生涯学習の推進
 - ・ 地域公民館等での地域特性を活かした事業の推進
 - ・ 地域住民による主体的な公民館活動の充実
 - ・ 地域におけるリーダーの育成と人的ネットワークの強化
- デジタル化の進展などによって多様化する学習ニーズへの対応
- 幼児期から高齢期までのライフステージに応じた生涯学習活動の推進
- 自主的生涯学習活動への支援や学習相談の充実
- 大学など各種教育機関との連携による学習活動の推進
- 地域公民館、まなびあテラス、東の杜等の各施設の機能充実と効果的な活用、関係機関と連携した魅力ある生涯学習活動の推進
- まなびあテラス、東の杜における、民間の創意工夫を活かした生涯学習活動への支援
- 読書活動の推進と機会の確保
- 学習機会や学習情報の積極的な発信による生涯学習活動の推進
- 市民の企画、協力による生涯学習活動の推進
- リカレント教育（社会人の学び直し）の推進

(2) 生涯学習推進のための環境整備

- 社会教育施設の計画的な改修、設備更新、バリアフリー化の促進
- 地域公民館への空調設備の導入推進

- 自主的に学習できる環境の充実
- 社会教育施設やまなびあテラスなどの機能、サービスの充実
- 社会教育施設におけるＩＣＴ環境の整備促進と効果的な運用

（３）青少年の健全育成

- 青少年健全育成活動の推進
 - ・ 青少年育成関係団体の組織力と連携の強化
 - ・ 青少年へのあいさつ運動、街頭指導の強化
 - ・ 健全育成に関する学習機会の充実や地域リーダーの育成
- 地域における世代間交流、友好都市間における青少年交流の推進
- 青少年の居場所づくりの検討
- 気軽に悩みごと相談ができる環境づくりの推進
- 防犯組織（青色防犯パトロール活動団体など）などとの連携

（４）家庭教育の充実と地域コミュニケーションづくり

- 家族の心のつながりを深め、地域のコミュニケーションを推進する意識の高揚
- 相談相手がいないなど、不安や悩みを抱えた保護者に寄り添う家庭教育支援講座の実施
- 地域活動活性化のための支援充実

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 図書館の図書年間貸出数	279,277冊 (令和7年度)	280,000冊
② 7地域公民館利用者数	112,079人 (令和7年度)	115,000人

※指標（現在値）の出典：①②生涯学習課

第3節

芸術・文化の振興



課題と基本的な考え

- 芸術や文化は、生活に潤いをもたらす人生を豊かにする力を持っています。本市では、東根市芸術文化協会などの関係団体と連携を図り、市総合文化祭や各地域における文化祭、大ケヤキ全国書道絵画展などを開催し、芸術・文化の振興と交流を推進してきました。芸術・文化の拠点として開設した「まなびあテラス」「東の杜」を活用し、これまで以上に優れた芸術、多様な文化に触れる機会の充実に努めます。また、和の文化の拠点として親しまれている東の杜については、国際交流の促進に向けた多様な活動を展開していきます。今後も引き続き、各種団体の自主的な活動や芸術文化に関する指導者やリーダーの育成を支援し、関係団体との連携を強化します。

また、中学校部活動の地域展開においても、芸術・文化に触れ、親しむ機会の確保・充実にに向けた取り組みを進めます。



まなびあテラス



東の杜

施策の体系

芸術・文化の
振興

(1) 芸術・文化活動の推進



総合文化祭

施策

(1) 芸術・文化活動の推進

- 芸術文化団体、サークルなどの育成、連携強化
- まなびあテラスと東の杜の効果的な活用と、それぞれの特性を活かした芸術文化活動の充実
- 優れた芸術・多様な文化に触れる機会の充実
- 芸術文化イベントの充実、情報発信の強化
- 東の杜における和の文化の拠点としての事業展開の充実
- 各地域における芸術・文化活動の推進
- 中学校部活動の地域展開における芸術・文化活動の充実



まなびあテラス企画展

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 大ケヤキ書道絵画展の出展数	24,116点 (令和7年度)	26,000点
② 総合文化祭入場者数	2,344人 (令和7年度)	3,000人
③ まなびあテラス年間入館者数	253,208人 (令和7年度)	270,000人
④ 芸術文化協会登録団体数	16団体 (令和7年度末)	17団体

※指標（現在値）の出典：①～④生涯学習課

第4節

スポーツの振興



課題と基本的な考え

- 人生を豊かにし、地域を活性化させる大きな可能性を秘めているスポーツの力をまちづくりにさらに活用していきます。第2次東根市スポーツ推進計画の基本理念である「ひとりひとりが輝く生涯スポーツのまち“ひがしね”の実現 ～スポーツで人と人がつながり市民が心豊かで活気あふれるまちを目指して～」の実現に向けて、施策を展開していきます。

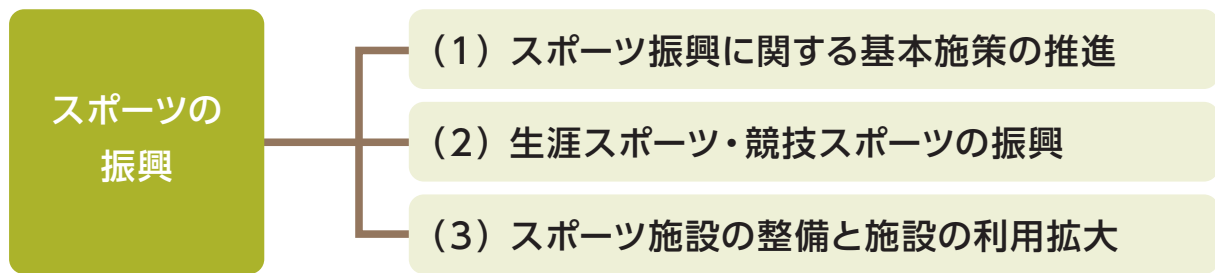
- オリンピック・パラリンピック競技大会などにおける多種多様なスポーツでの国内選手の活躍や健康づくりへの意識により、市民のスポーツに対する関心が高まっています。また、多くの大会やプロの世界でも本市出身選手が活躍し、こどもたちが感動とともに自身の目標を得るといった意識の向上にもつながっています。こうした機会をとらえ、生涯スポーツ・競技スポーツの振興に取り組んでいきます。

生涯スポーツは、幼児から高齢者まで、障がい者もみんながスポーツに取り組み、または参加できる環境づくりのほか、イベントや教室、交流会などの充実に努めます。競技スポーツは、学校教育を担う指導者と地域の指導者、関係組織において情報を共有する、一貫性・継続性のある指導体制の構築に努めるほか、大規模なスポーツ大会や国際試合、国内トップクラスの大会などの計画的な誘致を図ります。

中学校部活動の地域展開においても、こどもたちが安心かつ効果的にスポーツに親しみ、取り組める環境を維持し、継続できる機会が確保されなければなりません。地域の指導者の確保・育成とともに、関係組織の連携の強化に努めます。

- 体育施設については、予防保全型管理の視点による計画的な改修や、バリアフリー化を推進します。令和6年度に整備した「大森山公園クロスカントリーコース」については、こどもから高齢者まで誰もが気軽にウォーキングやランニングを楽しめる多世代交流の場としての機能を高めていくとともに、スポーツ振興の拠点である市民体育館や中央運動公園と連携を図り、魅力ある事業を展開し、地域のにぎわいを創出します。

施策の体系



施策

(1) スポーツ振興に関する基本施策の推進

- 第2次東根市スポーツ推進計画の推進

(2) 生涯スポーツ・競技スポーツの振興

- 生涯スポーツの振興
 - ・ 学校、地域、競技団体などとの連携による生涯スポーツの普及促進
 - ・ 市民のニーズを踏まえた各種イベントやスポーツ教室の充実と健康づくり事業の推進
 - ・ 幼児、高齢者、障がい者など誰もがスポーツに取り組み、または参加しやすい環境づくりと意識の高揚
 - ・ 生涯スポーツ団体の指導者育成のための取り組みの推進
 - ・ 総合型地域スポーツクラブ「マイ・スポーツひがしね」の育成
 - ・ スポーツ推進委員の活用と交流などによる指導体制の充実
- 競技スポーツの振興
 - ・ 一貫性・継続性のある指導体制の構築、指導力の強化
 - ・ 選手等の育成強化
 - ・ 県のスポーツタレント発掘事業との連携による競技力の向上
 - ・ 優秀選手、スポーツ少年団の育成支援
 - ・ 大規模な各種スポーツ大会の誘致と開催支援
- 高いレベルのスポーツに触れる機会の拡充
- スポーツを通じた交流の推進
- 日本体育大学と締結している「スポーツ・健康づくり推進に関する協定」を活かしたスポーツの振興

- 中学校部活動の地域展開におけるスポーツの充実
 - ・ 地域の指導者の確保と研修会などによる育成
 - ・ 学校と地域、関係組織との連携強化
 - ・ 施設利用の円滑な利用に向けた支援

(3) スポーツ施設の整備と施設の利用拡大

- 体育施設の計画的な改修、設備更新、バリアフリー化の促進
- 誰もが気軽に本格的にスポーツに親しむことができる環境の整備
 - ・ 大森山公園クロスカントリーコースを有効活用した事業の充実
 - ・ 市民体育館や中央運動公園を拠点とした魅力ある事業の推進
 - ・ 学校体育施設の有効活用
- 体育施設に関する情報提供システムの充実

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① マイ・スポーツひがしね会員数	594人 (令和7年度末)	600人
② 市民体育館・ 中央運動公園体育館利用者数	市民体育館 61,898人 中央運動公園体育館 35,196人 (令和7年度)	68,000人 35,000人
③ 学校体育館開放の実績	5,697件 (令和7年度)	6,000件

※指標（現在値）の出典：①～③生涯学習課

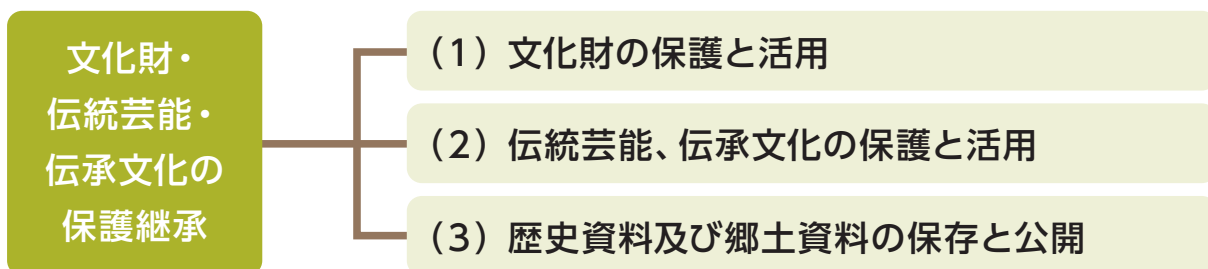
課題と基本的な考え

- 市指定の文化財（文化財、史跡・天然記念物）は、市民共通の宝であり、ひがしねを象徴するものとして守り伝える必要があります。本市の文化財を広く発信し、保存意識の啓発を図ることは、文化財保護の機運が高まるとともに郷土愛が醸成され、歴史と文化が香る風格あるまちづくりへの活用も期待されます。また、国指定特別天然記念物「東根の大ケヤキ」や県指定天然記念物「カクレトミヨ生息地」は、地域住民の誇りであり、児童生徒にとっては、地域の歴史と伝統を実感できる生きた教材です。今後とも、関係機関や専門家と連携を図りながら、地域と行政が一体となった文化財の調査・保護活動を継続していきます。
- 伝統芸能・伝承文化については、保存会などの継続した活動や、地域住民により大切に守られ継承されてきました。しかしながら、伝承文化の保存団体やサークルのメンバーは年々減少しており、今後どのように継承し、新たな担い手を確保するのが大きな課題となっています。その方法を模索し、指導者や後継者を育成するとともに、団体間の交流などによる活動の活性化を図ります。
- 郷土の歴史を後世に伝えていくため、市史編さんを計画的に実施し、歴史的価値のある古文書などの収集・保存を進め、教育資料として活用してきました。今後もこうした活動を継続するとともに、東の杜における常設展示やデジタル技術を活用した公開を行うなど、市民の歴史と文化に対する認識を深めるために活用していきます。



大ケヤキ

施策の体系



施策

(1) 文化財の保護と活用

- 国、県、市指定文化財の保護・継承活動の推進と支援の充実
- 文化財を活用したまちづくりの推進
- 文化財、歴史・民俗的資料の公開と展示の推進
- 文化財ガイドブックなどを活用した文化財情報の発信と文化財保護に向けた意識啓発、デジタル技術の活用



カクレトミヨ

(2) 伝統芸能、伝承文化の保護と活用

- 市指定無形民俗文化財の保存活動と伝承活動の推進
- 伝統芸能、伝承文化を通じた交流の推進
- 保存団体やサークルにおける指導者と後継者の育成支援

(3) 歴史資料及び郷土資料の保存と公開

- 歴史的価値のある古文書などの収集、保存とデジタル技術の活用を含めた公開、展示



小田島田植踊



長瀬猪子踊

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和12年度（5年後）
① カクレトミヨ推定個体数	277尾 (令和7年度末)	1,000尾

※指標（現在値）の出典：①生涯学習課

第5章

市民みんなの力でつくる 笑顔輝く協働のまち

第1節

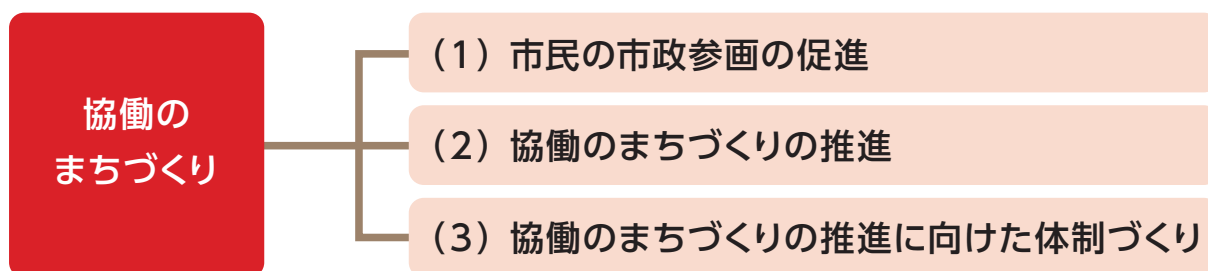
協働のまちづくり



課題と基本的な考え

- 本市は、第3次東根市総合計画から、市民と行政の協働のまちづくりを市政の基本姿勢とし、市民の声を政策形成の過程に反映させるため、各種審議会や委員会などにおける市民の参画を進めてきました。今後も、市民の声を市政運営に取り入れ、施策や制度をより実効性の高いものとするため、アンケート調査やパブリックコメントの充実に努めます。デジタル技術の活用などを通して、市民参画の新たな方策や手法を積極的に取り入れ、みんなが参画できるまちづくりを推進していきます。
- 協働のまちづくりを推進するには、その意義や取り組み事例などを知ってもらうことが重要です。引き続き、市が抱えるまちづくりの課題や模範となる活動などを広く市民に情報提供していきます。あわせて、市民の中からまちづくりのリーダーを育成することも大きな課題であり、市民同士やまちづくりのリーダー同士の情報共有・情報交換の機会など市民の関心を喚起するとともに、育成の場をさらに拡充し、その活動を支援していきます。
- 本市は、NPO法人への業務委託や、指定管理者制度に基づく公共施設の管理運営、PFIによる公共施設等の建設、管理運営などに、市民の参画と民間のノウハウを活用しながら、行政サービスの充実に努めてきました。今後も協働のまちづくりを推進していくため、市民、地域、事業者、行政が連携を深めるとともに、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として防災、子育て、福祉、環境など、さまざまな分野で活躍できる仕組みづくりを進めます。市民活動支援センターを活用し、地域の活動がより一層盛んに行われることを目指し、その活動を支援していきます。

施策の体系



施策

(1) 市民の市政参画の促進

- 審議会や実行委員会への市民参画など、市民参加型行政の推進
- アンケート調査やパブリックコメントなど、まちづくりに関する意見公募の積極的实施
- デジタル技術の活用などを通じた市民が市政により参加しやすい仕組みづくり

(2) 協働のまちづくりの推進

- 市が抱えるまちづくりの課題や各団体の活動情報の発信強化
- 地域住民が参画しやすい協働の仕組みづくりの検討
- 市民の自主的活動を担うリーダー、人材、団体の育成と支援の充実
- ボランティアの啓発、活動支援

(3) 協働のまちづくりの推進に向けた体制づくり

- 各種団体、NPO法人などの連携、それぞれのネットワーク化の促進
- 各種団体、NPO法人のさまざまな分野での活動促進
- 市民活動支援センターによる市民活動のサポート充実
- 市民活動支援センターの活用促進とPR強化

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和12年度（5年後）
① 市民活動支援センター登録団体数	58団体 (令和7年度末)	60団体

※指標（現在値）の出典：①生涯学習課

課題と基本的な考え

- 地域力を高め、活力ある地域社会を築くためには、日常生活の利便性を確保することが重要です。市中央部や幹線道路などにつながる道路や、生活に密着した道路の計画的な整備をはじめ、地区集会施設の新築・改修等への支援や公的施設の計画的配置など、今後とも社会基盤の充実に努めます。

地区別の人口の推移は、中央部では増加し、周辺部では一部を除いて減少傾向が続いています。また、高齢化の進行により、特に周辺部における交通手段の確保や買い物などの日常生活への支援が課題となっています。こうしたことを踏まえて、中央部と周辺部のネットワーク化や利便性の確保を図るとともに、買い物手段の確保等のニーズに対応した支援のあり方などについても検討していきます。

地区別の人口の変化

地区	令和2年 (人)	全体に占める割合 (%)	令和7年 (人)	全体に占める割合 (%)	増減 (人)	増減率 (%)
東根	18,890	39.7%	19,549	41.2%	659	3.5%
東郷	2,763	5.8%	2,449	5.2%	▲314	▲11.4%
高崎	1,434	3.0%	1,208	2.5%	▲226	▲15.8%
神町	14,424	30.3%	14,434	30.4%	10	0.1%
大富	4,471	9.4%	4,319	9.1%	▲152	▲3.4%
小田島	3,419	7.2%	3,493	7.4%	74	2.2%
長瀬	2,229	4.7%	1,985	4.2%	▲244	▲10.9%

(4月1日現在：住民基本台帳)

- 平成23年に創設した「ともに築く地域未来創造事業」は、市民と行政の協働のまちづくりや市民による魅力ある地域づくり活動に大きな役割を果たしてきました。今後も地域力の向上に向け、より一層の充実に努めます。

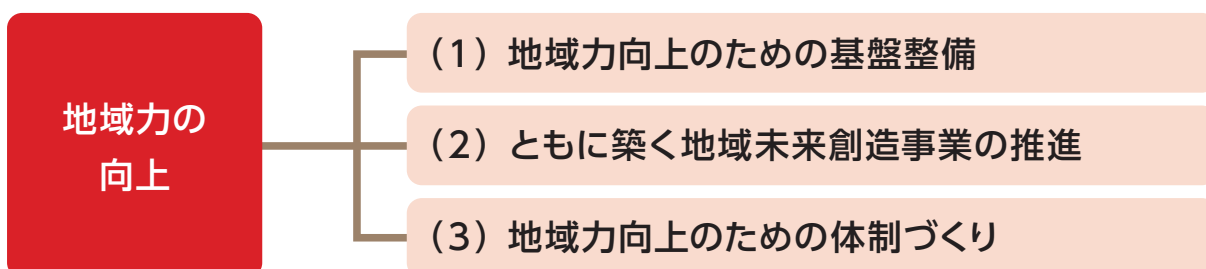
本市にも大きな被害をもたらした令和2年7月の豪雨は、住民同士の絆の大切さを実感させるとともに、災害時における「共助」など地域が抱える課題を浮き彫りにしました。住民の自主的な防災対策に資する活動への支援など、ニーズを捉えた事業を展開し、地域コミュニティの強化を図りながら、さらなる地域力向上を目指します。

- 地域公民館は、地域社会の持続可能な発展のために必要なことを地域住民が自ら考え、対話を通じてよりよい地域づくりを推進していくための拠点です。住民の郷土愛を高めていくことがまちづくりの基本であり、地域活動への積極的な参加や地域力向上のための体制強化につながります。今後とも、地域づくり活動への支援を継続していきます。

近年、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域における住民同士のつながりが希薄化している中で、住民同士で共に支え合う基礎的な組織である自治会の活動に関心を持たない人も増えています。また、コロナ禍において、中止や縮小を余儀なくされた地域活動は、再開はしているものの、これまで通りに行うことは容易ではなく、これまで培ってきた地域のつながりを維持していくことが課題となっています。加えて、少子高齢化・人口減少の進行も伴って、役員の担い手不足に悩んでいる自治会も少なくありません。こうした状況を踏まえながら、自治会への加入促進のほか、地域活動の継続と充実に向けたサポート体制の強化や、地域力向上の拠点となる地域公民館のさらなる機能充実などを図ります。

また、さらなる地域力向上を図るには、地域活動の担い手となる人材の発掘、育成が不可欠です。地域おこし協力隊等の制度を活用しながら意欲ある若者を地域へ呼び込むなど、人材確保と育成にも努めます。

施策の体系



施策

(1) 地域力向上のための基盤整備

- 身近な生活道路の計画的な整備促進
- 地区集会施設整備への支援と積極的活用の促進
- 利便性の高い公共交通手段の検討と推進
- 地域に密着した商店などの積極的活用と、買い物困難となっている市民の買い物機会確保のための支援の検討
- 中央部と周辺部の交通アクセスの向上

(2) とともに築く地域未来創造事業の推進

- 元気な地域づくりへの支援充実
 - ・ 地域の課題に対する自らの取り組みへの支援充実
 - ・ 地域の特色を活かした活動への支援充実
- 防災、防犯、子育てなどにおける地域力の向上を図る自治会活動への支援
- 地域づくりに関する学習会への支援
- 活動の例となるモデル事業の創出と推奨
- 地域住民のコミュニティの強化、意識の高揚
- 地域公民館や市民活動支援センターと連携した事業の周知強化
- 地域公民館などによる地域づくりに取り組みたい市民への助言

(3) 地域力向上のための体制づくり

- 地域公民館を核とした地域づくりの推進
 - ・ 地域住民による地域力向上のための体制づくりの推進、団体の育成
- 自治会組織未加入者などへの啓発活動の強化と加入促進
- デジタル化や先進事例の取り組みへの助言など、地域活動へのサポート充実
- 自治会の規模にあわせて縮小しながらも内容を充実させる運営・活動方法の推進と助言
- 地域公民館のさらなる機能充実
- 地域おこし協力隊制度などの活用による地域人材の確保と育成、地域への定住・定着に向けた支援

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 「住みよい」と感じる人の割合※	82.3% (策定時アンケート調査)	85.0%
② 地域別「住みよい」と感じる人の割合※	東根：77.5% 神町：80.2% 東郷：48.0% 高崎：37.0% 大富：58.3% 小田島：66.7% 長瀬：35.6% (策定時アンケート調査)	各地域 50.0%以上
③ 市内総生産	2,518億円 (令和4年度)	2,961億円
④ 1人あたり市民所得	316.9万円 (令和4年度)	354.8万円
⑤ とともに築く地域未来創造事業 (地域づくり事業) 利用団体数	7団体 (令和7年度)	22団体
⑥ まちづくりパートナー講座開催回数	4回 (令和7年度)	20回

※指標（現在値）の出自：①②⑤⑥総合政策課 ③④市町村民経済計算

※策定時の市民アンケートにおいて「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と回答した人の割合を合算した値

第3節

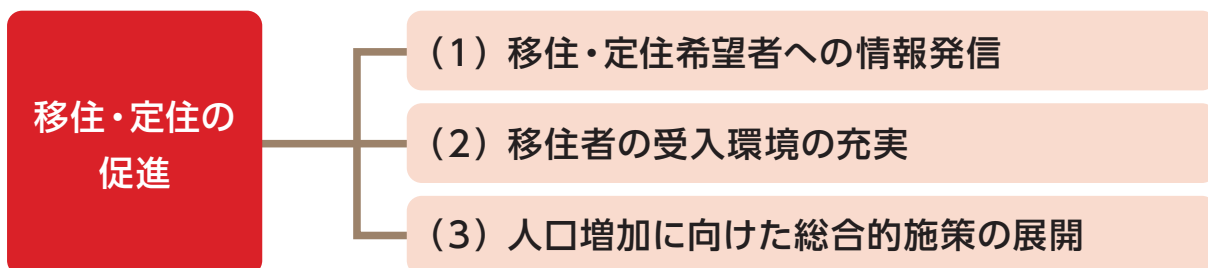
移住・定住の促進



課題と基本的な考え

- 本市の人口は、県内では唯一増加し続けてきましたが、近年は横ばいで推移しており、本計画期間中には減少傾向に入るものと予想されます。現在、全国の多くの自治体が人口の社会的減少を克服し、地域の活力を維持するため移住施策に取り組んでいます。こうした状況を踏まえ、今以上に選ばれるまちになるために、本市及び地域のさまざまな魅力や住みよさ、特徴的な施策などを効果的に発信していきます。
 - 移住・定住先は、気候や風土、住民同士の距離感、子育て・教育環境、生活の利便性、住まい、働く場所など、さまざまな要素を総合的に判断し選択されます。移住・定住希望者が本市での暮らしをイメージしやすいように気軽に相談できる体制を整えるとともに、転入後にスムーズに地域に溶け込むことができるようなサポート体制を構築します。また、定住のための住宅購入への支援や、市内不動産業者と連携した空き家情報の提供などを行います。
 - これまで本市では、農工一体のまちづくり、土地区画整理事業、小中学校教育の充実や手厚い子育て支援など、人口増加に向けてさまざまな施策に取り組んできました。今後も、それぞれの地域の特性を活かしながら、人口増加のための各種施策に積極的に取り組みます。あわせて、関係人口の創出に向けて、本市に興味を持つ市外在住者が、さまざまな形で本市に関わることができるような機会を積極的に提供します。
- また、人口の維持・増加には、地方から都市部への若者や女性の人口流出（転出）を抑制することが重要であると言われています。本市における人口動態の予測を踏まえ、市内の若者や女性に住み続けたいと思われるような、まちづくりに取り組みます。

施策の体系



施策

(1) 移住・定住希望者への情報発信

- 本市の暮らしに関する情報発信の強化
- 移住ポータルサイトの充実、SNSの活用などによる情報発信、シティプロモーションの実施
- 新規就農者を対象とした催しなどへの参画による就農・移住情報の発信
- 教育によるまちづくりなど本市の魅力の積極的PR

(2) 移住者の受入環境の充実

- 移住・暮らしに関する伴走的な相談体制の充実
- 移住に向けた体験ツアーなどの実施
- テレワークで働く人の本市への移住の促進に向けた支援の実施
- 定住促進事業*など、移住者の定住に向けた住宅支援の充実
- 市内不動産業者と連携した空き家情報の提供、空き家バンクの効果的な運用

定住促進事業における転入状況

区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
転入世帯数 (世帯)	90	93	134	117	122	138	88	105
転入者数 (人)	270	277	387	315	347	376	243	301

(総合政策課)

(3) 人口増加に向けた総合的施策の展開

- 人口増加と農地保全の均衡に配慮した新たな土地利用の検討
- 国道48号、高速道路や周辺道路の整備などを見据えた、移住・定住の誘導の検討
- 市外在住者が本市とさまざまな関わりを持つ「関係人口」の創出と拡大、関わりの深化に向けた取り組み、これを移住・定住につなげる仕組みづくりの推進
- 若者の市内定着促進に向けた奨学金の返還支援
- 各種施策において、若者や女性が住み続けたいと思えるような視点を入れた事業展開

※定住促進事業：定住を目的に、市内に住宅を新築または購入した転入者に対して助成金を交付する、市独自の支援制度。
平成24年度から実施。

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 定住人口	47,631人 (令和7年1月1日時点)	47,200人
② 首都圏からの移住者数※	129人 (令和7年度推計)	160人
③ 定住促進事業による転入世帯数	105世帯 (令和7年度)	100世帯
④ ③のうち空き家・中古住宅への 転入世帯数	22世帯 (令和7年度)	20世帯
⑤ 移住ポータルサイトへの 年間アクセス件数	7,769件 (令和7年度)	15,000件
⑥ おためし地域おこし協力隊の 参加人数	5人 (令和7年度)	10人

※指標（現在値）の出典：①住民基本台帳、②～⑥総合政策課

※首都圏からの移住者数：首都圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）からの転入者総数から、転勤・進学・就学を理由として転入した人を除き、推計。「転入者移動の調査（アンケート）（東根市）」

課題と基本的な考え

● 地域社会で、みんなが幸せに生活するためには、多様性と個性を認め合い、人権を尊重する意識を高めることが大切です。しかし、依然として、性別や国籍の違い、年齢、障がいの有無などを理由としたさまざまな差別や不当な扱い、暴行や虐待、いじめや体罰等、誤った知識や偏見などによるさまざまな人権問題が存在しています。また、近年は、SNSによる誹謗・中傷などのインターネット上の人権侵害の増加、これまでになかった形のハラスメントの社会問題化、LGBTQ+※¹（性的マイノリティ・性的少数者）に関する社会的関心の高まりなど、人権課題が、多様化・複雑化しています。こうした課題の背景には、私たち一人ひとりが無意識のうちに持つ先入観（アンコンシャス・バイアス※²）が、判断や行動に影響を及ぼしていることも指摘されています。これらを踏まえ、こどもの時からの人権教育や、関係機関との連携による人権意識の啓発など、多様性と個性を認め合い、尊重する社会づくりを進めます。

● 女性の社会進出が進んでいる一方で、社会には、性別による固定的な役割分担意識が未だに残っています。こうした意識を解消するために、引き続き、学校や家庭、地域社会における学習機会や情報の提供とともに、広く啓発活動を展開することで意識の醸成を図ります。

あらゆる分野、場面において男女共同参画を推進するには、男女が社会の対等な構成員として参画できる環境づくりが重要です。市の審議会への女性委員の積極的登用など、男女共に活躍できる機会の拡大に取り組みます。また、誰もがいきいきと働くことができ、多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境づくりを促進します。

※¹ LGBTQ+：Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、自認する性別と出生時の性別が一致していない人）、Questioning/Queer（クエスチョン：自分の性自認が定まっていない人、または既存の枠に当てはまらない人）、+（プラス：LGBTQ以外の多様な性のあり方も含めること）の頭文字をとった単語で、性的マイノリティの総称のひとつ。

※² アンコンシャス・バイアス：無意識のうちに持っている思い込みや先入観のこと。知らないうちに人への見方や行動に影響することがある。

施策の体系

人権の尊重と 男女共同参画 の推進

(1) 人権尊重意識の醸成

(2) 男女共同参画の意識醸成と環境づくり

施策

(1) 人権尊重意識の醸成

- 人権擁護委員の相談・啓発活動への支援
- 人権擁護委員や法務局などと連携した相談体制の充実
- 関係機関・団体と連携した啓発活動の推進
- 広報誌やホームページなどを通じた啓発活動の推進
- 学校における人権教育の充実
- 性別、国籍、年齢、障がいの有無などにかかわらず、多様性や個性を認め合い、人権を尊重する社会に向けた取り組みの推進
- SNSなどインターネット上での差別や人権侵害に関する教育・啓発の推進
- 性的マイノリティへの理解促進など、多様化する人権課題への取り組みの推進
- 山形県パートナーシップ宣誓制度^{※3}を活用した行政サービス情報の発信

(2) 男女共同参画の意識醸成と環境づくり

- 男女共同参画社会実現に向けた基本施策の推進
 - ・「東根市男女共同参画社会推進計画」に基づく総合的、計画的、体系的な取り組みの推進
- 男女共同参画の意識醸成
 - ・学校、家庭、地域社会などにおける男女共同参画に関する教育・学習の充実
 - ・広報誌やホームページなどを通じた啓発活動の推進
 - ・企業向け研修会の開催、国・県・関係機関の情報提供、やまがたイクボス同盟^{※4}の活動などを通じた、企業等における意識醸成の推進

※3 山形県パートナーシップ宣誓制度：性的マイノリティのカップルが、互いを人生のパートナーとして宣誓したことを県が公的に証明する制度。

※4 やまがたイクボス同盟：イクボス（部下のワーク・ライフ・バランスを考え、キャリアと人生を応援しながら組織の業績と結果を出す経営者や上司）の輪を広げ、男女が共に仕事と子育てを両立できる社会の実現を目指すため、山形県知事や経済団体などのトップが発起人となり平成27年に設立された同盟。

- 関係機関と連携した総合的な取り組みの推進、相談・支援体制の充実
- 誰もが能力を十分に発揮し活躍できる社会環境づくりの推進
 - ・ 各種審議会などにおける慣例にとらわれない女性委員の登用
 - ・ 社会活動、地域活動への男女共同参画の促進
 - ・ 農業や商工業分野などにおける男女共同参画の促進
 - ・ 家庭における男女共同参画の促進
 - ・ 女性が自分らしく働けることに役立つような情報の発信
- 災害など非常事態における女性への配慮の推進
- 誰もが働きやすい環境整備の推進
 - ・ 子育て支援や在宅福祉施策の充実による就労との両立支援
 - ・ 出産や育児・介護を理由とした離職の抑制、再就職や就業継続への支援
 - ・ 育児休業、介護休業などの取得促進
 - ・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の効果を表す指標

指 標	現在値	令和12年度（5年後）
① 市の審議会等における女性委員の割合	24.6% (令和8年1月末)	40.0%
② やまがたイクボス同盟への市内参加企業・団体数	23組織 (令和7年度末)	30組織
③ 市内企業における男性の育児休業取得率	67.7% (令和6年度)	70.0%

※指標（現在値）の出典：①～③総合政策課

第6章

計画推進のために

第1節

大けやき行政の推進



課題と基本的な考え

- 地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、持続的に発展する地域社会を構築するためには、目標を明確にして、常に見直しとその効果を検証する柔軟で効率的な行政運営が必要となります。地域のことは地域住民が決める住民自治の理念の浸透を図り、常に市民の声を反映し市民参画の道を開いていくとともに、市民目線で行政運営を進めていきます。
- 行政施策、社会福祉、イベント、防災・災害情報など市政に関する情報を広く市民に届けるため、市報やホームページ、SNSによる情報発信を行っています。今後も掲載内容の充実や迅速な更新を図るとともに、住民ニーズに沿った媒体により効果的な情報発信を行うなど、わかりやすく親しまれる広報の実現を図ります。また、高齢者や障がい者を含めた誰もが利用しやすい広報の充実に努めるとともに、市外への魅力発信を行うなど幅広い広報活動を実施していきます。
- 本市は、「市長のふれあい座談会」「市長と語る日」「市長と語る懇談会」の開催、「声の宅配便」や主要な政策決定におけるパブリックコメント、アンケート調査などを活用し、幅広く広聴活動を実施してきました。今後も市民の理解と協力を得るためには、市民と行政が十分なコミュニケーションを図り、相互の信頼関係を築いていく必要があります。その信頼関係のもと、より良い市政運営につなげるため、今後とも幅広い広聴活動を実施していきます。
- 行政の公平性と透明性を確保し、協働のまちづくりを進めるためには、情報の公開、共有が重要です。公開資料の充実を図るなど積極的に情報公開制度の運用を図ります。
市民の利便性向上や行政の効率化を推進する中で、個人情報の適切な運用が求められています。職員のコンプライアンス意識をさらに高め、個人情報保護制度を適切に運用します。また、引き続き、公文書の適正管理を徹底します。

- 高齢化の進行による社会保障費や公共施設等の老朽化に伴う維持管理費が増加する中で、物価等の急激な上昇もあって財政状況は厳しさを増しています。安定した自主財源の確保に向けて、市税の適正な賦課・徴収の推進、中長期的な視野に立った計画的な財政運営を行い、財政の健全化を堅持することが必要です。また、公共施設等やインフラについては、予防保全型管理の視点による計画的な改修などを行うとともに、民間のノウハウや資金を積極的に活用し、さらなる財政負担の平準化と費用の縮減を図ります。利用終了の予定がある市有財産については、その利活用や処分などについて、市民や地域と十分な協議を行いながら検討していきます。

公営企業については、引き続き健全経営を維持していくとともに、経営基盤のさらなる強化と財政マネジメントの向上を図ります。

- 令和8年度を始期とする「東根市第8次行財政改革推進プラン」に基づき、最小の経費で最大の効果を得る、効率的な行財政運営を行うとともに、デジタル技術の活用を通じた持続可能な行政サービスの提供を図ります。また、国から自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどについて、他市町村と連携しながら国へ適切な対応を求めています。

- 職員の定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられるとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制の導入などによって、職員数管理が複雑化しています。これらを踏まえて策定した令和8年度を始期とする職員定員管理計画に基づく、職員の適正配置とあわせ、より効果的な組織改編を計画的に実施することにより、年々多様化・複雑化する行政需要に対応していきます。また、行政を取り巻く環境の変化に対応できる発想と広い視野を持ち、政策形成能力を備えた意欲ある職員を育てるため、研修による資質向上や能力を発揮しやすい職場づくりなどを行うとともに、職員自らの政策提案を促し能力開発に努めます。

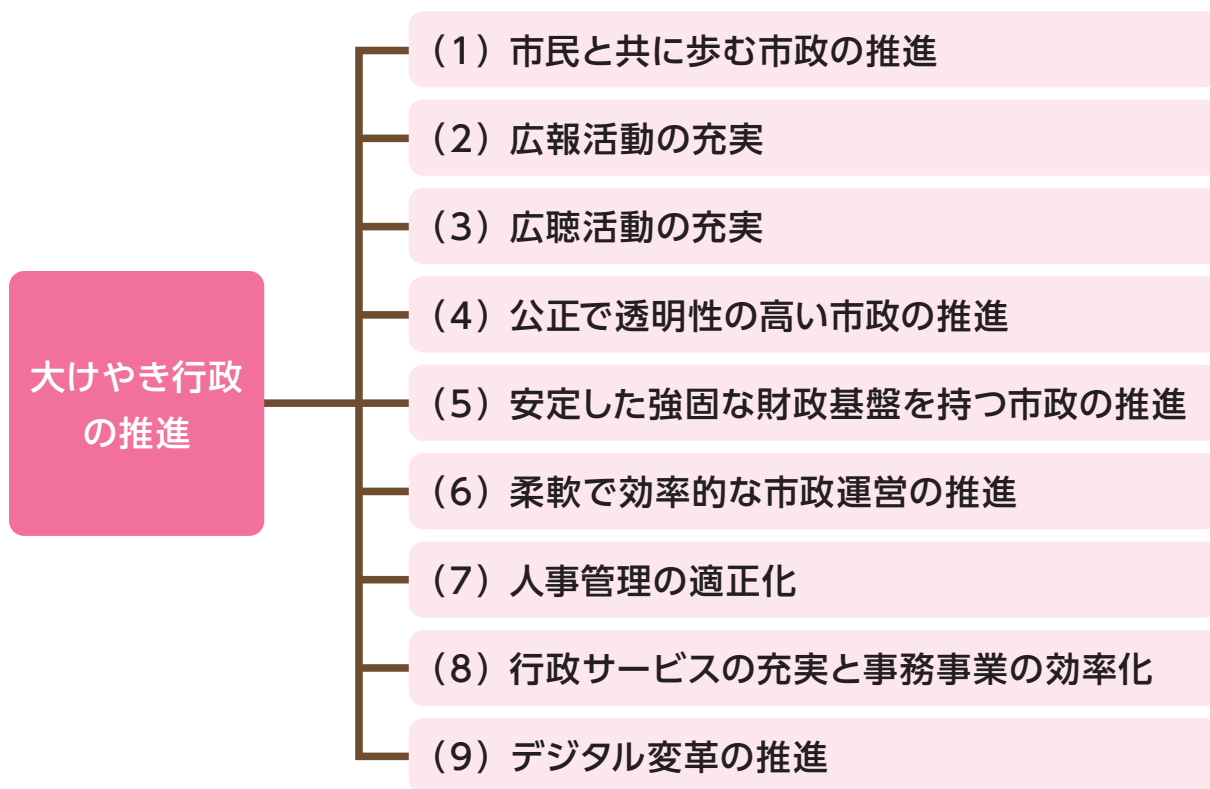
- 少子高齢化、市民ニーズの多様化などによって拡大する行政需要に、限られた人員と財源で対応していくために、臨機応変に行政組織の見直しを図るとともに、職員一人ひとりが行政サービスの改善に意欲的に取り組む環境を醸成します。また、引き続き、民間活力との連携や協働などを進め、事務事業の効率化を進めます。

- コロナ禍において明らかになったデジタル化への遅れへの対応とともに、デジタル技術を活用して社会を変革していく「デジタル変革（DX）」が求められています。引き続き「東根市デジタル変革（DX）推進計画」に基づき、市民生活のあらゆる面において質や利便性を向上させるための手段としてデジタル技術を活用し、市民・行政・地域のデジタル変革を推し進めていきます。また、持続可能なまちづくりを進めるために、デジタル技術の積極的な活用によって行政の効率化を図り、行政サービスの向上につなげます。

AIやRPAなどの先進技術の導入を積極的に進めます。また、国が進めている基幹系

業務システムの統一・標準化への円滑な移行と運用を図ります。あわせて、誰もが恩恵を享受できるようデジタルデバйд対策を進めるほか、デジタル技術を効果的かつ安全・安心に利活用するための知識や能力を備えた人材の育成を図るなど、デジタル変革の基盤を整えます。

施策の体系



施策

(1) 市民と共に歩む市政の推進

- 市民と行政の協働のまちづくりの推進
- 市民憲章の普及と実践運動の推進

(2) 広報活動の充実

- 市民から親しまれるわかりやすい広報誌づくりの推進
- 多様なメディアを活用した広報活動の推進
- ウェブやSNSなどを活用した情報発信の充実、効果的な発信に向けた機能拡充
- 高齢者、障がい者、在住外国人など誰もが利用しやすい広報手段の確保、見やすい、読みやすい広報の取り組みとウェブアクセシビリティへの配慮
- 本市を訪れたくなる、住んでみたくなるような魅力の発信
- 報道機関などへの適切、的確、積極的な情報の発信と提供
- 広報モニター、広報レポーター活動の充実

(3) 広聴活動の充実

- 対話を重視する広聴活動の充実
- ハガキやホームページ、SNSを活用した広聴活動の充実
- 主要な政策決定過程におけるパブリックコメント、市民アンケート調査の実施
- 市政への要望、相談窓口体制の充実

(4) 公正で透明性の高い市政の推進

- インターネットを活用した議会、会議中継などの推進
- 審議会などの公開の検討
- 情報公開制度の充実
- わかりやすい予算・決算情報や財務諸表などの積極的な広報
- さまざまな統計情報の公開とオープンデータ^{※1}化の推進
- 個人情報保護制度の適切な運用
- 適正な文書・情報管理の推進、公文書保存の最適化に向けた検討

(5) 安定した強固な財政基盤を持つ市政の推進

- 中長期的展望による計画的な財政運営の推進
 - ・ 経常経費の抑制
 - ・ 市債の適正な発行と管理による財政負担の平準化
 - ・ 新公会計制度に基づく財務諸表による財政情報の把握と活用の推進
 - ・ 「ふるさと納税制度」の積極的な展開と財源の適正な運用
 - ・ 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の周知・活用の推進
 - ・ 使用料、手数料など受益者負担の適正化と確実な収納
- 補助金、負担金、交付金の見直しと整理合理化の推進
- 公共施設等の長寿命化、予防保全型管理の視点による計画的な改修とバリアフリー化の促進
- 市有財産の利活用などの検討
- 市税等の適正課税と収納率向上対策の推進
 - ・ 航空写真の活用など課税客体の適正把握の推進
 - ・ コンビニ収納やスマートフォン決済アプリ、e L T A X^{※2}を活用した公金収納など多様な収納方法の導入推進
- Web受付サービスの導入などによる口座振替の一層の推進
- 透明で公平な競争性の高い入札制度の運用推進
- 効率的な行財政運営のための財務規則などの見直し推進
- 関係各種団体の運営に対する適正な指導と事務移管の推進
- 公営企業などの経営健全化の推進

※1 オープンデータ：行政が保有するデータについて、機械判別に適した形式により、二次利用が可能なルールのもとで公開されているもの。

※2 e L T A X：地方税に関する申告や届出等を、インターネットを通じて行うことができる全国共通の電子手続きシステム。

健全化判断比率※の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実質公債費比率※	7.8%	8.3%	8.8%
将来負担比率※	—	—	—
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし

※健全化判断比率：自治体財政の健全度を示す4つの指標。いずれも数値が低いほど健全とされている。

※実質公債費比率：市の借金の返済にあたる元利償還費等が、市の標準財政規模を基本とした額に対してどのくらいの割合を占めているかを表す。25%以上となると早期健全化団体となり、早期健全化策が求められる。

※将来負担比率：公営企業、土地開発公社などを含めた、将来市が負担すべき市債や債務負担行為などの負債が、市の標準財政規模を基本とした額に対してどのくらいの割合を占めているかを表す。350%以上となると早期健全化団体となり、早期健全化策が求められる。

将来負担する額より返済に充てられる基金などの財源が上回るため「—（該当なし）」と表記する。

（財政課）

経常収支比率※の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収支比率	90.9%	93.0%	94.8%

※経常収支比率：人件費や公債費などの経常的な経費に、市税や地方交付税などの経常一般財源が、どの程度充当されたかを見る指標。比率が低いほど財政に弾力性がある。

（財政課）

（6）柔軟で効率的な市政運営の推進

- 第8次行財政改革推進プランの推進
- 施策の効果的な評価検証方法の検討
- 地方分権への対応と適正な財源確保

（7）人事管理の適正化

- 職員定員管理計画と事務事業の適正把握による適正な職員の定員管理
- 専用ウェブサイトによる効果的な職員の募集・採用
- 職員が最大限能力を発揮できる組織、職場づくりの推進
- 研修などを通じた職員の意識改革と資質の向上
 - ・ 政策形成能力や創造力を有する職員の育成
 - ・ 市民から信頼され、親近感をもたれる職員の育成
 - ・ 自主研究グループの育成

(8) 行政サービスの充実と事務事業の効率化

- 主要な施策に集中的、効率的に取り組むための組織機構見直しの推進
- 職員提案・業務改善報告制度の充実
- 事務事業の改善と統廃合の検討
- 指定管理者制度、業務委託、P P P / P F I など、民間の活力とノウハウを活用した行政サービスの推進
- 課をまたぐ事務手続きに対する窓口サービスの連携強化
- 民間施設などを活用した行政サービスの拡充と機能充実・強化検討

(9) デジタル変革の推進

- 東根市デジタル変革（DX）推進計画に基づいた総合的なデジタル変革の推進
- 市民サービスのデジタル変革の推進
 - ・ 電子申告や電子申請等、行政手続きのオンライン化による市民サービスなどの利便性向上
 - ・ マイナンバーカードを活用した市民サービスの拡充
 - ・ オープンデータの積極的公開、公開型G I S の拡充など多様な市民ニーズに合わせた行政情報の提供
 - ・ 市民の負担軽減、利便性向上などに向けたA I 等の先進技術の導入
 - ・ インターネットなどを活用した公共施設案内、予約システムの導入拡大
 - ・ 税のほか使用料や手数料など、さまざまな公金支払いのキャッシュレス化
 - ・ 書かない・待たない・回らない窓口に向けた検討
 - ・ 新たなアプリの導入などによる市民サービスの一元化の検討
- 行政デジタル変革の推進
 - ・ 書面主義・対面主義など、制度・慣行・意識の見直し
 - ・ 標準仕様に基づく基幹システムの速やかな移行完了と円滑な運用、クラウドシステムの導入検討
 - ・ I C T などを利活用するための知識や能力を備えた人材の育成に向けた研修の充実や、民間の専門人材の活用
 - ・ 事務の効率化などに向けた先進技術（デジタル技術）の導入
- 地域デジタル変革の推進
 - ・ 各産業分野における先進技術（デジタル技術）の導入に向けた支援
 - ・ デジタル機器に不慣れな市民に配慮した取り組みや、市民や地域のデジタル技術への適応に向けた支援

施策の効果を表す指標

指標	現在値	令和12年度（5年後）
① 市ホームページの年間アクセス件数	683,664件 (令和7年度)	700,000件
② 市公式 Facebook フォロワー数	1,161人 (令和7年度末)	1,200人
③ 市LINE公式アカウント 友だち数	22,705人 (令和7年度末)	24,000人
④ 電子申請フォームの登録件数※	88件 (令和7年度末)	100件
⑤ オープンデータの登録件数	28件 (令和7年度末)	40件
⑥ マイナンバーカード保有率	88.2% (令和7年度末)	90.0%
⑦ マイナンバーカードを活用した 証明書発行割合	32.4% (令和7年度末)	50.0%

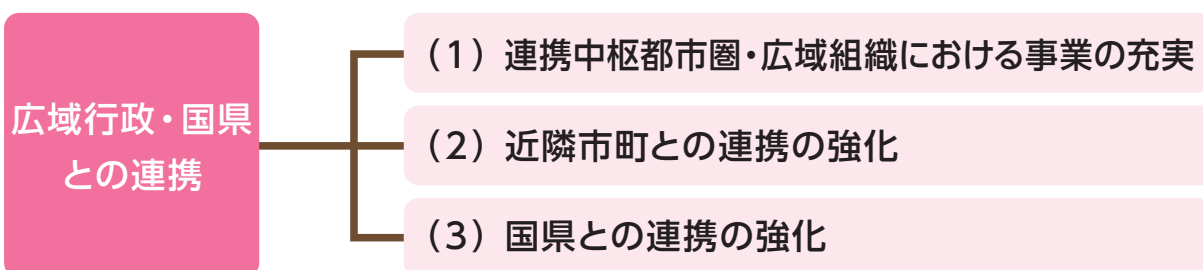
※指標（現在値）の出典：①～⑤総合政策課、⑥⑦市民課

※電子申請フォームの登録件数：オンラインでの行政手続き（申請・申込み・調査回答・予約等）ができるよう、公的なシステム・公式アカウントに申請フォームが登録された件数。ただし、研修会場におけるアンケートなどその時限りのものを除く。

課題と基本的な考え

- 本市は令和2年に山形市と連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を取り交わし、現在、山形市と本市を含む7市7町による「山形連携中枢都市圏」において、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組みを連携して実施しています。少子高齢化や超スマート化など共通する行政課題の解決に広域的に取り組むことにより、効果的かつ効率的な行政運営をより一層推進します。また、一部事務組合などの既存の広域組織についても、さらなる連携強化を図るとともに、既存事業の事務効率化や運営方法の見直しを随時検討していきます。
- 市民生活や社会経済活動は、市の境界を越えて広域的に行われるため、市民の活動エリアを考慮した広域連携を検討していく必要があります。新たに広域連携を行うことで、相乗効果やスケールメリットが期待できる事業については、広域行政を検討していきます。
- 人口減少を克服し地域経済の活性化を図るため、地域の特性を活かしながら住民主体の自治体運営による地方創生を実践していくことが求められています。真の地方創生の実現に向けて、国や県との役割分担のもと、緊密な連携を推し進めるとともに、制度の見直しや財政支援などについて要望を強化していきます。

施策の体系



施策

(1) 連携中枢都市圏・広域組織における事業の充実

- 山形連携中枢都市圏における効果的、効率的な連携事業の推進、市民への周知強化
- 既存組織の連携強化
- 各広域組織における既存事業の効率化や見直しの検討
- 各分野の情報交換、意見交換の充実

(2) 近隣市町との連携の強化

- 各分野における近隣市町との課題共有と連携協力体制の推進
- 広域連携による相乗効果やスケールメリットが期待できる施策の検討
- 県域、村山地域において本市の果たす役割を意識した広域的取り組みの推進
 - ・ 交流、連携の拠点整備と機能強化
 - ・ 国県の施設との連携強化

(3) 国県との連携の強化

- 国県との情報共有、意見交換など連携の充実
- 国県関係機関、団体との情報共有、意見交換などの連携充実
- 重要課題に係る制度見直しや財政支援など、国県への要望活動の強化

持続可能な開発目標 (SDGs) と各施策の関連性

本計画に掲げる各施策とSDGsの17のゴールの関連性を整理すると、以下のとおりとなります。

	① 貧困	② 飢餓	③ 保健	④ 教育	⑤ ジェンダー	⑥ 水・衛生	⑦ エネルギー	⑧ 経済成長と雇用	⑨ インフラ、産業化、イノベーション	⑩ 不平等	⑪ 持続可能な都市	⑫ 持続可能な生産と消費	⑬ 気候変動	⑭ 海洋資源	⑮ 陸上資源	⑯ 平和	⑰ 実施手段
第1章 みんな元気にいきいき暮らす 健やかで住みよいまち																	
第1節 子育て環境の充実	●	●	●	●	●			●		●						●	●
第2節 高齢者福祉の充実			●					●		●						●	●
第3節 障がい福祉の充実	●		●	●				●		●						●	●
第4節 地域福祉の推進	●	●	●	●	●			●		●	●		●			●	●
第5節 健康づくりの充実		●	●		●						●	●				●	●
第6節 適正な社会保障の実施	●	●	●					●		●	●						●
第2章 自然と環境を未来につなぐ 安全・安心で快適なまち																	
第1節 防災機能の強化と強靱なまちづくりの推進	●				●						●		●				●
第2節 消防機能の強化	●				●						●		●				●
第3節 生活安全の確保			●		●						●					●	●
第4節 環境保全の推進			●			●	●				●	●	●	●	●		●
第5節 都市景観の形成						●					●	●			●		●
第6節 都市基盤の整備	●		●			●			●		●		●		●		●
第7節 公共交通の充実			●				●		●	●	●						●
第8節 上下水道の整備	●		●			●			●		●		●	●			●
第3章 力強く魅力いっぱいの 産業と交流のまち																	
第1節 交流の促進								●									●
第2節 農林業の振興		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●
第3節 商工業の振興				●	●		●	●	●	●	●						●
第4節 雇用・労働環境の充実	●		●	●	●			●		●							●
第5節 観光の振興								●			●	●			●		●
第6節 ひがしねブランドの発信		●						●	●						●		●
第4章 心豊かな人を育てる 教育と文化のまち																	
第1節 幼児教育・学校教育の充実	●	●	●	●	●					●						●	●
第2節 生涯学習の充実				●													●
第3節 芸術・文化の振興				●													●
第4節 スポーツの振興			●	●													●
第5節 文化財・伝統芸能・伝承文化の保護継承				●							●				●		●
第5章 市民みんなの力でつくる 笑顔輝く協働のまち																	
第1節 協働のまちづくり					●					●	●						●
第2節 地域力の向上				●						●	●						●
第3節 移住・定住の促進										●							●
第4節 人権の尊重と男女共同参画の推進	●		●	●	●			●		●						●	●
第6章 計画推進のために																	
第1節 大げやき行政の推進				●				●	●	●	●	●				●	●
第2節 広域行政・国県との連携			●	●		●		●	●	●	●				●		●



市民アンケート集計結果

1. 目的、主旨

第5次東根市総合計画 後期基本計画策定にあたり、市民の意識とニーズの変化を把握するために実施しました。

2. 調査方法

アンケート調査対象者を令和7年8月1日現在の住民基本台帳に登録されている16歳以上の男女40,826人とし、下記の①及び②により実施しました。

①2,000人を無作為に抽出し、郵送により調査票を送付し実施。回答は、郵送またはWebのいずれかによる。

②東根市LINE公式アカウント登録者へアンケート回答フォームを送信し、Web回答により実施。

3. 調査時期 令和7年8月7日 ～ 令和7年8月29日

4. 回答状況 2,022件

①調査対象件数2,000件中、回答数943件で回答率は47.2%でした。

②東根市LINE公式アカウント登録者からの回答数は1,079件でした。

地区	東根	神町	東郷	高崎	大富	小田島	長瀬	合計
回答数	851	610	98	54	168	145	90	2,022

※回答数の合計欄は、地区名の回答がない6件を含むものです。

(参考) 年齢別内訳

● 年齢別回答数

	16-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80歳以上	無回答・無効	合計
①	35人	76人	104人	153人	154人	93人	81人	119人	84人	38人	6人	943人
②	8人	114人	228人	288人	241人	89人	58人	35人	16人	2人	0人	1,079人
合計	43人	190人	332人	441人	395人	182人	139人	154人	100人	40人	6人	2,022人

● 年齢別回答割合

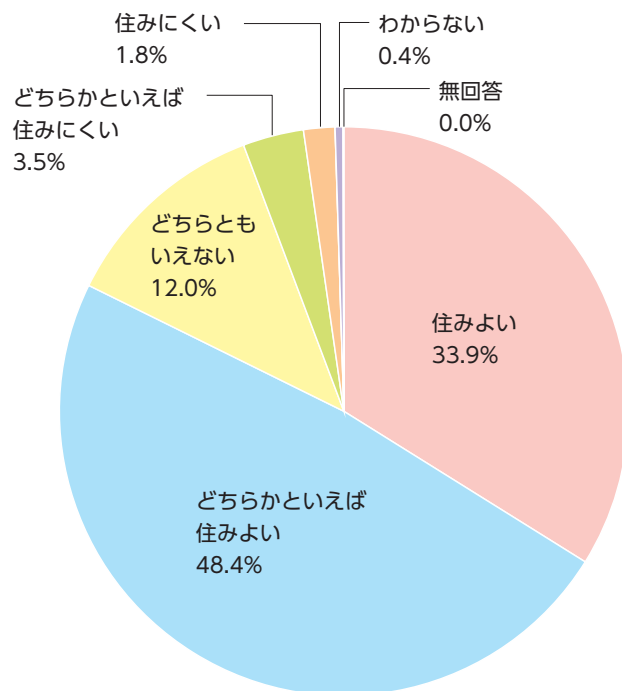
	16-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80歳以上	無回答・無効
①	3.7%	8.1%	11.0%	16.2%	16.3%	9.9%	8.6%	12.6%	8.9%	4.0%	0.6%
②	0.7%	10.6%	21.1%	26.7%	22.3%	8.2%	5.4%	3.2%	1.5%	0.2%	-
合計	2.1%	9.4%	16.4%	21.8%	19.5%	9.0%	6.9%	7.6%	4.9%	2.0%	0.3%

生活環境について

問 1

生活環境について（東根市の住みよさ）

東根市全体の住みやすさについておたずねします。（1つ選択）

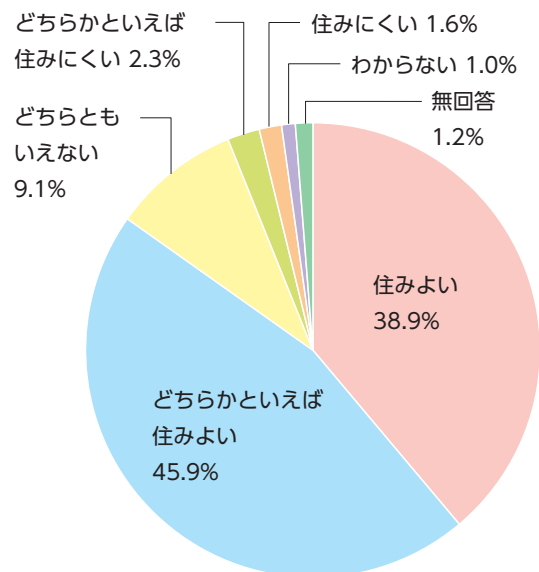


住みよい（住みよい+どちらかといえば住みよい）は8割以上

本市の住みよさについては、市民の約82%が「住みよい」、「どちらかといえば住みよい」と答えました。その割合は、前回調査（令和2年）から微減となっています。（84.8%→82.3%）

ただし、従来どおりの無作為抽出による調査（調査方法①）に限定すると、割合は85.2%となっており、前回調査と条件を揃えた比較では、横ばい推移となっています。

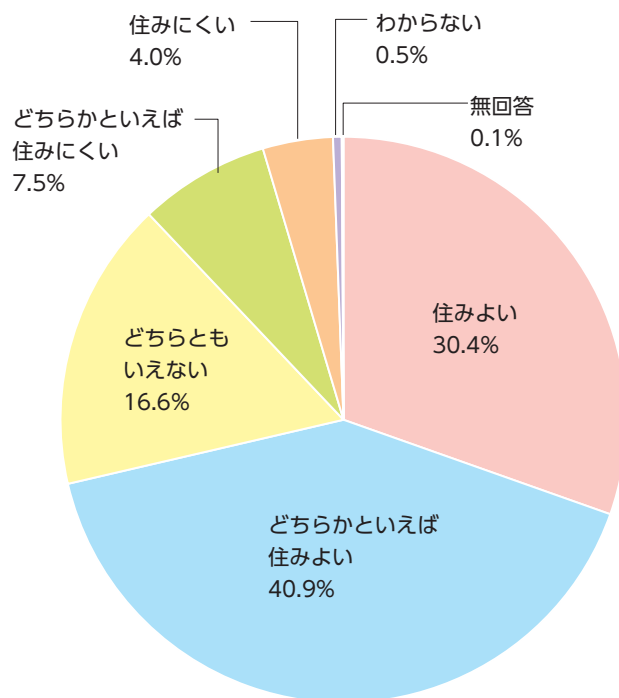
（参考）前回調査（令和元年）



問2

生活環境について（地区の住みよさ）

あなたの住んでいる地区の住みやすさについておたずねします。（1つ選択）



（参考）地区ごとの状況

地区	住みよい＋ どちらかといえば住みよい	住みにくい＋ どちらかといえば住みにくい
東根	77.5%	7.2%
神町	80.2%	6.7%
東郷	48.0%	23.5%
高崎	37.0%	40.7%
大富	58.3%	17.3%
小田島	66.7%	13.9%
長瀬	35.6%	37.8%

地区別の住みよさは、中央部と周辺部に大きな差がある

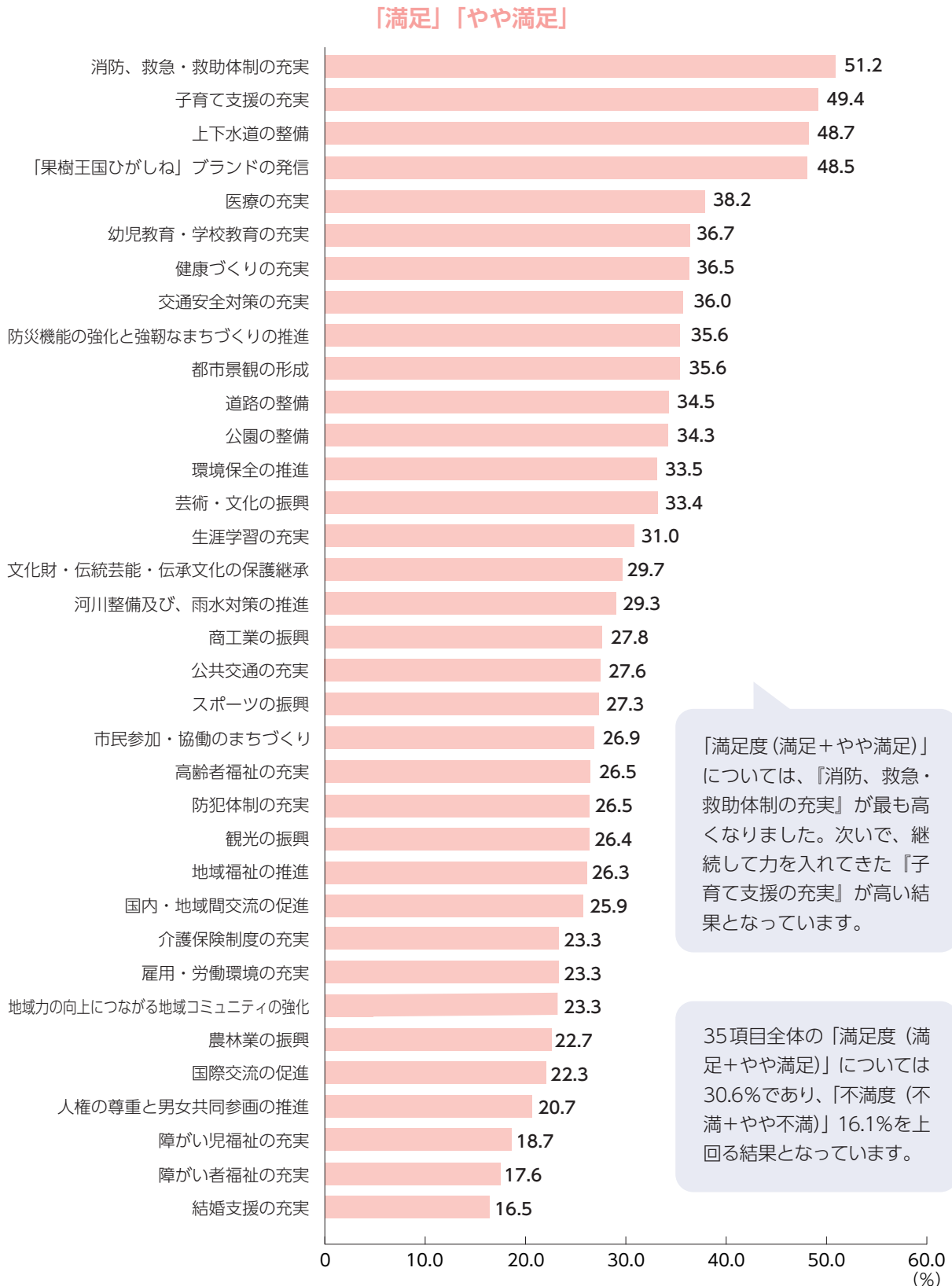
地区別にみると、中央部と周辺部に大きな差が生じています。

東根市の施策について

問3

取り組んでいる施策の満足度について（総合計画の体系に準じたもの）

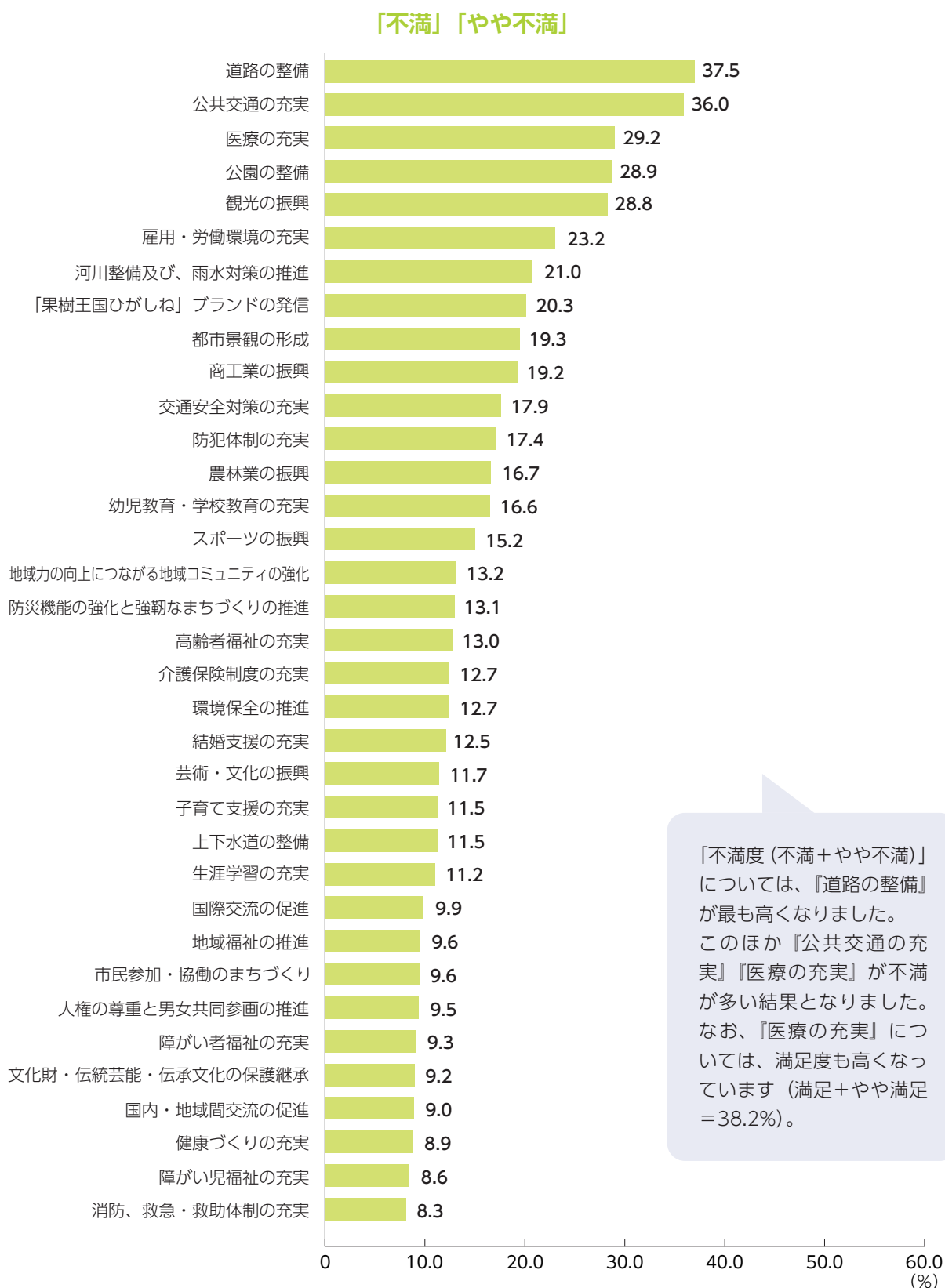
東根市が取り組んでいる施策について、「現在の満足度」をおたずねします。



問3

取り組んでいる施策の満足度について（総合計画の体系に準じたもの）

東根市が取り組んでいる施策について、「現在の満足度」をおたずねします。

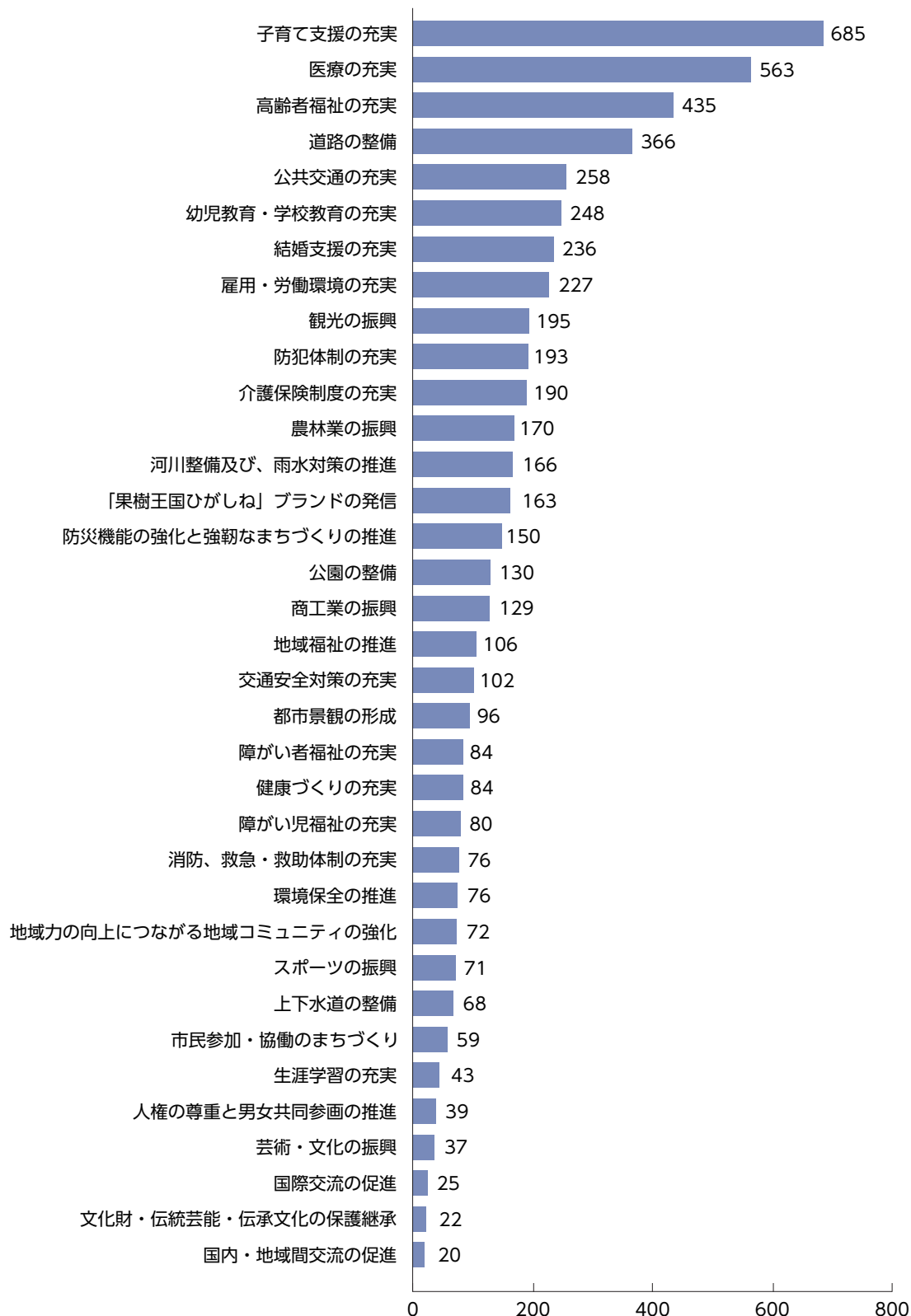


問 4

特に優先すべきと考える施策について

問3の項目の中で、今後、東根市が最も優先して実施すべきと考える施策をおたずねします。

(3つまで選択)

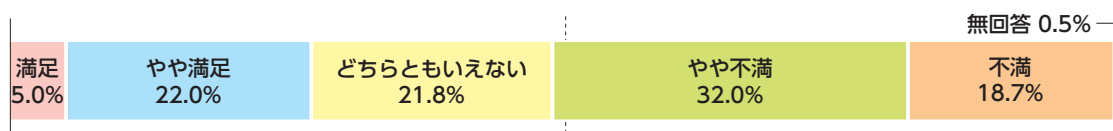


問5

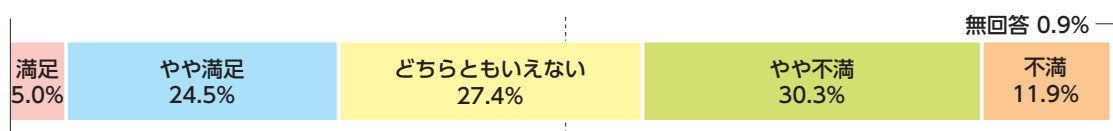
前回のアンケートにおいて満足度の低かった項目の現在値について

前回の市民アンケート（令和元年実施）において、満足度の低かった項目について、「現在の満足度」をおたずねします。（1つ選択）

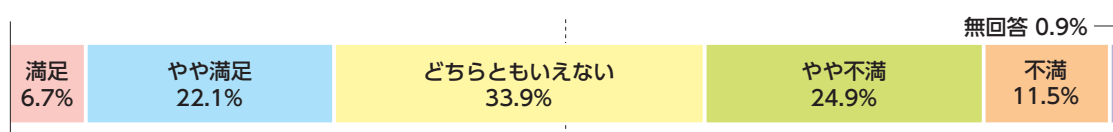
1 除雪対策



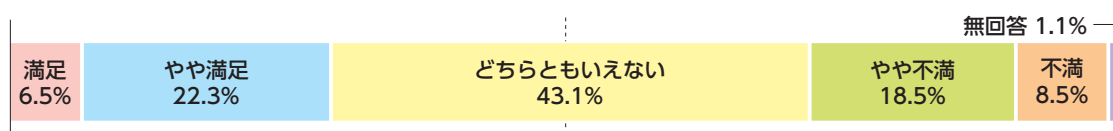
2 道路の広さや舗装



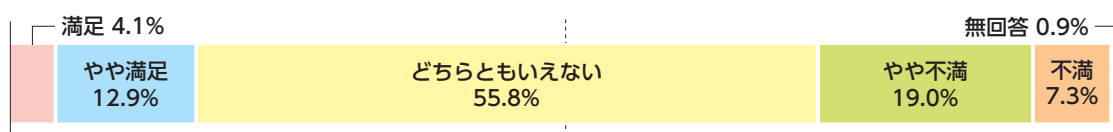
3 日常の交通の便



4 公園の整備状況



5 高齢者や障がい者が暮らしやすい環境



※「除雪対策」については、年齢別にみると30歳～59歳の年齢層において「不満・やや不満」との回答が多い結果となりました。

※「道路の広さや舗装」については、地区別・年齢別どちらの側面から見ても、不満感を表す数値がまんべんなく多い結果となりました。

※「日常の交通の便」については、地区別の偏りはないものの、他の項目に比べると学生などの若年層が不満を抱えている方が多い結果となりました。

※「公園の整備状況」については、西部地域において不満感を抱えている割合が多い結果となりました。

※「高齢者や障がい者が暮らしやすい環境」については、年齢別にみると50歳以上の年齢層において「不満・やや不満」との回答が多い結果となりました。

こどもの意見について

東根市こども計画策定のためのアンケート調査（抜粋）

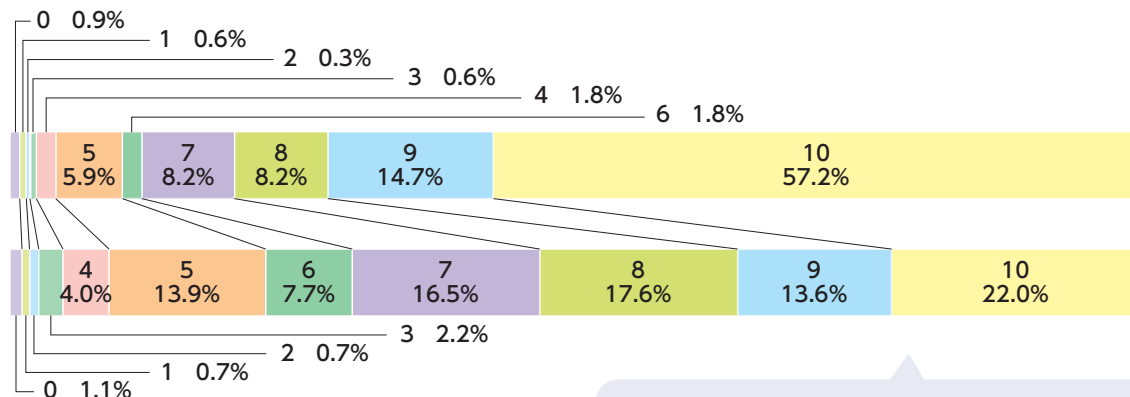
東根市こども計画策定のためのアンケート調査は、令和7年1月に市立小中学校の小学5年生及び中学2年生（889人）を調査対象とし、オンライン調査により実施したものです。

（東根市に住みたいと思うか）

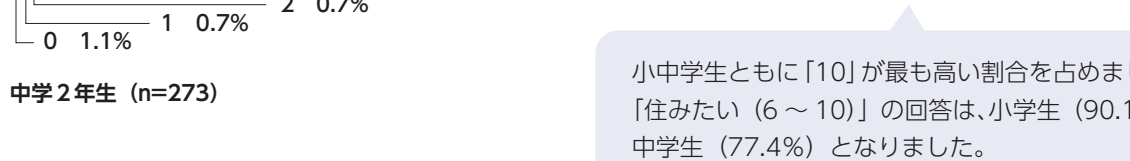
問 これからも東根市に住みたいと思いますか。「0」から「10」の数字で教えてください。

※「0」は「住みたくない」を、「10」は「住みたい」ことを意味しています。

小学5年生（n=341）



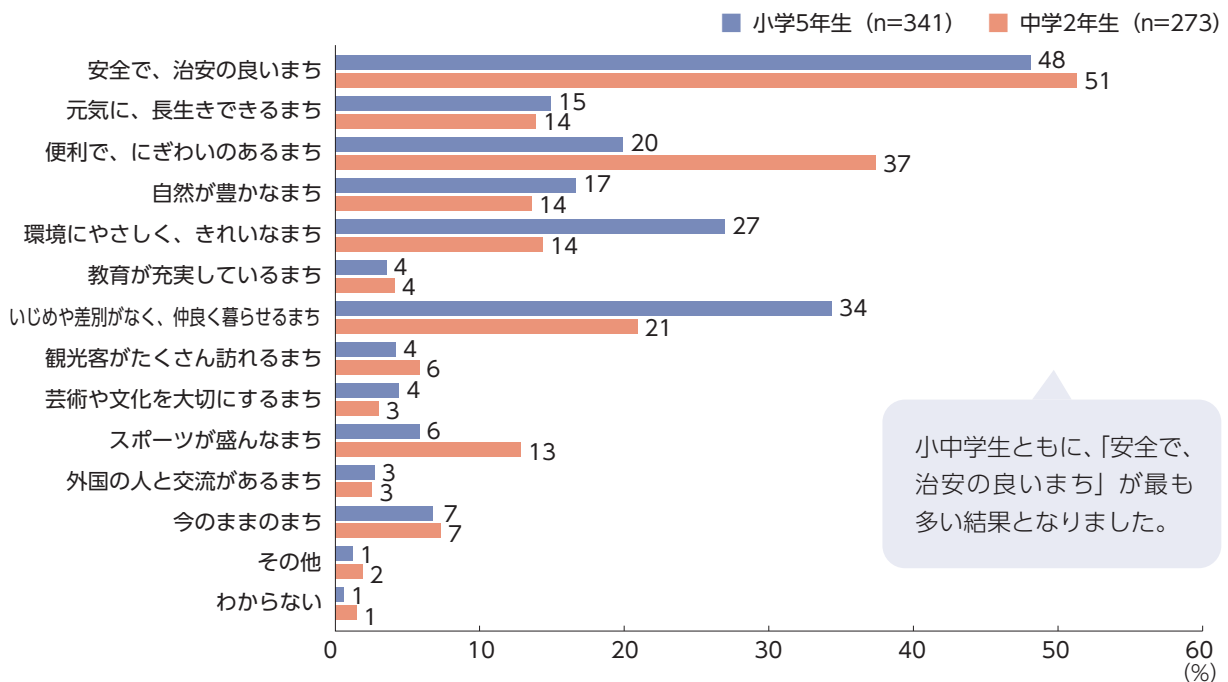
中学2年生（n=273）



小中学生ともに「10」が最も高い割合を占めました。「住みたい（6～10）」の回答は、小学生（90.1%）、中学生（77.4%）となりました。

（東根市がどんなまちになってほしいか）

問 東根市がどんなまちになってほしいと思いますか。（2つまで選択）



小中学生ともに、「安全で、治安の良いまち」が最も多い結果となりました。

第5次東根市総合計画 後期基本計画

策定の歩み

令和6年	
11月18日	策定基本方針 庁議決定
12月2日	振興審議会常任幹事・幹事会 (第1回策定委員会)
12月12日	振興審議会へ説明
12月23日	市議会全員協議会
令和7年	
1～5月	第5次東根市総合計画前期基本計画の 検証と課題 各課照会・回答
3月	市民会議委員公募
6月26日	職員プロジェクトチーム辞令交付式 及び第1回全体会議
7月22日	職員プロジェクトチーム第1回部会 (厚生部会)
7月23日	職員プロジェクトチーム第1回部会 (経済建設部会)
7月25日	職員プロジェクトチーム第1回部会 (総務文教部会)
7月29日	市民会議委嘱状交付式及び 第1回全体会議
8月	市民アンケート調査
8月1日	職員プロジェクトチーム第2回部会 (総務文教部会・厚生部会)
8月4日	職員プロジェクトチーム第2回部会 (経済建設部会)
9月16日	市民会議部会・職員プロジェクトチーム 部会合同会議 (厚生部会)
9月17日	市民会議部会・職員プロジェクトチーム 部会合同会議 (総務文教部会)
9月18日	市民会議部会・職員プロジェクトチーム 部会合同会議 (経済建設部会)
11月27日	専門家会議委員辞令交付式及び まちづくり研修会
12月1日	振興審議会常任幹事・幹事会 (第2回策定委員会)
12月11日	振興審議会 (第5次東根市総合計画後 期基本計画 (案) の中間報告について)
12月22日	市議会全員協議会

令和8年	
1月15日	顧問からの評価
2月2日	第3回策定委員会
2月9日	市民会議第2回全体会議 (書面会議)
2月9日	専門家委員からの評価
2月20日	市議会全員協議会
2月20日～ 3月12日	パブリックコメント
3月16日	振興審議会常任幹事・幹事会 (第4回策定委員会)
3月17日	振興審議会へ諮問
3月18日	振興審議会答申
3月23日	庁議

会議開催状況

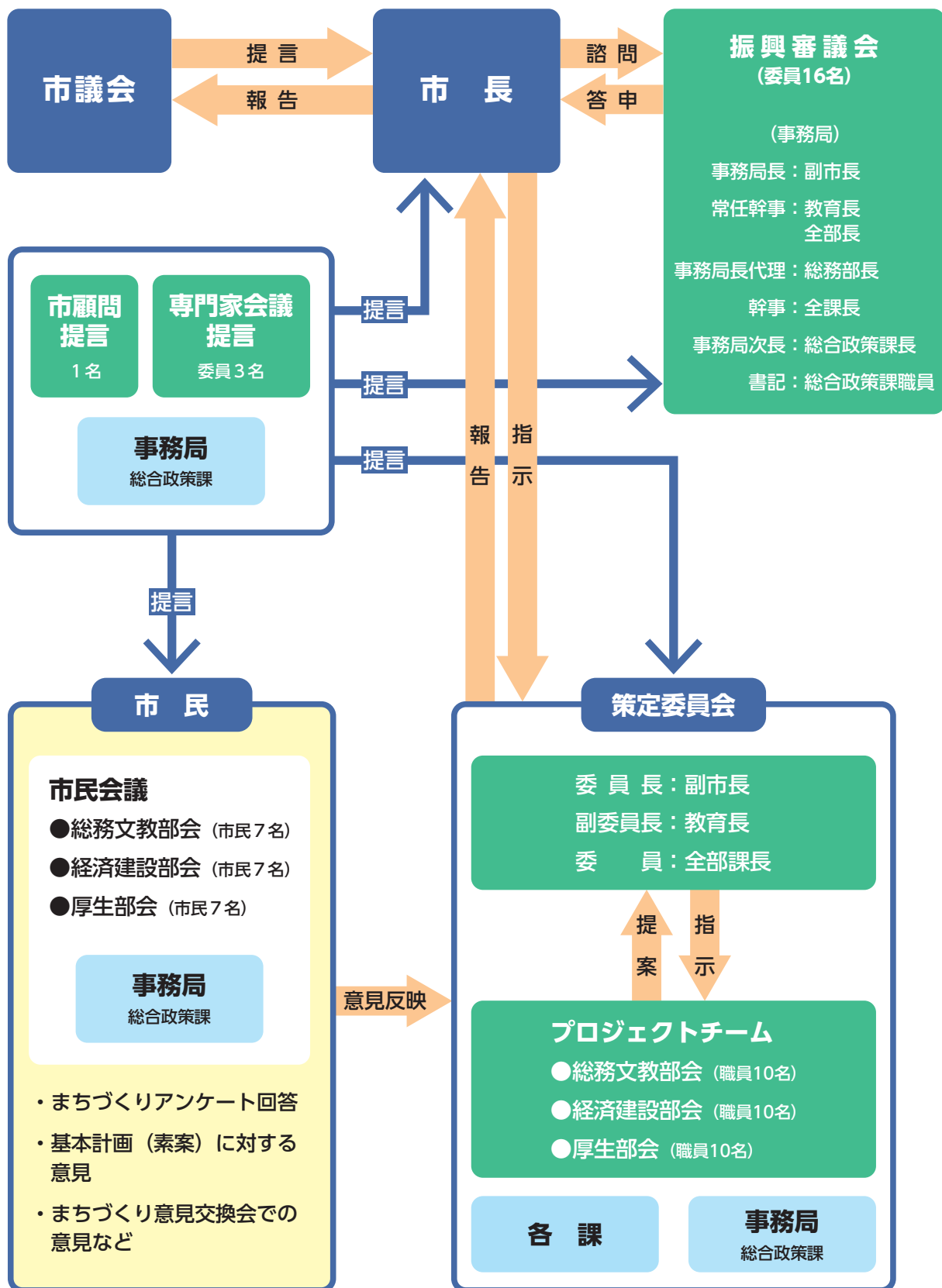
市議会への説明	のべ3回
振興審議会	のべ4回
市民会議関係	のべ5回
専門家からの指導	のべ2回
策定委員会	のべ4回
職員プロジェクトチーム	のべ10回

市民アンケート

郵送方式…調査対象件数2,000件中、943
件回答 (回答率：47.2%)

インターネット回答…東根市LINE公式ア
カウント登録者より1,079件回答

策定体制図



策定にご協力いただいた方々

東根市振興審議会 委員

会 長 矢 口 信 哉

青 野 博

伊 藤 こず恵

伊 藤 孝 子

浦 瀧 昇 一

岡 崎 広 良

小 野 保 博

鈴 木 綾 子

高 橋 賢 雄

滝 口 亜由美

武 田 昇

富 樫 正 義

松 浦 洋 二

村 山 恵 子

森 谷 佐栄子

策定専門家会議 委員

委 員 細 野 武 司
株式会社フィデア情報総研
事業アドバイザー

委 員 國 方 敬 司
山形大学名誉教授

委 員 高 澤 由 美
山形大学学術研究院大学院理工学研究科
山形大学工学部建築・デザイン学科准教授

東根市顧問

顧 問 結 城 章 夫

策定市民会議

総務文教部会 部会長 保 科 敬

石 山 俊 輔

遠 藤 辰 志

岡 田 明 義

工 藤 大 輔

小 嶋 美 和

半 田 義 人

経済建設部会 部会長 横 尾 禎 司

黒 崎 敬 子

今 野 征

寒河江 司

榎 健太郎

本 木 光

山 下 瑞 貴

厚生部会 部会長 矢 口 匡 彦

太 田 麻 美

大 滝 志 織

大 山 和 宏

齋 藤 翔 太

庄 子 裕 絵

深 瀬 さとみ

第5次 東根市総合計画後期基本計画

令和8年6月発行

発行／山形県東根市

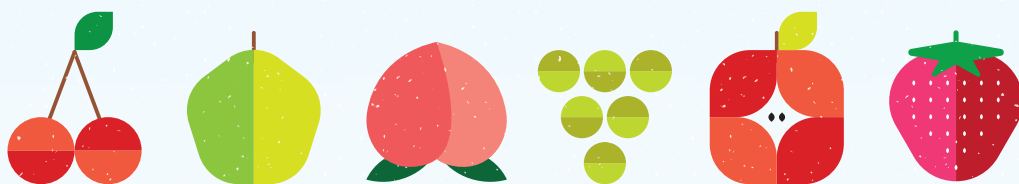
〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号

TEL 0237-42-1111

<https://www.city.higashine.yamagata.jp>

企画・編集／東根市総務部 総合政策課

印刷・デザイン／株式会社フロット



東根市
HIGASHINE CITY

